

鹿嶋市地域防災計画

資料編

令和3年1月

鹿嶋市防災会議

鹿嶋市地域防災計画 資料編 目次

【地震災害対策計画編】

(総則)

● 図 1.3.1 茨城県沖～房総半島沖の地震の地表震度分布	-1-
● 表 1.3.14 地震別の市町村最大震度	-2-
● 図 1.3.2 液状化の可能性及び沈下量	-3-
● 図 1.3.3 地震時崩壊危険度ランク（土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）・山腹崩壊危険地区）	-3-
● 図 1.3.4 茨城県沖から房総半島沖にかけての地震による津波の浸水域，津波高並びに影響開始時間	-4-
● 図 1.3.5 (1) 建物被害分布（冬深夜）（左：全壊・焼失棟数，右：半壊棟数）	-5-
● 図 1.3.5 (2) 建物被害分布（夏 12 時）（左：全壊・焼失棟数，右：半壊棟数）	-5-
● 図 1.3.5 (3) 建物被害分布（冬 18 時）（左：全壊・焼失棟数，右：半壊棟数）	-6-
● 図 1.3.6 (1) 人的被害分布（冬深夜）	-7-
● 図 1.3.6 (2) 人的被害分布（夏 12 時）	-7-
● 図 1.3.6 (3) 人的被害分布（冬 18 時）	-8-
● 図 1.3.7 (1) 揺れによる建物被害に伴う要救助者（自力脱出困難者）数	-9-
● 図 1.3.7 (2) 津波被害に伴う要救助者（自力脱出困難者）数	-9-
● 図 1.3.8 電力被害分布	-10-
● 図 1.3.9 上水道被害分布	-11-
● 図 1.3.10 下水道被害分布	-12-
● 図 1.3.11 通信被害分布（固定電話の不通回線率）	-13-
● 図 1.3.12 通信被害分布（携帯電話の不通ランク）	-14-
● 図 1.3.13 (1) 避難者分布（最大値（冬 18 時））（被災直後，被災 1 週間後）	-15-
● 図 1.3.13 (2) 避難者分布（最大値（冬 18 時））（被災 1 ヶ月後）	-15-
● 図 1.3.14 緊急輸送道路の橋梁と震度分布	-16-
● 図 1.3.15 緊急輸送道路の通行可能性	-16-
● 図 1.3.16 鉄道被害箇所数	-17-
● 図 1.3.17 港湾被害様相	-17-

(地震災害予防計画)

● 資料 2.1.1 鹿嶋市防災会議条例	-18-
● 資料 2.1.2 鹿嶋市防災会議委員名簿	-20-
● 資料 2.1.3 防災担当機関及び連絡窓口	-21-
● 資料 2.1.4 災害時等の相互応援に関する協定	-23-
● 資料 2.1.5 協定自治体及び協定企業等の一覧	-24-
● 資料 2.1.6 茨城県広域消防相互応援協定	-28-
● 表 2.1.1 ボランティアの区分	-31-

● 図 2.1.1	鹿嶋市防災行政無線システム系統図	-32-
● 図 2.1.2	茨城県防災通信システム多重回線経路図	-33-
● 図 2.1.3	茨城県防災情報ネットワークシステム構成図	-34-
● 表 2.2.1	都市公園の整備状況	-35-
● 表 2.2.2	鹿嶋市の教育施設及び防災設備	-36-
● 表 2.2.3	鹿嶋市内の指定文化財	-38-
● 表 2.2.4	土砂災害防止法指定箇所	-40-
● 表 2.2.5	急傾斜地危険箇所	-41-
● 表 2.2.6	急傾斜地崩壊危険区域指定箇所	-42-
● 図 2.2.1	大規模盛土造成地マップ	-43-
● 図 2.3.1	緊急輸送道路ネットワーク計画図	-44-
● 図 2.3.3	災害種別避難標識システムに用いる図記号等 (1)	-45-
● 図 2.3.5	災害種別避難標識システムに用いる図記号等 (2)	-46-
● 表 2.3.4	防火対象物 (消防法施行令による)	-47-
● 表 2.3.5	消防水利及びポンプの充足状況	-49-
● 図 2.3.5	災害拠点病院の指定状況	-50-
● 表 2.3.6	災害派遣医療チーム (DMAT) 指定医療機関の指定状況	-51-
● 表 2.3.7	災害派遣精神医療チーム (DPAT) の体制整備状況	-51-
● 表 2.3.8	市内医療機関	-52-
● 表 2.3.9	歯科医療及びその他の医療機関	-54-
● 表 2.3.10	管外医療機関	-55-
● 図 2.3.6	茨城県救急医療体制図 (二次・三次)	-56-
● 表 2.3.11	鹿嶋市避難場所一覧	-57-
● 表 2.3.12	鹿嶋市内福祉施設一覧表	-60-
● 表 2.3.13	一人暮らし・寝たきり高齢者, 身体障がい者の状況	-68-

(地震災害応急対策計画)

● 資料 3.1.1	鹿嶋市災害対策本部条例	-69-
● 資料 3.1.2	鹿嶋市災害対策連絡協議会設置規程	-70-
● 資料 3.1.3	災害対策本部設置時の庁内放送文の標準文例	-71-
● 資料 3.2.1	警察通信設備の使用手続き	-72-
● 資 3.2.2	NHK水戸放送局及び㈱茨城放送に対する放送要請手続き	-73-
● 表 3.2.2	非常・緊急通話の内容等	-74-
● 表 3.2.3	非常・緊急電報の内容等	-76-
● 表 3.2.5	気象庁震度階級関連解説表	-78-
● 資料 3.2.2	災害状況報告表	-81-
● 資料 3.2.3	被害状況等報告様式	-82-
● 資料 3.2.4	被害の判定基準表	-83-
● 図 3.2.10 (1)	鹿島地方事務組合消防本部における災害時通信連絡計画 (火災等災害出動時通信計画, 救急救助出動時通信連絡計画)	-85-
● 図 3.2.10 (2)	鹿島地方事務組合消防本部における災害時通信連絡計画 (出動隊からの要請時通信連絡計画, 大規模災害時における通信連絡計画)	-86-

● 資料 3.3.1	自衛隊に対する災害派遣要請依頼書-----	-87-
● 表 3.3.1	災害派遣の活動範囲-----	-88-
● 図 3.3.4	自衛隊茨城隊区指揮系統及び災害派遣担当区分-----	-89-
● 資料 3.3.2	自衛隊に対する部隊撤収要請依頼書-----	-90-
● 表 3.3.2	自衛隊の連絡先-----	-91-
● 資料 3.4.1	茨城県防災ヘリコプター応援要綱-----	-92-
● 資料 3.4.2	緊急通行車両確認証明書-----	-94-
● 資料 3.4.1	消防団の出動体制-----	-95-
● 表 3.4.1	医療ボランティアの活動内容-----	-99-
● 表 3.5.6	衣料・生活必需品調達数量の目安-----	-100-
● 表 3.6.5	茨城県災害救助法施行細則に定める救助の程度，方法及び期間早見表-----	-101-
● 資料 3.8.1	茨城県災害救助法施行細則-----	-104-
● 資料 3.8.2	茨城県罹災救助基金管理規則-----	-113-
● 図 3.7.1	応急危険度判定フローチャート-----	-114-
● 表 3.8.1	消毒の実施基準-----	-115-

【津波災害対策計画編】

(津波災害応急対策計画)

● 資料 3.1.1	津波警報発令時の避難勧告文の標準文例-----	-116-
● 資料 3.1.2	大津波警報発令時の避難勧告文の標準文例-----	-116-

【風水害等対策計画編】

(風水害等応急対策計画)

● 図 3.2.11	「平坦地・平坦地以外」の地域区分図-----	-117-
● 図 3.2.1	茨城県の細分区域-----	-118-
● 資料 3.7.1	平成 30 年度直轄河川重要水防箇所一覧表-----	-119-

【危険物等対策計画編】

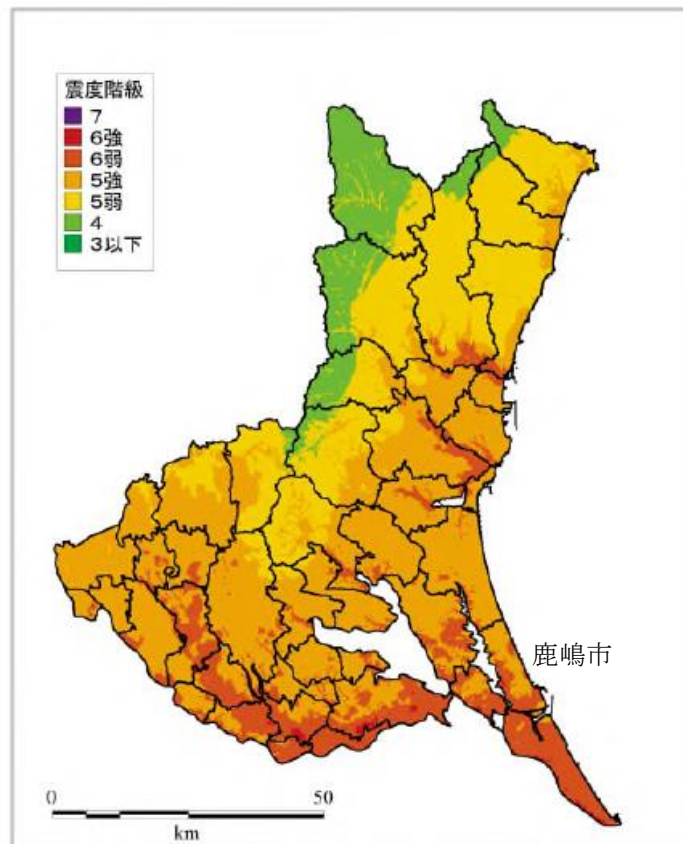
(危険物等災害応急対策計画)

● 資料 3.2.1	毒性施設事故通報・記録用紙-----	-123-
● 資料 3.2.2	毒性ガス漏えい事故発生時の通報系統図-----	-124-
● 資料 3.2.3	災害応急措置の概要等の報告様式（様式 1）-----	-125-
● 資料 3.2.4	災害応急措置の概要等の報告様式（様式 2）-----	-126-
● 資料 3.2.5	毒性ガス漏えい事故時の避難勧告文の標準文例-----	-127-
● 資料 3.2.6	可燃性ガス漏えい事故時の避難勧告文の標準文-----	-127-
●	危険物等災害対策編用語集-----	-128-

【地震災害対策計画編】

(総則)

図 1.3.1 茨城県沖～房総半島沖の地震の地表震度分布



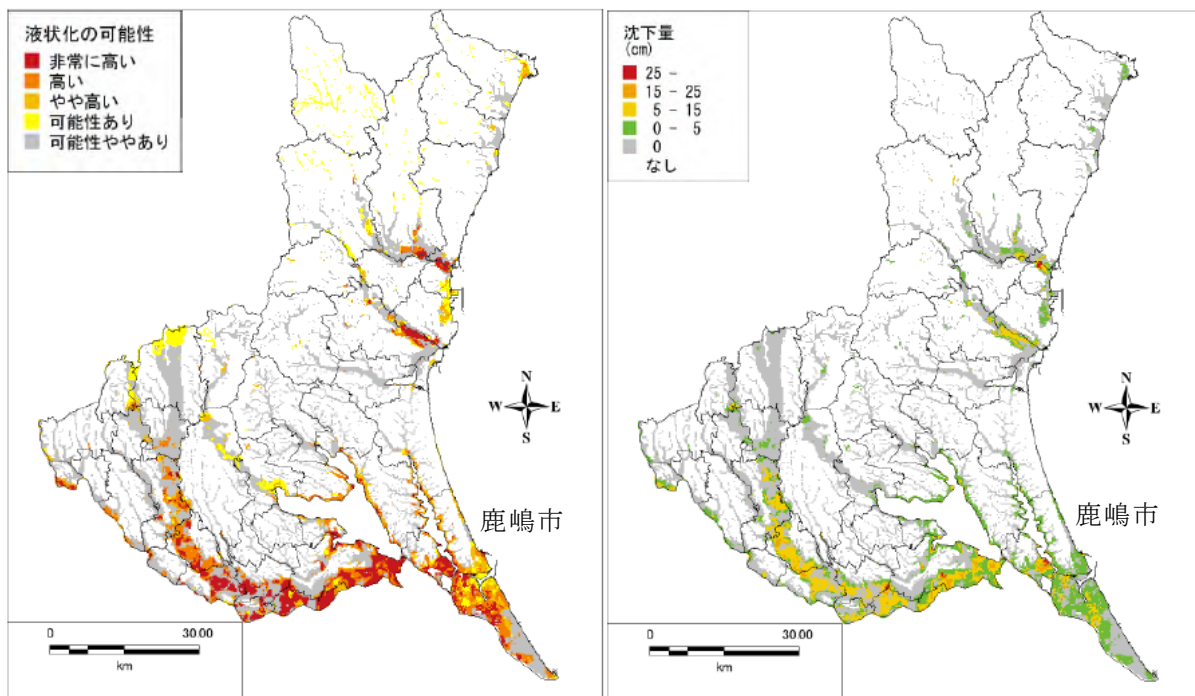
(出典：茨城県地震被害想定調査報告書，平成 30 年 12 月)

表 1.3.14 地震別の市町村最大震度

地震名 市町村名	①茨城県南部	②茨城・埼玉 県境	③F1 断層	④棚倉破砕帯	⑤太平洋 プレート (北部)	⑥太平洋 プレート (南部)	⑦茨城県沖～ 房総半島沖
水戸市	6弱	5強	5強	6弱	6強	6弱	6弱
日立市	5強	5弱	7	6弱	6強	5強	6弱
土浦市	6弱	6弱	4	4	6弱	6弱	6弱
古河市	6弱	6強	4	4	5弱	5強	5強
石岡市	6強	6弱	5弱	5弱	6弱	6弱	6弱
結城市	6弱	6強	4	4	5強	5強	5強
龍ヶ崎市	6強	6弱	4	4	5強	6弱	6強
下妻市	6強	6強	4	4	5強	5強	6弱
常総市	6強	6強	4	4	5強	5強	6弱
常陸太田市	5強	5弱	6強	6強	6弱	5強	6弱
高萩市	5弱	4	7	5強	6弱	5強	6弱
北茨城市	5弱	4	7	5強	6弱	5弱	6弱
笠間市	6弱	5強	5弱	5強	6弱	6弱	5強
取手市	6強	6弱	4	4	5強	6弱	6強
牛久市	6強	6弱	4	4	5強	6弱	6弱
つくば市	6強	6強	4	5弱	6弱	6弱	6強
ひたちなか市	6弱	5強	5強	5強	6強	6弱	6弱
鹿嶋市	5強	5強	4	4	6弱	6弱	6強
潮来市	6弱	5強	4	4	5強	6強	6強
守谷市	6強	6弱	4	4	5強	6弱	6弱
常陸大宮市	5強	5弱	6弱	7	6弱	5強	5強
那珂市	5強	5弱	6弱	6弱	6弱	5強	6弱
筑西市	6弱	6弱	4	5弱	5強	5強	5強
坂東市	6強	6強	4	4	5強	5強	6弱
稲敷市	6強	6弱	4	4	6弱	6強	6強
かすみがうら市	6強	6弱	5弱	5弱	6弱	6弱	6弱
桜川市	6弱	6弱	4	5弱	6弱	6弱	5強
神栖市	5強	5弱	4	4	5強	6弱	6強
行方市	6弱	5強	4	4	6弱	6強	6強
鉾田市	6弱	5強	5弱	5弱	6弱	6強	6弱
つくばみらい市	6強	6弱	4	4	5強	6弱	6弱
小美玉市	6弱	5強	5弱	5弱	6弱	6弱	6弱
茨城町	6弱	5強	5弱	5強	6強	6弱	6弱
大洗町	6弱	5強	5弱	5強	6強	6弱	6弱
城里町	5強	5弱	5強	6弱	6弱	5強	5強
東海村	5強	5弱	6弱	6弱	6強	5強	6弱
大子町	5弱	4	5強	6強	5強	5弱	5弱
美浦村	6弱	6弱	4	4	6弱	6弱	6強
阿見町	6弱	6弱	4	4	5強	6弱	6弱
河内町	6弱	6弱	4	4	5強	6強	6強
八千代町	6弱	6強	4	4	5強	5強	6弱
五霞町	6弱	6強	4	4	5強	5強	6弱
境町	6弱	6強	4	4	5強	5強	6弱
利根町	6弱	6弱	4	4	5強	6弱	6強

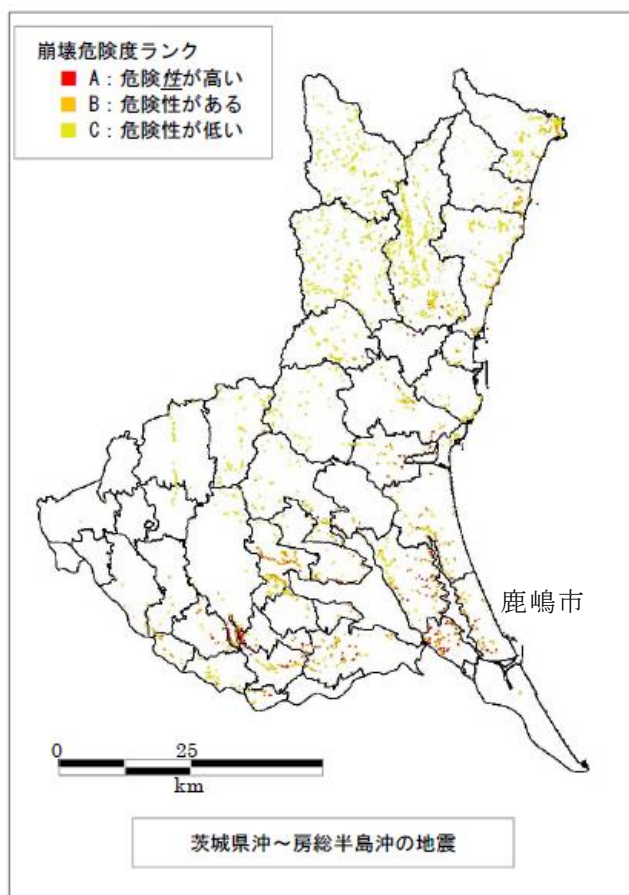
(出典：茨城県地震被害想定調査報告書，平成 30 年 12 月)

図 1.3.2 液状化の可能性（左）・沈下量（右）



(出典：茨城県地震被害想定調査報告書，平成 30 年 12 月)

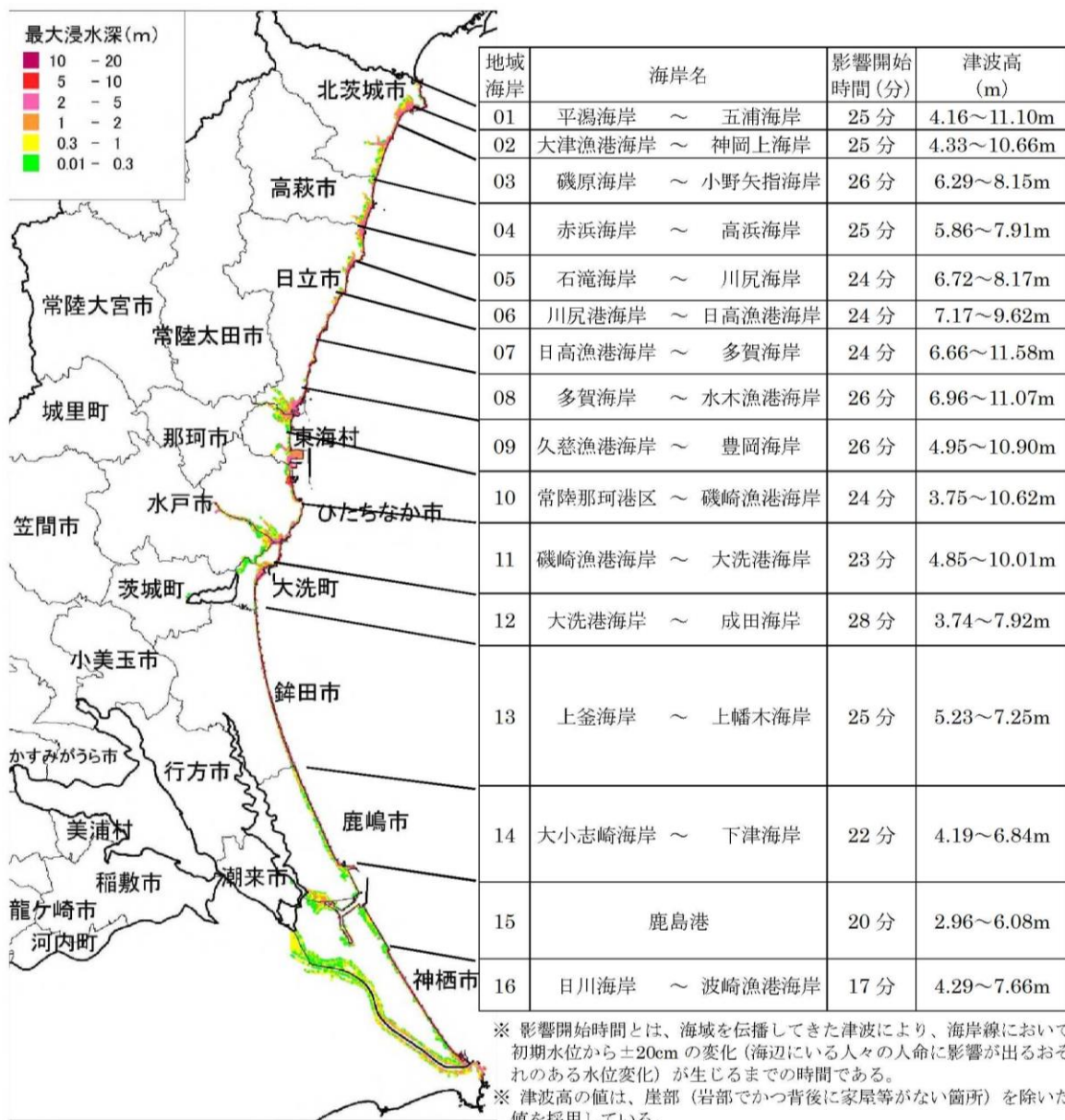
図 1.3.3 地震時崩壊危険度ランク（土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）・山腹崩壊危険地区）



(出典：茨城県地震被害想定調査報告書，平成 30 年 12 月)

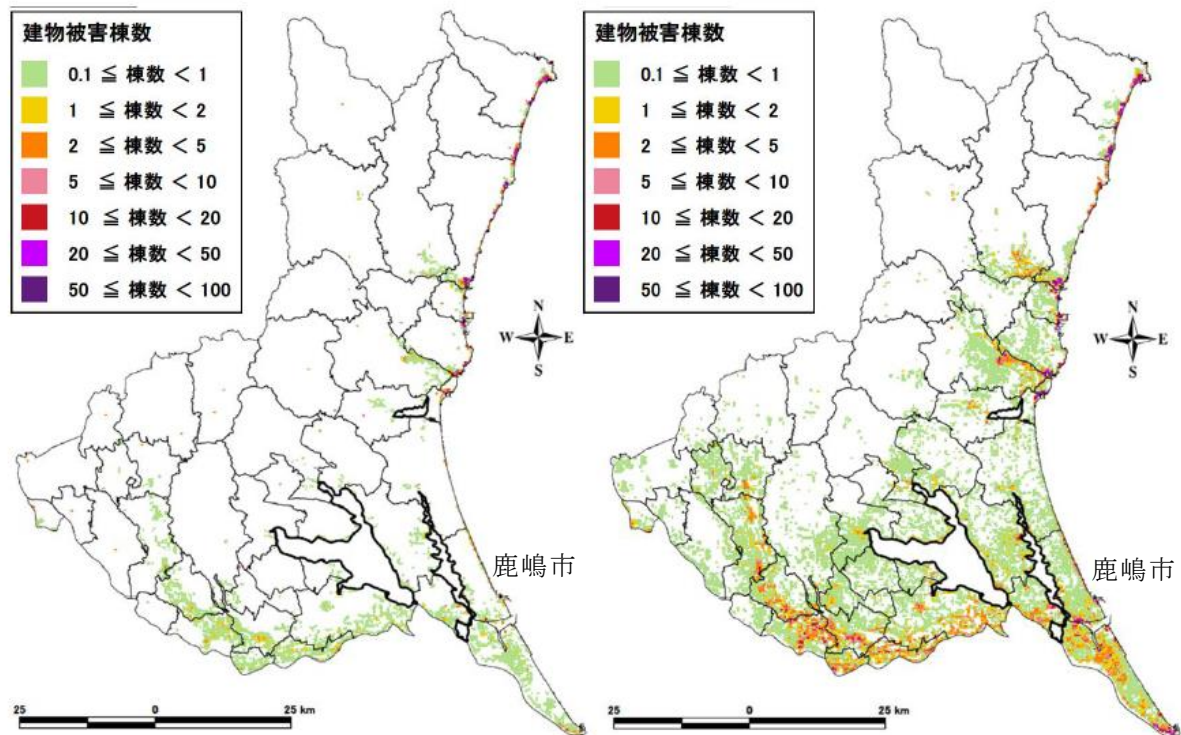
図 1.3.4 茨城県沖から房総半島沖にかけての地震による

津波の浸水域、津波高並びに影響開始時間



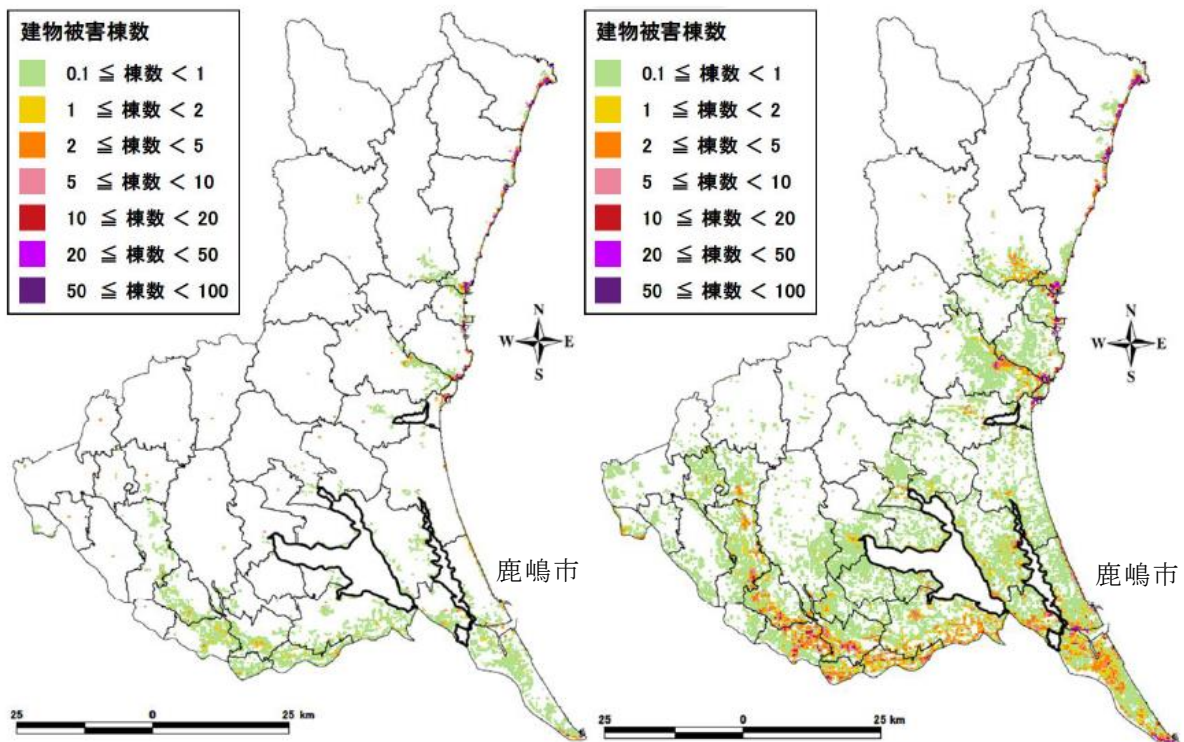
(出典：茨城県地震被害想定調査報告書，平成 30 年 12 月)

図 1.3.5 (1) 建物被害分布 (冬深夜) (左:全壊・焼失棟数, 右:半壊棟数)



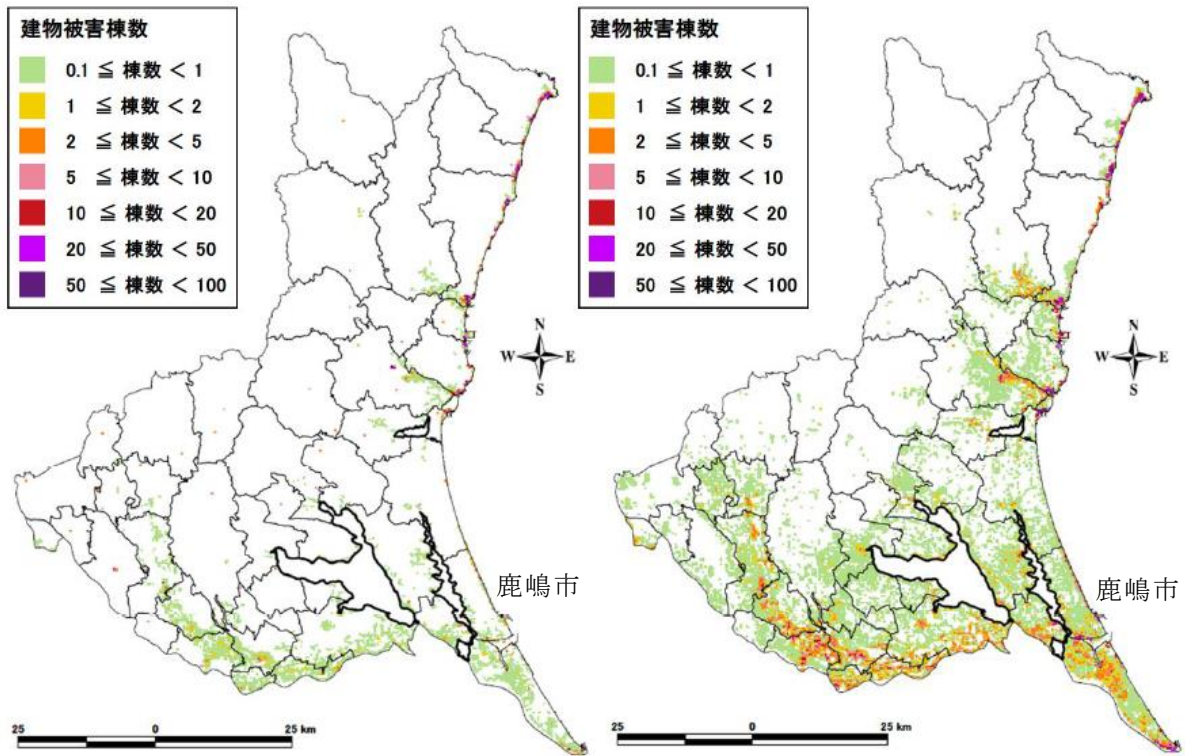
(出典:茨城県地震被害想定調査報告書, 平成 30 年 12 月)

図 1.3.5 (2) 建物被害分布 (夏 12 時) (左:全壊・焼失棟数, 右:半壊棟数)



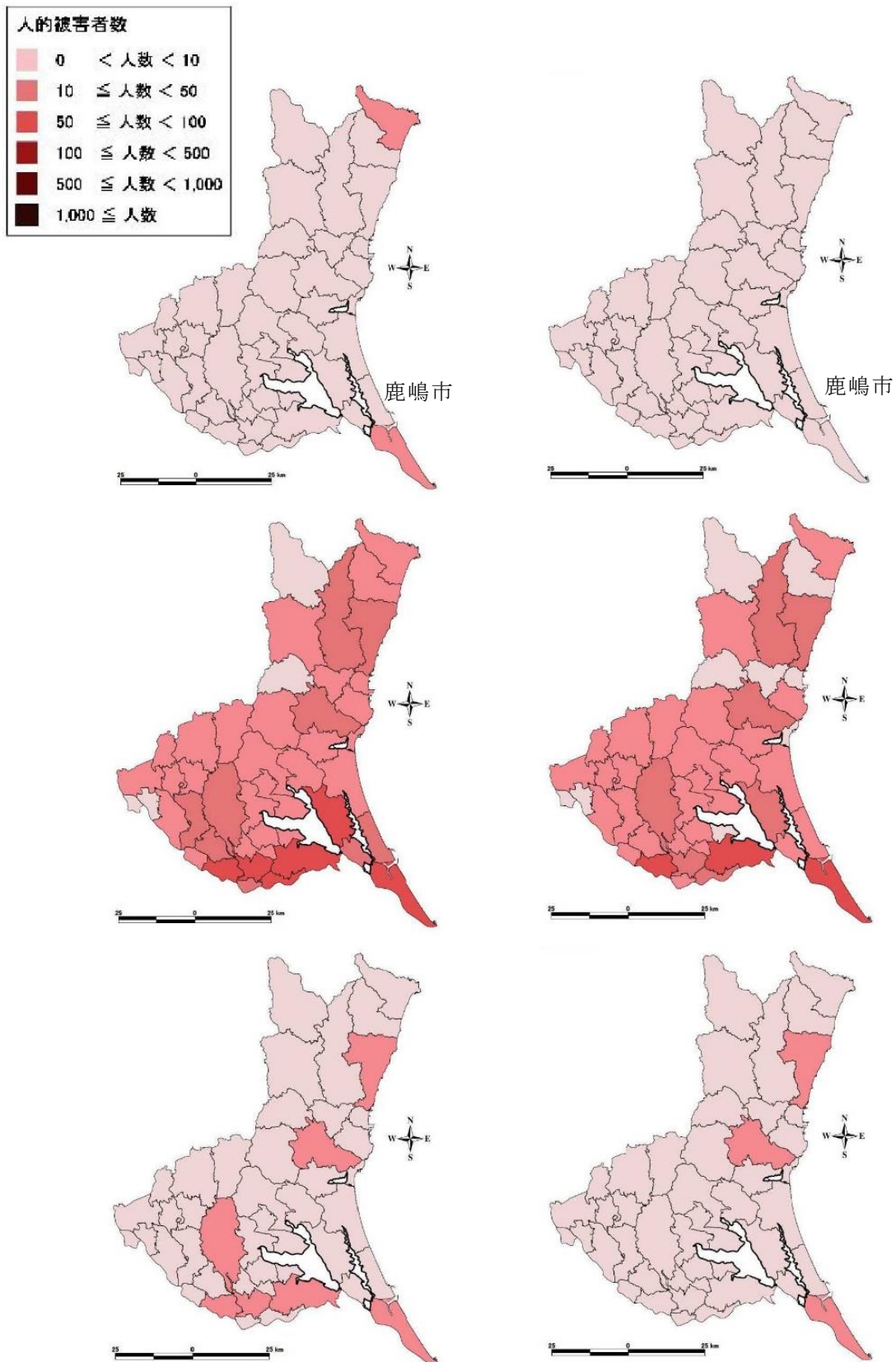
(出典:茨城県地震被害想定調査報告書, 平成 30 年 12 月)

図 1.3.5 (3) 建物被害分布 (冬 18 時) (左:全壊・焼失棟数, 右:半壊棟数)



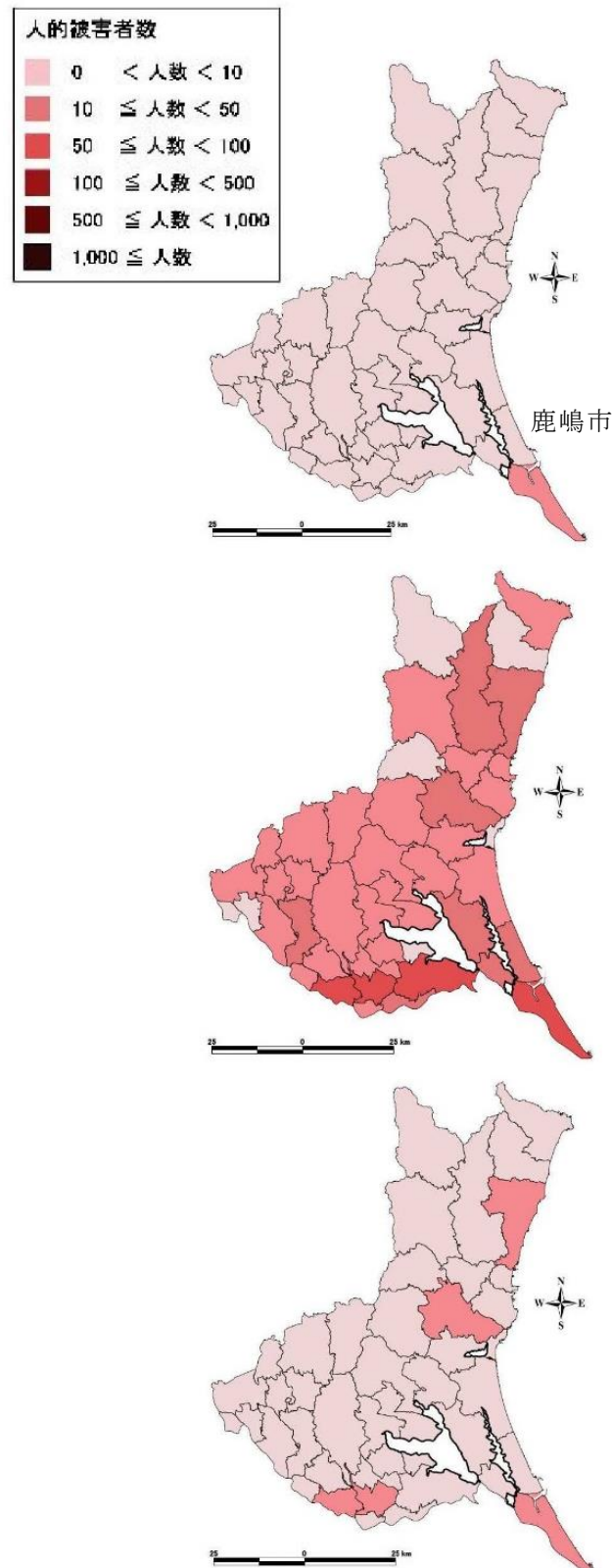
(出典:茨城県地震被害想定調査報告書, 平成 30 年 12 月)

図 1.3.6 (1) 人の被害分布 (冬深夜) 図 1.3.6 (2) 人の被害分布 (夏 12 時)
 (上：死者数，中：負傷者数，下：重傷者数)



(出典：茨城県地震被害想定調査報告書，平成 30 年 12 月)

図 1.3.6 (3) 人の被害分布 (冬 18 時) (上：死者数，中：負傷者数，下：重傷者数)

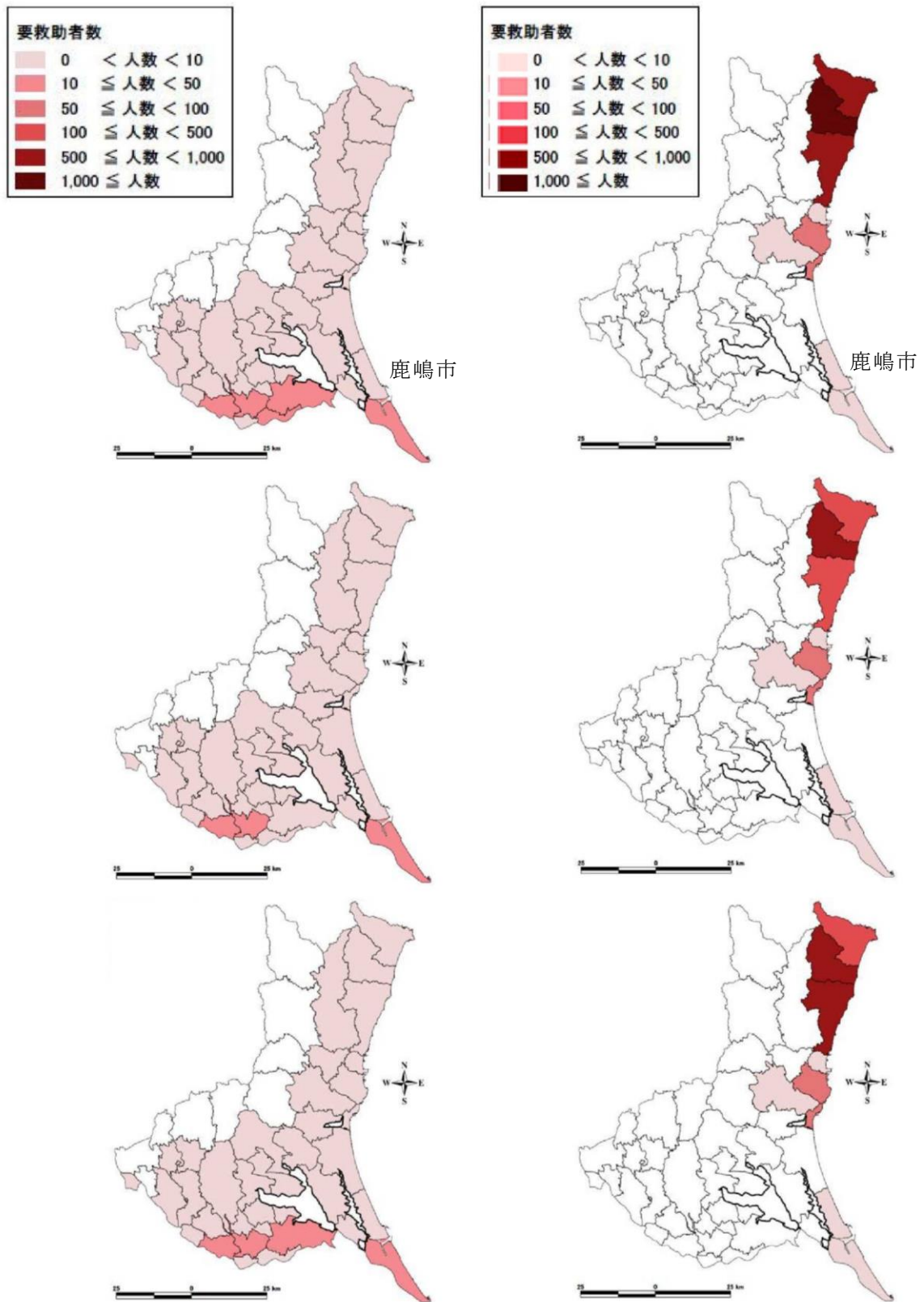


(出典：茨城県地震被害想定調査報告書，平成 30 年 12 月)

図 1.3.7 (1) 揺れによる建物被害に伴う
要救助者（自力脱出困難者）数

図 1.3.7 (2) 津波被害に伴う要救助者
（自力脱出困難者）数

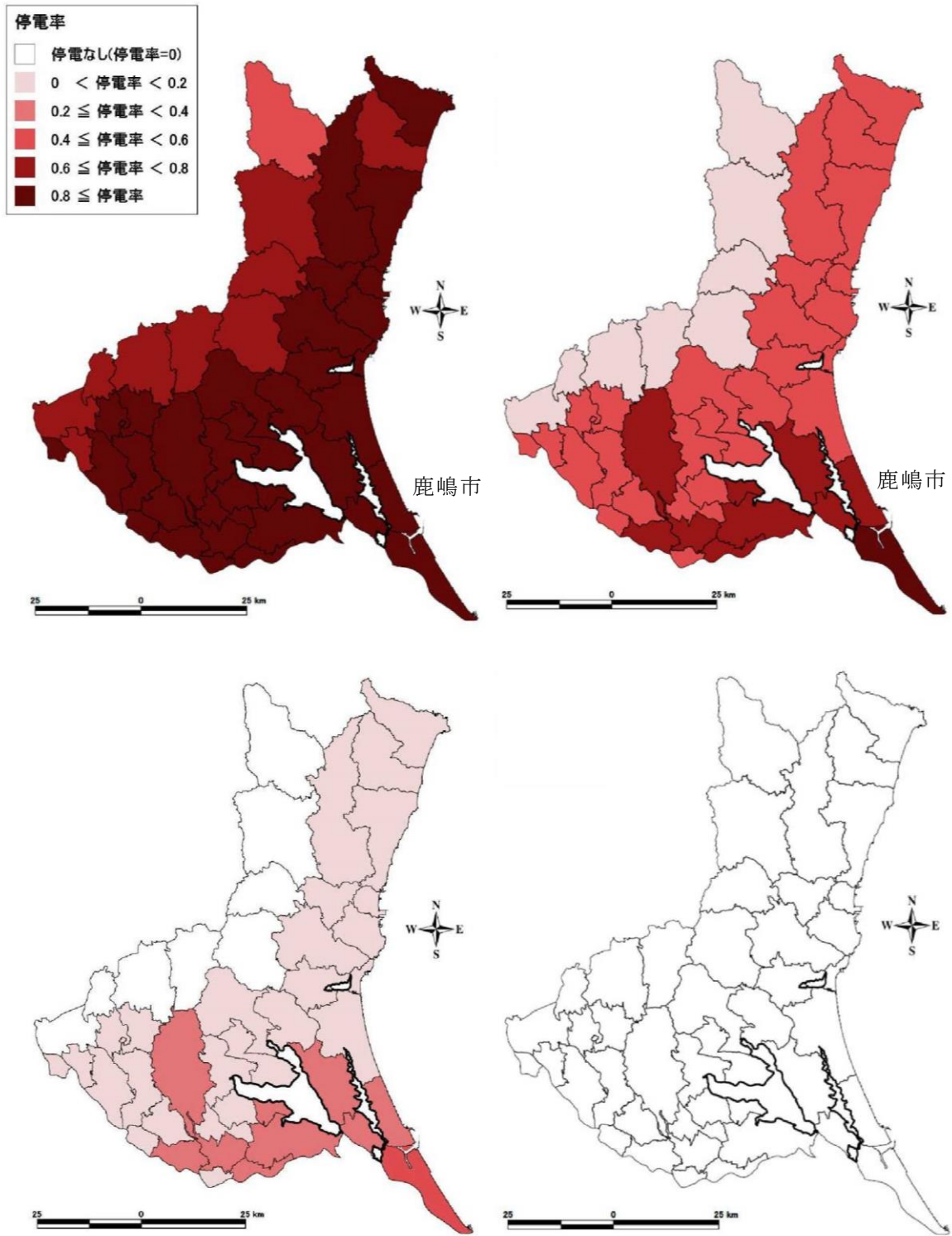
(上：冬深夜，中：夏 12 時，下：冬 18 時)



(出典：茨城県地震被害想定調査報告書，平成 30 年 12 月)

図 1.3.8 電力被害分布

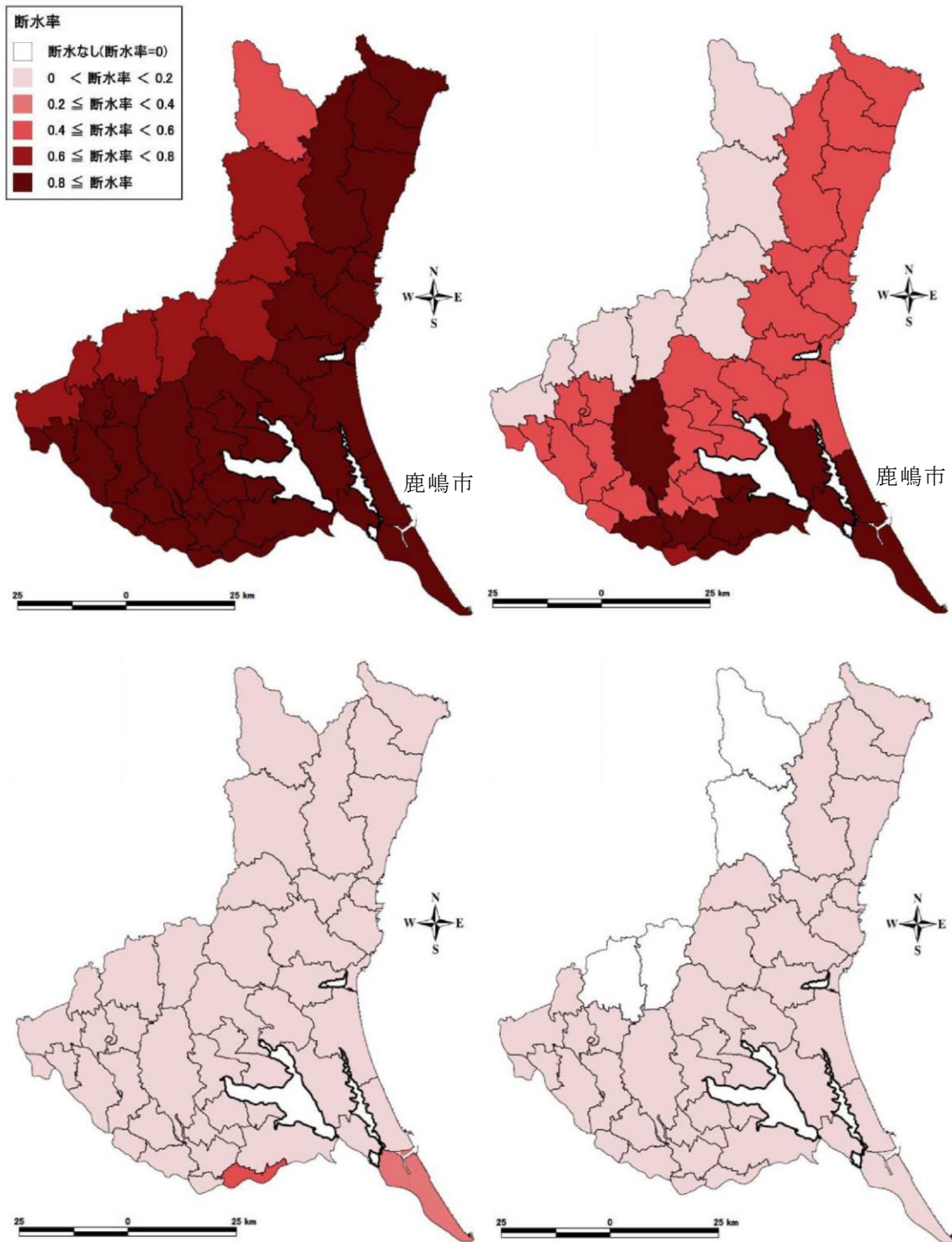
(左上：被災直後，右上：被災1日後，左下：被災3日後，右下：被災1週間後)



(出典：茨城県地震被害想定調査報告書，平成30年12月)

図 1.3.9 上水道被害分布

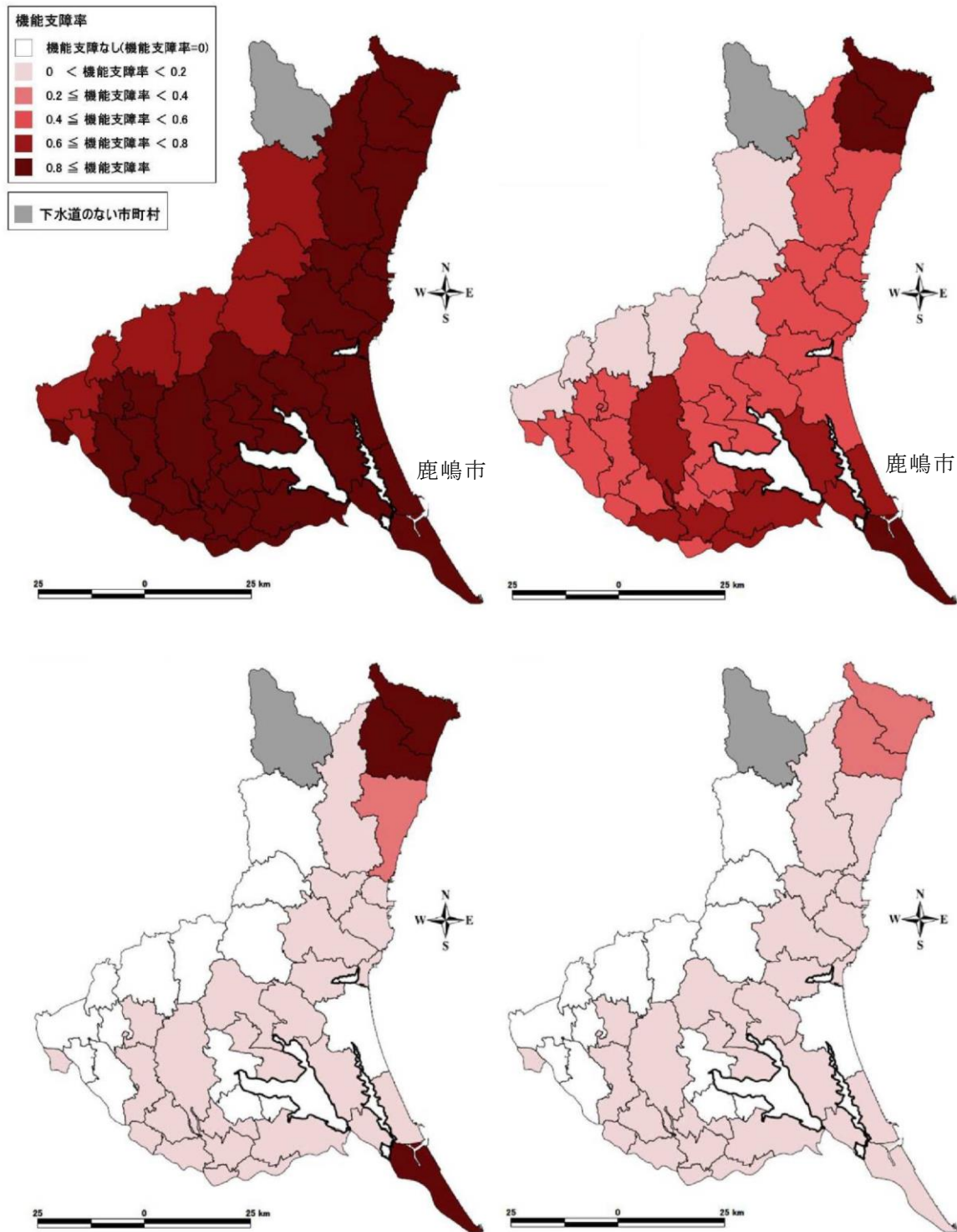
(左上：被災直後，右上：被災1日後，左下：被災1週間後，右下：被災1ヶ月後)



(出典：茨城県地震被害想定調査報告書，平成 30 年 12 月)

図 1.3.10 下水道被害分布

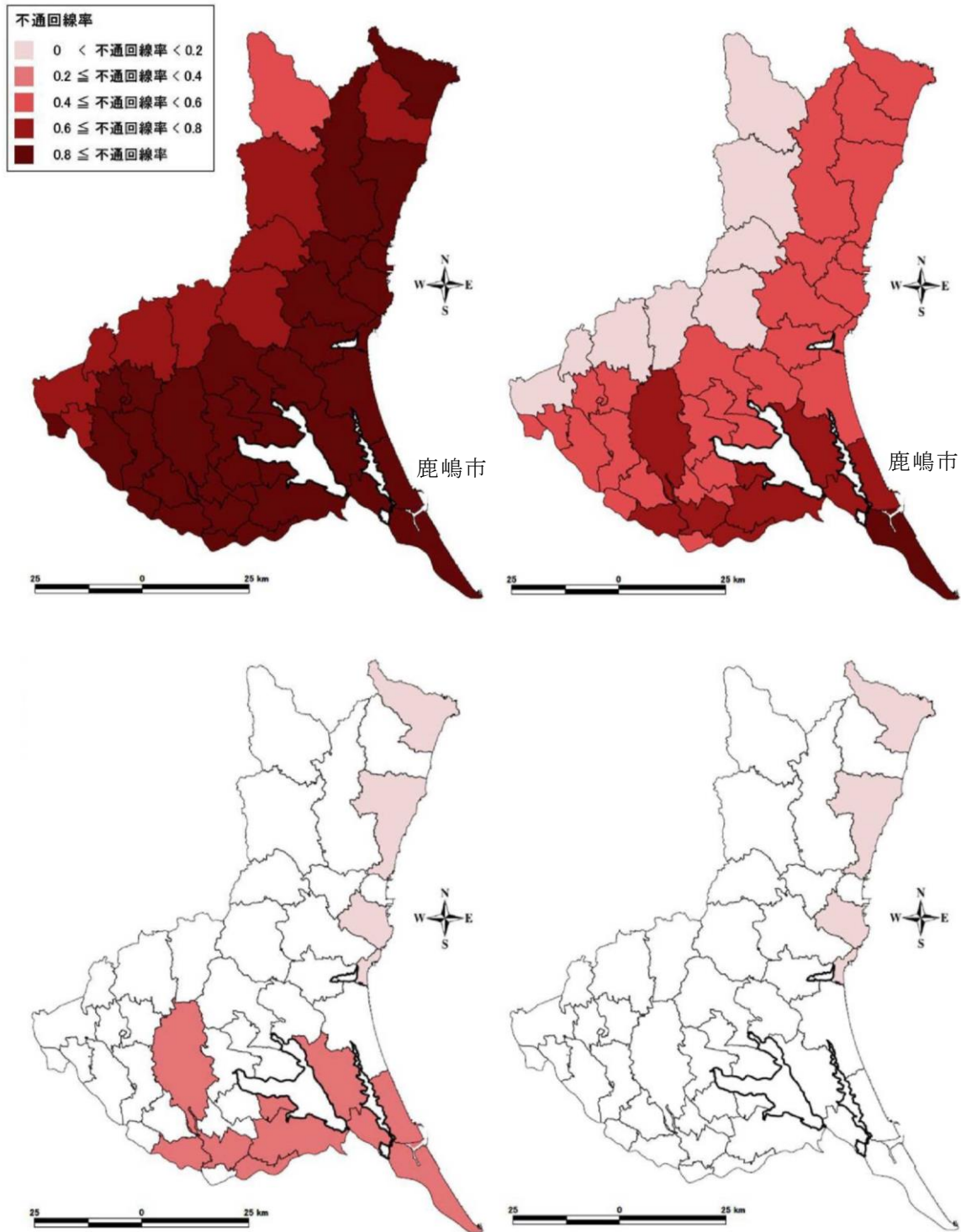
(左上：被災直後，右上：被災1日後，左下：被災1週間後，右下：被災1ヶ月後)



(出典：茨城県地震被害想定調査報告書，平成30年12月)

図 1.3.11 通信被害分布（固定電話の不通回線率）

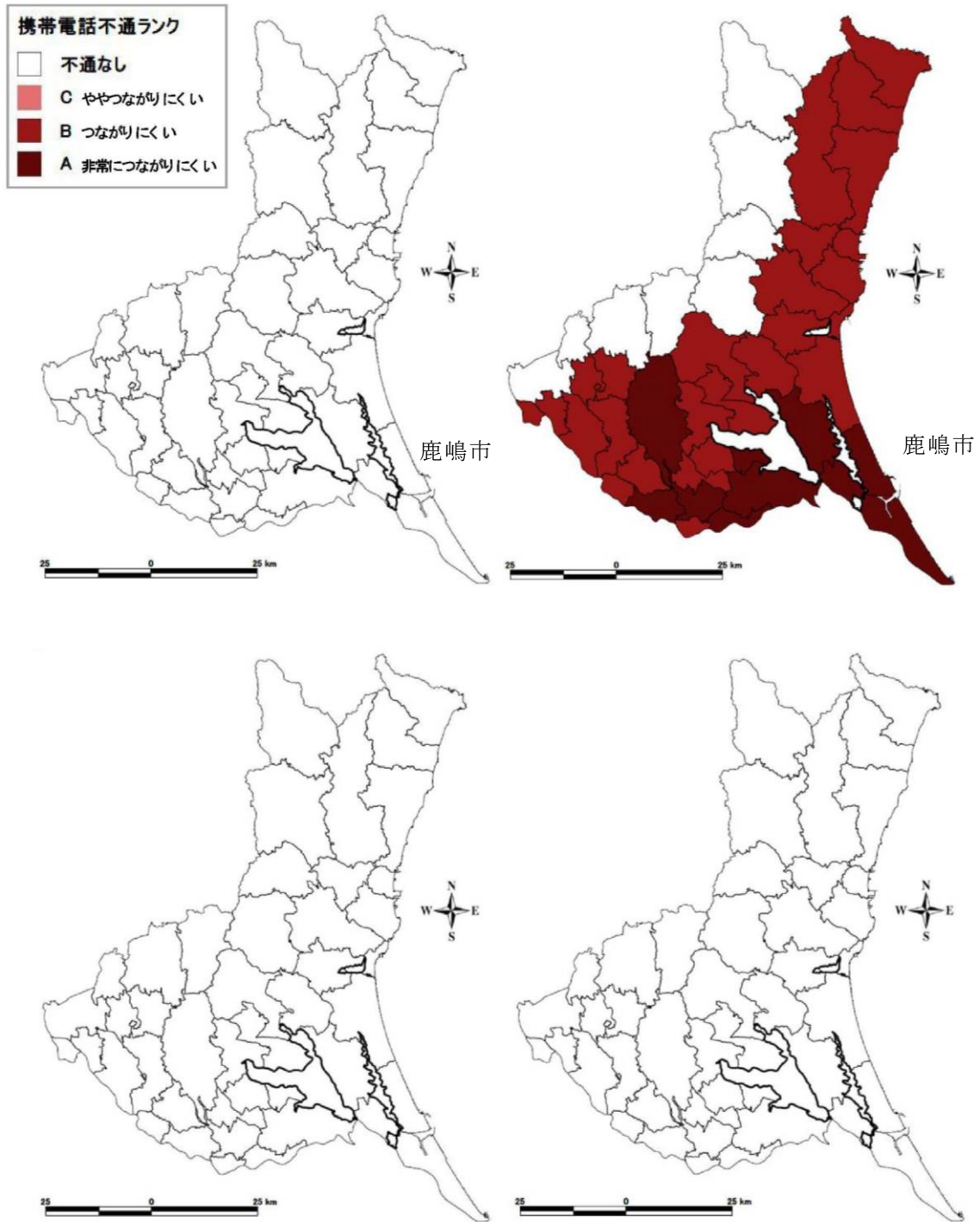
（左上：被災直後，右上：被災 1 日後，左下：被災 4 日後，右下：被災 1 週間後）



（出典：茨城県地震被害想定調査報告書，平成 30 年 12 月）

図 1.3.12 通信被害分布（携帯電話の不通ランク）

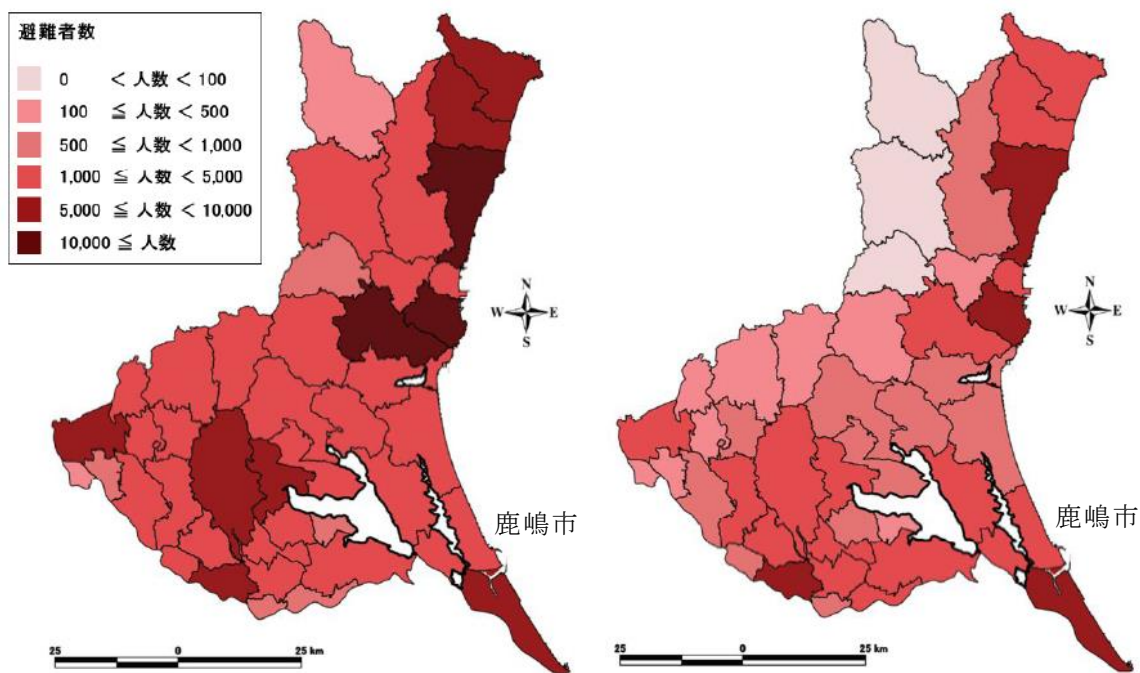
（左上：被災直後，右上：被災 1 日後，左下：被災 4 日後，右下：被災 1 週間後）



※ ただし、輻輳の影響は考慮していない。

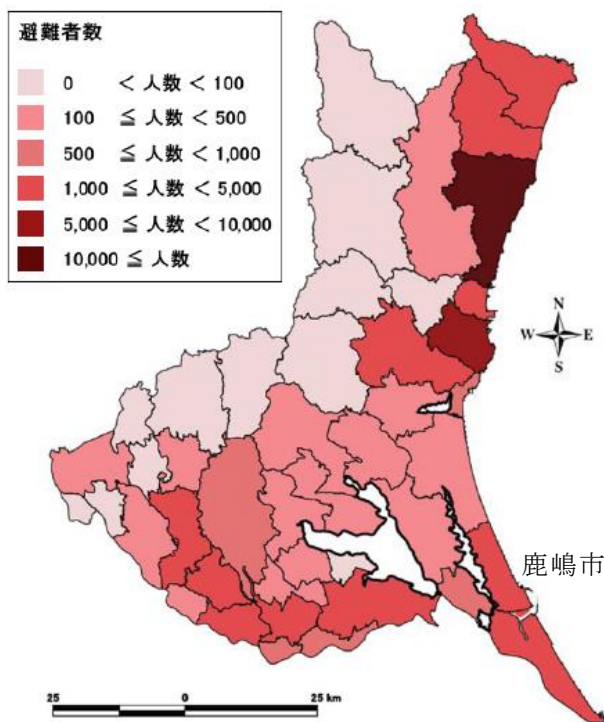
（出典：茨城県地震被害想定調査報告書，平成 30 年 12 月）

図 1.3.13 (1) 避難者分布 (最大値 (冬 18 時)) (左: 被災直後, 右: 被災 1 週間後)



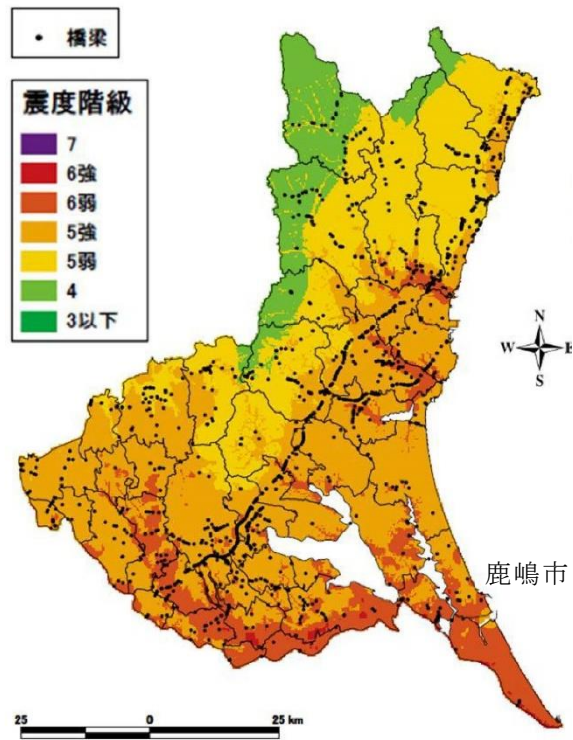
(出典: 茨城県地震被害想定調査報告書, 平成 30 年 12 月)

図 1.3.13 (2) 避難者分布 (最大値 (冬 18 時)) (被災 1 ヶ月後)



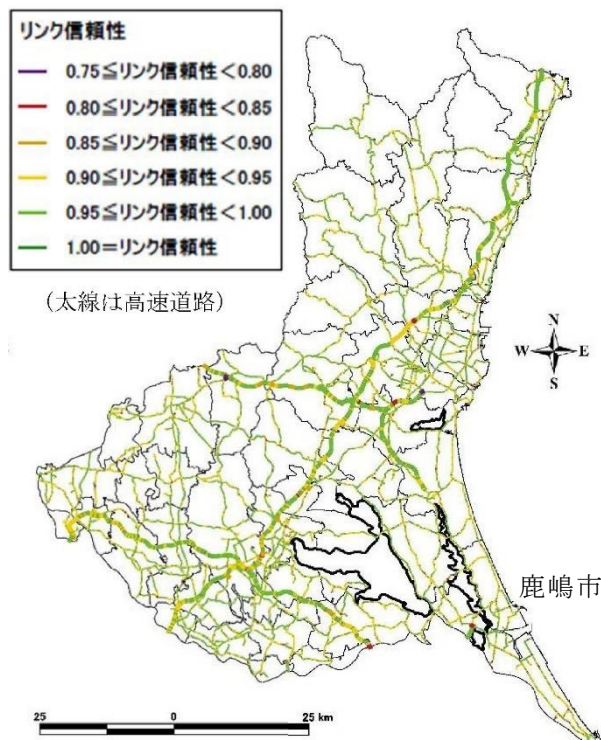
(出典: 茨城県地震被害想定調査報告書, 平成 30 年 12 月)

図 1.3.14 緊急輸送道路の橋梁と震度分布



(出典：茨城県地震被害想定調査報告書，平成 30 年 12 月)

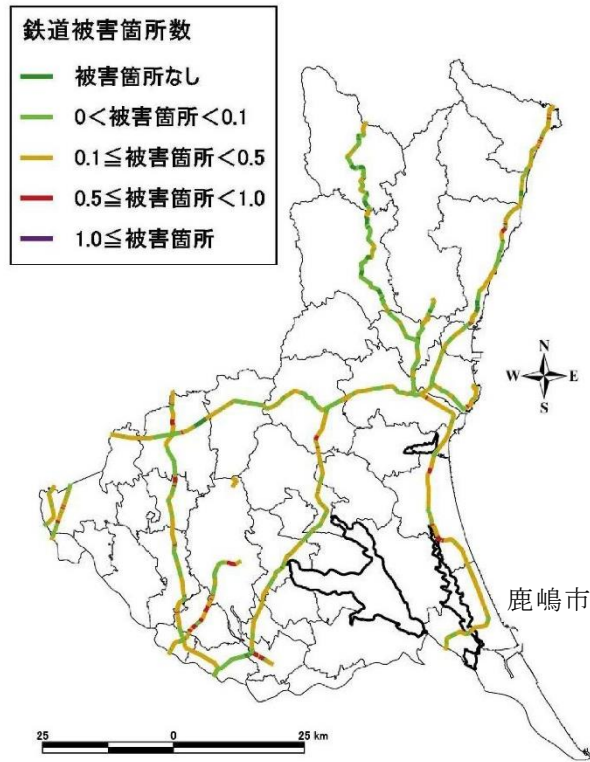
図 1.3.15 緊急輸送道路の通行可能性



※リンク信頼性とは、通行できる確率を指している。

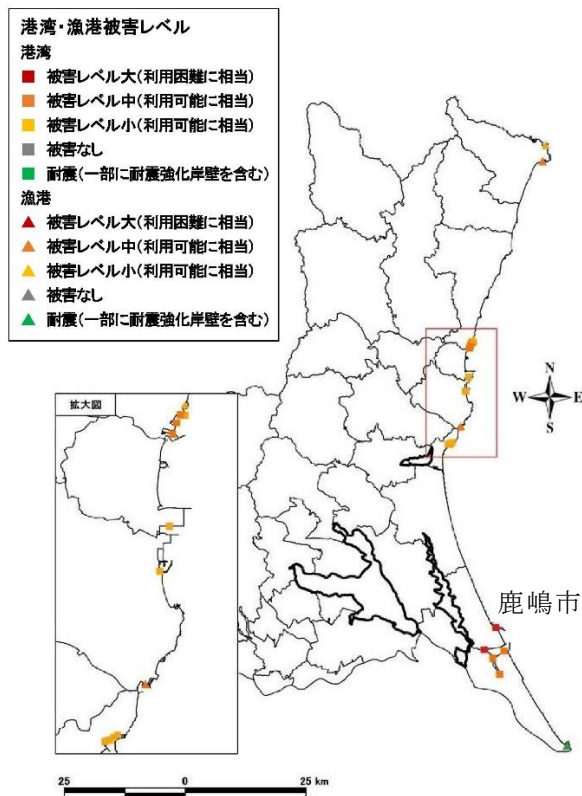
(出典：茨城県地震被害想定調査報告書，平成 30 年 12 月)

図 1.3.16 鉄道被害箇所数



(出典：茨城県地震被害想定調査報告書，平成 30 年 12 月)

図 1.3.17 港湾被害様相図



(出典：茨城県地震被害想定調査報告書，平成 30 年 12 月)

(地震災害予防計画)

資料 2.1.1 鹿嶋市防災会議条例

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、鹿嶋市防災会議(以下「防災会議」という。)の組織及び所掌事務を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 鹿嶋市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務に関すること。

(平24条例31・一部改正)

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員の数は30人以内とし、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (2) 茨城県知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
 - (3) 茨城県警察官のうちから市長が任命する者
 - (4) 市長の部内の職員のうちから市長が指名する者
 - (5) 教育長
 - (6) 消防団長
 - (7) 女性防災組織を構成する者のうちから市長が任命する者
 - (8) 自主防災組織を構成する者のうちから市長が任命する者
 - (9) 学識経験のある者のうちから市長が任命する者
 - (10) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (11) 前各号に掲げる者のほか、市長が防災上必要と認めて任命する者
- 6 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

(平24条例31・平成30条例22・一部改正)

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、茨城県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、その職を失うものとする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかって定めるものとする。

第6条

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和53年4月1日条例第12号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成7年9月1日条例第37号）

この条例は、平成7年9月1日から施行する。

附 則（平成11年12月22日条例第27号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成24年9月20日条例第31号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年6月20日条例第22号）

この条例は、公布の日から施行する。

資料 2.1.2 鹿嶋市防災会議委員名簿

会長 鹿嶋市長 錦織 孝一

※委員定数 30 以内

		職 名	氏 名	備 考
1	1号委員	国土交通省関東地方整備局 霞ヶ浦河川事務所長	須藤 純一	指定地方行政 機関
2	1号委員	国土交通省関東地方整備局 鹿島港湾・空港整備事務所長	前田 敬	
3	1号委員	国土交通省関東地方整備局 常陸河川国道事務所鹿嶋国道出張所長	井手 隆裕	
4	1号委員	海上保安庁第三管区海上保安本部 茨城海上保安部鹿島海上保安署長	舟橋 清次	
5	2号委員	茨城県鹿行県民センター 次長兼県民福祉課長	軍司 政博	茨城県知事部局
6	2号委員	茨城県潮来土木事務所 技佐兼次長兼道路整備課長	會澤 英明	
7	2号委員	茨城県潮来保健所長	井澤 智子	
8	2号委員	茨城県企業局鹿行水道事務所長	佐藤 啓司	茨城県企業局
9	3号委員	茨城県鹿嶋警察署長	渡辺 恭秀	茨城県警察
10	4号委員	鹿嶋市副市長	市村 修	市長部局
11	4号委員	鹿嶋市政策企画部長	池田 茂男	
12	4号委員	鹿嶋市総務部長	君和田 厚	
13	4号委員	鹿嶋市市民生活部長	津賀 利幸	
14	4号委員	鹿嶋市健康福祉部長	野口 ゆかり	
15	4号委員	鹿嶋市経済振興部長	浅野 正	
16	4号委員	鹿嶋市都市整備部長	栗林 裕	
17	5号委員	鹿嶋市小中学校長会長	札 敏夫	教育委員会
18	5号委員	鹿嶋市教育委員会部長	佐藤 由起子	
19	6号委員	鹿嶋市消防団長	内野 健史	消防団長
20	7号委員	鹿嶋市婦人防火クラブ委員長	橋本 ひさ子	女性防災組織
21	8号委員	浜津賀台防災会長	中村 トメ子	自主防災組織
22	9号委員	筑波大学教授	岡本 直久	学識経験者
23	9号委員	鹿島医師会長	松倉 則夫	
24	10号委員	東日本電信電話株式会社茨城支店長	長野 公秀	指定公共機関等
25	10号委員	東京電力株式会社竜ヶ崎エリア支社長	北島 多佳子	
26	11号委員	陸上自衛隊勝田駐屯地施設学校 施設教導隊一等陸佐	津田 充寿	市長が防災上必 要と認める者
27	11号委員	鹿嶋消防署長	黒沢 道生	
28	11号委員	大野消防署長	田口 光浩	
29	11号委員	エフエムかしま市民放送株式会社代表取 締役	清水 久義	
30	11号委員	高松地区防災協議会長	岸本 将	

令和2年10月現在

資料 2.1.3 防災担当機関及び連絡窓口

1. 近隣市

名 称	防災担当課	電 話 番 号
神栖市	生活環境部消防安全課	0299-90-1111
潮来市	総務部総務課	0299-63-1111
鉾田市	総務部総務課危機管理室	0299-72-0811
行方市	総務部総務課	0291-33-2111

2. 鹿島地方事務組合消防本部

名 称	電 話 番 号
鹿島地方事務組合消防本部	0299-96-0119
大野消防署	0299-69-0119
鹿嶋消防署	0299-82-0119
鹿嶋港消防署	0299-92-0119
神栖消防署	0299-96-0119
波崎消防署	0479-44-0119
波崎消防署土合分署	0479-48-0119

3. 県

名 称		電 話 番 号
本 庁	茨城県庁	029-301-1111
出先機関	潮来保健所	0299-66-2114
	企業局鹿行水道事務所	0299-82-1121
	潮来土木事務所	0299-62-3724
	鹿嶋警察署	0299-82-0110
	鹿嶋港湾事務所	0299-84-7721

4. 指定地方行政機関

名 称	電 話 番 号
関東管区警察局	048-600-6000
関東総合通信局	03-3243-8668
関東財務局	029-221-3188
水戸原子力事務所	029-224-3830
関東信越厚生局	048-740-0711
茨城労働局	029-224-6211
関東農政局	048-600-0600
関東森林管理局	027-210-1150
関東経済産業局	048-600-0213
関東東北産業保安監督部	048-600-0433
関東地方整備局	048-600-1333
関東運輸局	045-211-7204
東京航空局	03-5275-9292
水戸地方气象台	029-224-1106
第三管区海上保安本部	045-211-1118

5. 自衛隊

名称（駐屯地）	電話番号
陸上自衛隊施設学校（勝田）	029-274-3211
陸上自衛隊武器学校（土浦）	029-887-1171
陸上自衛隊第1施設団（古河）	0280-32-4141
陸上自衛隊関東補給処（霞ヶ浦）	029-842-1211
航空自衛隊7航空団（百里）	0299-52-1331

6. 指定公共機関

名 称	電話番号
日本郵便株式会社鹿嶋支店	0299-82-7188
日本銀行水戸事務所	029-224-2734
日本赤十字社茨城県支部	029-241-4516
日本放送協会水戸放送局	029-232-9885
東日本旅客鉄道株式会社水戸支社	029-235-3140
日本貨物鉄道株式会社水戸営業支店	029-227-2113
東日本電信電話株式会社茨城支店	029-232-4825
日本通運株式会社	029-224-3113
東京電力パワーグリッド株式会社茨城総支社	029-387-3600
KDDI株式会社水戸支店	029-228-6671
株式会社NTTドコモ茨城支店	029-222-5285
ソフトバンク株式会社	03-6889-2000

7. 指定地方公共機関

名 称	電話番号
茨城県土地改良事業団連合会	029-225-5651
社会福祉法人茨城県社会福祉協議会	029-242-1133
社団法人茨城県医師会	029-241-8446
鹿島臨海鉄道株式会社	029-267-5200
社団法人茨城県トラック協会	029-243-1422
社団法人茨城県高圧ガス保安協会	029-225-3261
茨城新聞株式会社	029-221-3121
株式会社茨城放送	029-244-2121

8. 公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者

名 称	電話番号
エフエムかしま市民放送株式会社	0299-84-7777
しおさい農業協同組合	0299-90-5511
鹿島灘漁業組合	0299-82-2089
鹿嶋市商工会	0299-82-1919
鹿嶋市建設業協同組合	0299-83-1782

資料 2.1.4 災害時等の相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第67条の規定の趣旨に基づき、県内で暴風、豪雨、地震等による災害が発生し、被災市町村独自では十分な応急措置が実施できないときに、市町村相互間の応援を円滑に遂行するため、必要な事項について定めるものとする。

(連絡窓口)

第2条 市町村は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部局を定め、災害が発生したときには、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

(応援の種類)

第3条 応援の種類は、次の通りとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- (5) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (6) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請の手続)

第4条 市町村が応援を要請しようとするときは、次の事項を明らかにして、口頭又は電話により行い、後に文書を速やかに送付するものとする。

- (1) 被害及び被害が予想される状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げるものの品名、数量等
- (3) 前条第4号に掲げるものの職種別人員
- (4) 応援の場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(応援経費の負担)

第5条 応援に要した経費は、応援を受けた市町村が負担するものとする。ただし、必要がある場合には、応援を受けた市町村及び応援を行った市町村が協議して定める事ができる。

2 応援を受けた市町村が前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、当該市町村から要請があったばあいには、応援を行った市町村は、当該経費を一時繰替え支弁するものとする。

(連絡会議の開催)

第6条 この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要に応じて連絡会議を開催し、生活必需物資、資器材等提供できる種別・数量など状況の報告をするものとする。

(他の協定との関係)

第7条 この協定は、市町村が別に消防組織法(昭和22年法律第226号)第21条第2号の規定により締結した消防の相互応援に関する協定及び水防に係る応援に関し締結した協定を排除するものではない。

(実施細目)

第8条 この協定の実施に関し、必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、市町村が協議して別に定めるものとする。

第9条 この協定は、平成6年4月1日から効力を生じるものとする。

この協定を証するため、この協定書87通を作成し、各市町村長記名押印のうえ、各1通を保有する。

資料 2.1.5 協定自治体及び協定企業等の一覧

整理番号	協定数	相互応援協定名	締結関係機関	協定締結日	協定内容	備考
1	1	消防の警察に対する援助協定	鹿島町, 町消防団, 鹿嶋警察署	S37.3.12	災害援助	
2	2	消防相互応援協定	鹿島町, 神栖町	S38.5.13	火災応援	
3	3	消防相互応援協定	鹿島町, 神栖町	S39.11.1	火災応援	
4	4	相互応援協定	住友金属工業(株)	S44.4.1	火災防御	
5	5	鹿島南部地区広域消防応援協定	大野村, 鹿島町, 神栖町, 波崎町	S54.4.1	災害応援	
6	6	高松地区防災協議会企業と消防に関する相互応援協定	高松地区防火協議会会員企業	S54.9.1	火災応援	
7	7	防災無線運用に関する協定書	鹿島南部消防本部	S62.12.11	移動系無線運用	
8	8	防災無線運用に関する協定書	鹿島南部消防本部	H8.7.1	固定系無線運用	
9	9	相互応援に関する協定	県内市町村	H6.4.1	災害時相互応援	
10	10	災害における全国かしま連絡協議会相互応援協定	佐賀県鹿島市, 福島県相馬郡鹿島町, 石川県鹿島郡鹿島町, 島根県八束郡鹿島町, 鹿児島県薩摩郡鹿島町, 鹿島市	H9.5.2	災害時連絡相互応援	
11	11	防災無線活用に関する協定	東京電力	H10.11.25	電力供給(防災無線)	
13	12	排水機機動に関する協定	湖岸北部土地改良区	H13.12.13 H29.5.9	災害時排水対策	協定一部変更
14	13	排水機機動に関する協定	湖岸南部土地改良区	H13.12.13 H29.5.9	災害時排水対策	協定一部変更
15	14	緊急放送に関する協定	エフエムかしま市民放送(株)	H13.2.28	緊急放送協定	
16	15	医療救護に関する協定	市, 郡医師会	H13.1.15	災害時医療救護協定	
17	16	防災無線利用に関する覚書	NTT 東日本	H13.2.28	市防災無線利用協定	
18	17	海難事故等に関する協定	鹿嶋潜水協会	H14.2.15	海難事故等協定	
19	18	排水機機動に関する協定	武井, 志崎土地改良区	H17.3.1	排水対策協定	
20	19	排水機機動に関する協定	大野土地改良区	H17.3.1 H29.5.9	排水対策協定	協定一部変更
21	20	災害援助に必要な物資の調達に関する協定	いばらきコープ生活協同組合	H17.5.19	災害援助物資調達協定	
22	21	災害時等におけるレンタル機材の提供に関する協定	(株)アクティオ	H17.10.11	災害対策協定	
23	22	災害時における県立学校の利用に関する協定	鹿島高等学校 鹿島灘高等学校	H18.3.28	被災者援助活動協定	
24	23	災害時の応急措置に関する協定	鹿嶋市建設業協同組合	H18.3.30	災害応急措置協定	

25	24	災害時における県立職業能力開発校の利用に関する協定	鹿島産業技術専門学院	H18.7.3	被災者救援活動協定	
27	25	防災活動協力に関する協定	㈱チェリオイオン㈱	H18.8.8	防災活動協力協定	
28	26	災害時における県立学校の利用に関する協定	鹿島特別支援学校	H18.9.19	被災者救援活動協定	
29	27	災害時における施設の利用に関する協定	茨城県企業局鹿行水道事務所	H19.6.18	避難者施設利用協定 (施設：鰐川浄水場)	
30	28	災害時における救援物資の提供に関する協定	利根コカ・コーラボトリング㈱	H21.2.17	災害救助物資調達協定	
31	29	災害時における学校の利用に関する協定	学校法人鹿島学園	H21.8.11	被災者救援活動協定	
32	30	災害時における学校の利用に関する協定	学校法人清真学園	H21.8.11	被災者救援活動協定	
33	31	災害時における支援に関する協定	鹿嶋市危険物安全協会	H21.11.27	災害救助燃料供給協定 被災者支援活動協定	
34	32	災害時における救援活動協力に関する協定	㈱カワチ薬品	H22.2.18	災害救助物資調達協定 被災者支援活動協定	
35	33	災害時における救援活動協力に関する協定	NPO法人コメリ災害対策センター	H23.6.1	災害援助物資調達協定	
36	34	災害時におけるスタジアム利用に関する協定	茨城県知事・㈱鹿島アントラーズ FC	H24.3.1	被災者救援活動協定	
37	35	災害時相互応援に関する協定	佐賀県鳥栖市	H24.4.13	災害時相互応援協定	
38	36	災害時相互応援に関する協定	和歌山県海南市	H24.5.21	災害時相互応援協定	
39	37	災害時の情報交換に関する協定	国土交通省関東地方整備局	H24.7.2	情報連絡員派遣	
40	38	災害時相互応援に関する協定	青森県五所川原市	H24.8.3	災害時相互応援協定	
41	39	災害時における電気設備の復旧に関する協定	関東電気保安協会鹿嶋事務所	H24.8.27	電気設備復旧協定	
42	40	災害時における放送要請に関する協定	行方市長 エフエムかしま市民放送㈱	H25.1.16	緊急放送協定	秘書広報課
43	41	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	(福)慈徳会 (福)神樹会 (福)鹿嶋市社会福祉協議会 (福)至福会 (福)鹿島更生園 (福)みのり会 (福)神和会 (福)すはま会	H25.1.31	福祉避難所の設置運営協定	生活福祉課
44	42	災害時における応援協力に関する協定	有限会社ダスキ ン土浦 ダスキ ン鹿嶋支店	H25.3.27	避難所等衛生管理協定	
46	43	災害時における飲料供給に関する協定	サントリーフーズ(株) 北関東ペプシコーラ販売(株)	H25.3.27	災害救助物資調達協定	
47	44	災害時における物資の提供に関する協定	茨城県高圧ガス保安協会 鹿島支部	H25.5.27	災害救助物資調達協定	

48	45	廃棄物と環境を考える協議会 加盟団体災害時相互応援協定	廃棄物と環境を 考える協議会	H25. 7. 12	災害時相互応援協定	
49	46	災害時における飲料の提供に 関する協定	(株)伊藤園	H25. 7. 29	災害救助物資調達協定	
50	47	災害時等における緊急救援輸 送時の協力に関する協定	茨城県トラック 協会鹿行支部	H25. 12. 16	災害時等緊急救援輸送 協定	
51	48	災害発生時における福祉避難 所の設置運営に関する協定	茨城県立鹿島特 別支援学校	H26. 2. 25	福祉避難所の設置運営 協定	生活福 祉課
52	49	災害時における住家等の被害 認定調査に関する協定	茨城県建築会鹿 島支部	H26. 2. 25	住家等の被害認定調査 協定	税務課
53	50	災害時における地図製品等の 供給等に関する協定	(株)ゼンリン	H26. 4. 27	災害時の地図製品供給 協定(物資協定)	
55	51	災害時における支援協力に関 する協定	茨城県行政書士 会	H28. 1. 27	行政書士業務による被 災者支援	
56	52	災害時における放送要請に関 する協定	潮来市長 エフエムかしま 市民放送(株)	H28. 2. 25	緊急放送協定	秘書広 報課
57	53	油及び有害液体物質の防除支 援に関する協定	鹿島港災害対策 協議会	H28. 5. 23	油及び有害液体物質の 防除支援	
58	54	県防災情報ネットワークシス テムの端末局に係る協定	茨城県生活環境 部防災・危機管理 局	H28. 4. 1	端末局設置, 運用管理, 衛星回線等の負担につ いて	
59	55	災害時における物資の供給に 関する協定	王子コンテナ (株) 霞ヶ浦工場	H28. 8. 24	災害時の物資の調達・ 供給	
60	56	災害時用公衆電話の設置・利 用に関する覚	東日本電通電話 (株)	H28. 11. 4	災害時における被災者 等の通信確保	
61	57	災害時における放送要請に関 する協定	神栖市長 エフエムかしま 市民放送(株)	H28. 11. 11	緊急放送協定	秘書広 報課
62	58	地球貢献型電柱広告に関する 協定	東電タウンプラ ンニング(株)	H29. 1. 24	避難所情報等の市民へ の周知	秘書広 報課
63	59	津波発生時における緊急避難 場所としての使用に関する協 定	ルートインジャ パン(株)	H29. 3. 24	津波発生時の地域住民 の一時避難場所の提供 について	
64	60	災害時における放送要請に関 する協定	銚田市長 エフエムかしま 市民放送(株)	H29. 3. 30	緊急放送協定	秘書広 報課
65	61	災害時における生活物資の供 給協力に関する協定	(株)カインズ	H29. 7. 25	災害時の物資の調達・ 供給	
66	62	鹿嶋市と郵便局との地域にお ける協力に関する協定	鹿島郵便局, 市内 特定郵便局代表	H29. 7. 27	災害時の相互協力	総務課
67	63	災害時公衆衛生及び環境保全 に係る検査に関する協定	一般財団法人 茨城県薬剤師会 検査センター	H29. 8. 31	災害時の衛生検査の実 施	
68	64	災害時相互応援協定	公益社団法人か しま青年会議所	H29. 12. 22	被災者支援活動協定	鹿島市 社協
69	65	災害時における放送要請に関 する協定	茨城放送	H30. 1. 15	緊急放送協定	
70	66	原子力災害時におけるひたち なか市民の県内広域避難に関 する協定	ひたちなか市	H30. 3. 29	避難受入協定	

71	67	原子力災害時における銚田市民の県内広域避難に関する協定	銚田市	H30. 3. 27	避難受入協定	
72	68	災害時における一時受入場所利用に関する協定	水戸地方法務局	H30. 10. 29	避難受入協定	
73	69	鹿嶋市の災害時における復旧支援協力に関する協定	(公)日本下水道管理業協会	H30. 10. 16	災害時の下水道管復旧支援協定	下水道
74	70	特定接種の接種体制に関する覚書	医療法人社団善仁会 公益財団法人鹿島病院	H29. 1. 6	新型インフルエンザ等予防接種	
75	71	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー(株)	H31. 3. 5	緊急情報発信	
76	72	災害時における無人航空機を活用した支援活動等に関する協定	萬道総業ドローン・クラブ	H31. 3. 22	災害時の被災調査	
77	73	茨城県被災者生活再建支援システムの運営等に関する協定	茨城県	H31. 4. 1		
78	74	茨城県被災者生活再建システムの運営等に要する経費の負担に関する協定	茨城県	H31. 4. 1		
79	75	災害時の災害拠点病院における水の提供に関する協定	医療法人社団善仁会小山記念病院	H31. 7. 31	災害拠点病院として災害時診療に必要な水の供給	
80	76	災害時における支援協力に関する協定	茨城県石油業協同組合鹿嶋支部	R2. 4. 30	災害時の石油類燃料の優先提供	
81	77	災害時避難施設に係る情報の提供に関する協定	(株)バカン	R3. 1. 14	避難施設に係る情報の提供	

第一章 総則

(目的)

第1条 この協定は、大規模かつ広域的な災害に対応するため消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、茨城県下の市町、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「市町等」という。）相互の消防力を活用して、災害による被害を最小限に防止するための消防相互応援について、必要な事項を定めるものとする。

(協定区域)

第2条 この協定の実施区域は、協定を締結した市町等（以下「協定市町等」という。）の全域とする。

(対象災害)

第3条 この協定の対象災害は、地震、台風、水火災等の大規模災害又は特殊災害等（以下「大規模災害等」という。）の発生による非常事態時、隣接市町等の区域を越えた広域の応援活動を必要とする災害とする。

第二章 相互応援

(応援要請)

第4条 前条に規定する大規模災害等が発生した市町等（以下「被災地市町等」という。）の長又は消防長（以下「被災地市町等の長」という。）は、原則として県を經由して、応援隊の派遣及び資器材等の調達について要請を行うものとする。

2 前項の規定に基づく応援要請に必要な事項は、茨城県消防広域応援基本計画（以下「基本計画」という。）に定めるところによるものとする。

(応援隊の派遣)

第5条 前条の規定により応援要請を受けた協定市町等（以下「応援市町等」という。）の長又は消防長（以下「応援市町等の長」という。）は、特別の事由がない限り、残留消防力に支障のない範囲において応援隊の派遣を行うものとする。

2 前項の規定に基づく応援隊の派遣に必要な事項は、基本計画に定めるところによるものとする。

(消防用資器材等の調達手配)

第6条 応援市町等の長は、被災地市町等の長から消防用資器材等の調達及び輸送について依頼を受けた場合は、速やかに手配するとともに、その結果を県及び被災地市町等の長に連絡するものとする。

(応援隊の指揮)

第7条 応援隊の指揮は、被災地市町等の長が応援隊の長を通じて行うものとする。ただし、緊急の場合は、直接隊員に行うことができる。

(報告)

第8条 応援市町等の長は、応援活動の結果を速やかに県及び被災地市町等の長に報告するものとする。

2 被災地市町等の長は、災害活動終了後速やかに災害の概要を県及び応援市町等の長に報告するものとする。

第三章 経費負担

(経費の負担)

第9条 応援出動に要する経費負担については、次の各号に定めるところによる。

(1) 応援市町等が負担する経費

ア 人件費，燃料等の経常的経費

イ 応援職員（消防団員含む。以下同じ。）が応援業務による負傷，疾病，又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費

ウ 応援職員が被災地市町等への往復の途中において第三者に損害を与えた場合の賠償費

エ 第6条の規定に基づく，消防職員による輸送及び連絡等に要する経費

(2) 被災地市町等が負担する経費

ア 応援市町等の要請にかかわる救援物資及び第6条に規定する消防用資器材等の調達経費

イ 応援活動が長時間にわたる場合の燃料補給及び食糧並びに消火薬剤等の支給に要する経費

(3) 前各号に定める経費以外の経費については，その都度被災地市町等と応援市町等との間で協議し定めるものとする。

(経費の請求)

第10条 応援市町等の長は，応援に要した経費を請求するときは，経費請求書（別記様式）により，被災地市町等の長へ請求するものとする。

第四章 雑則

(他協定との関係)

第11条 この協定は，市町等の長が別に消防組織法第39条により締結している消防の相互応援に関する他の協定を排除するものではない。

(疑義)

第12条 この協定について疑義が生じた事項及びこの協定に定めのない事項については，協定市町等の長が協議して決定するものとする。

(協定書の保管)

第13条 この協定を証するため，協定市町等の長は，それぞれ記名押印のうえ各1通を保有する。

付 則

この協定は，平成29年3月6日から効力を生ずる。

従前の茨城県広域消防相互応援協定は廃止する。

水戸市長
日立市長
土浦市長
石岡市長
常陸太田市長
高萩市長
北茨城市
笠間市長
取手市長
つくば市長
常陸大宮市長
那珂市長
かすみがうら市長
小美玉市

高橋靖
小川春樹
中川清
今泉文彦
大久保太一
小田木真代
長豊田稔
山口伸樹
藤井信吾
五十嵐立青
三次真一郎
海野徹
坪井透
長島田穰一

東茨城郡茨城町長	小林宣夫
東茨城郡大洗町長	小谷隆亮
久慈郡大子町長	綿引久男
鹿島地方事務組合管理者	保立一男
茨城西南地方広域市町村圏事務組合管理者	針谷力
筑西広域市町村圏事務組合管理者	須藤茂
常総地方広域市町村圏事務組合管理者	松丸修久
鹿行広域事務組合管理者	原浩道
稲敷地方広域市町村圏事務組合管理者	中山一生
ひたちなか・東海広域事務組合管理者	本間源基
東茨城郡城里町長	上遠野修

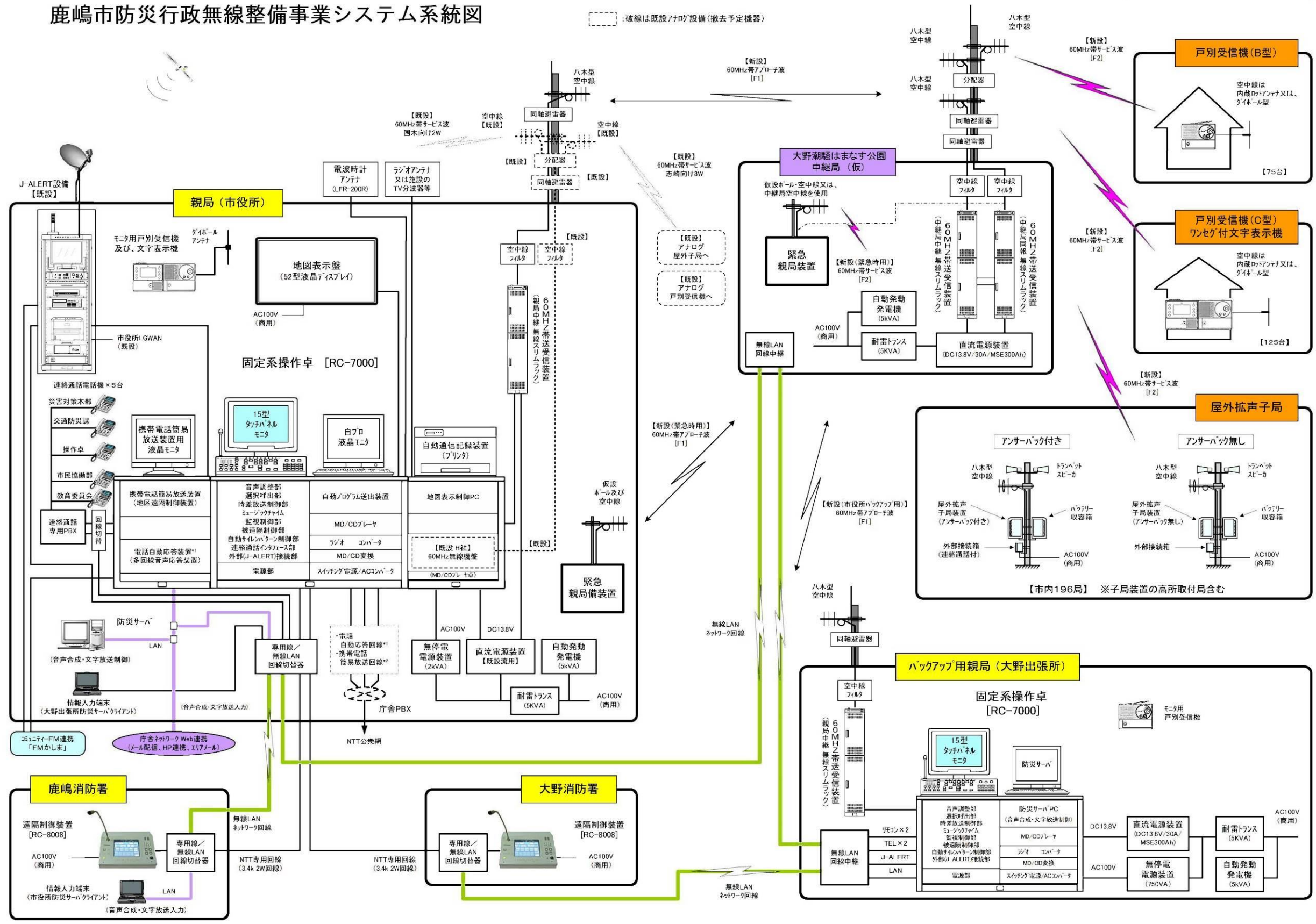
表 2.1.1 ボランティアの区分

区分	活動内容	養成・登録の有無	担当窓口	受入窓口
一般	炊き出し，食事の配布，水汲み，清掃，救援物資の仕分け・配布，情報の収集・提供，介助，手話等	養成有り 登録有り	県(保健福祉部) 市	県社会福祉協議会 市町村社会福祉協議会
医療・防疫	医療活動(医師・看護師，臨床検査技師，診療放射線技師，理学療法士，作業療法士)，調剤業務，医薬品の仕分け・消毒等の防疫指導，管理(薬剤師)，健康管理・栄養指導(保健師，助産師，栄養士)，歯科診療(歯科医師，歯科衛生士，歯科技工士)，メンタルケア(精神保健福祉士，臨床心理士)，医療類似行為業務の提供(あん摩マッサージ指圧師，はり師，きゅう師)	養成無し 登録無し	県(保健福祉部)	県医師会 県歯科医師会 県薬剤師会 県看護協会 県助産師会 県臨床検査技師会 県診療放射線技師会 県理学療法士会 県作業療法士会 県栄養士会 県歯科技工士会 県精神保健福祉士会 県臨床心理士会 県鍼灸師会 県鍼灸マッサージ師会
語学	外国語通訳・翻訳	養成有り 登録有り	県(知事直轄)	県国際交流協会
アマチュア無線	非常通信	養成無し 登録無し	県(生活環境部)	県(生活環境部)

図 2.1.1 鹿嶋市防災行政無線システム系統図

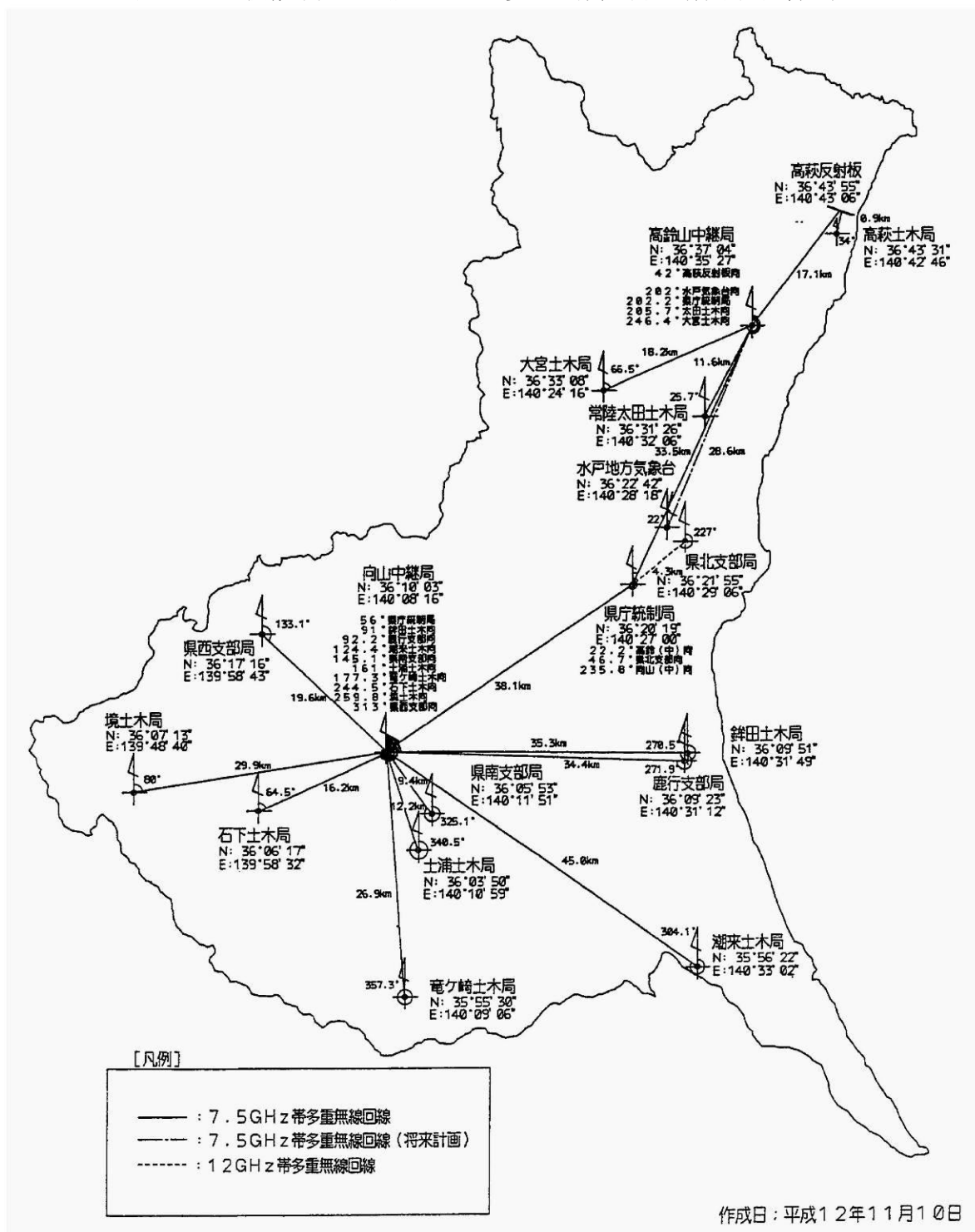
13.03.15 C17143491283-03

鹿嶋市防災行政無線整備事業システム系統図



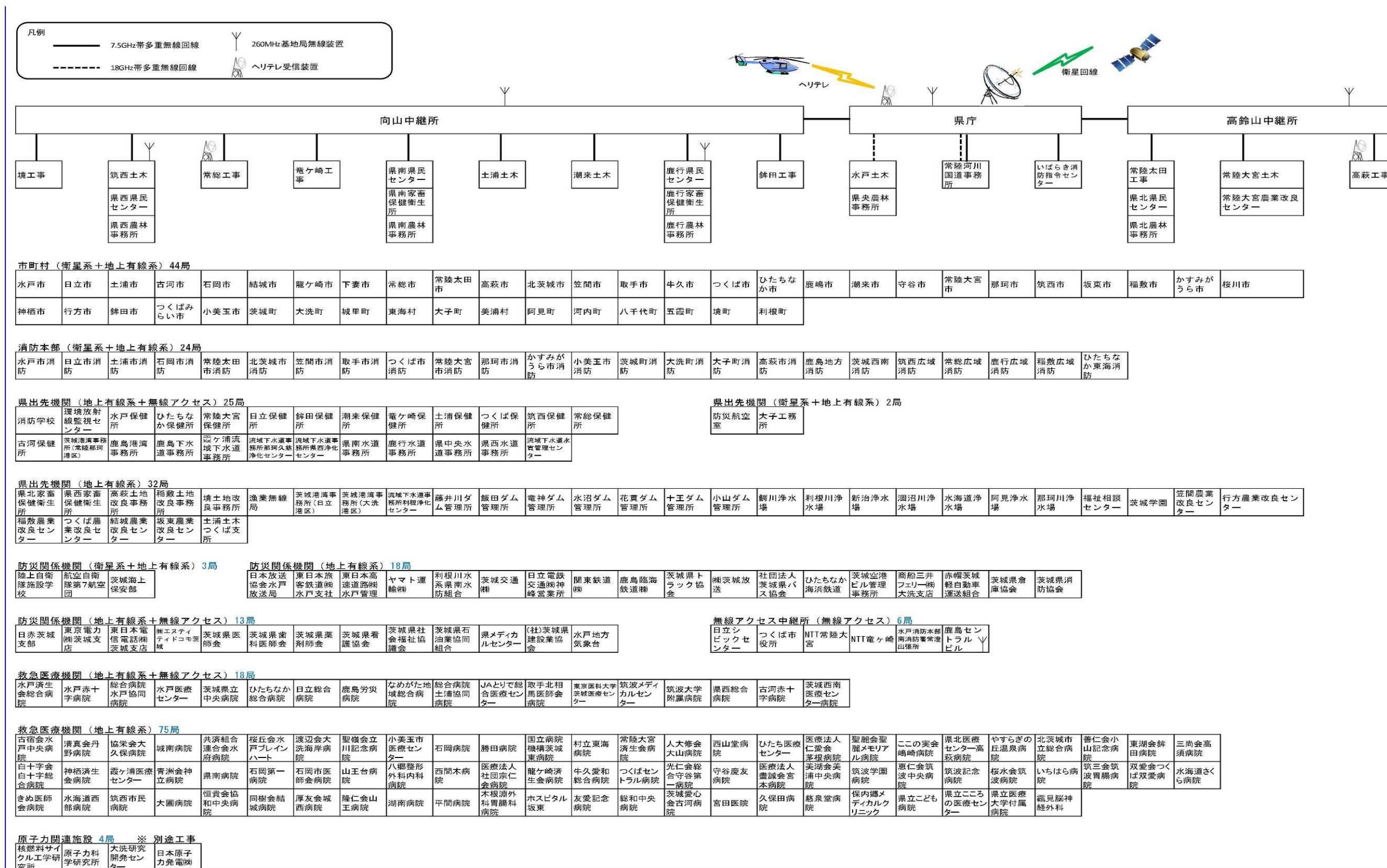
(出典) 鹿嶋市内部資料

図 2.1.2 茨城県防災通信システム多重回線経路図 (将来計画含む)



(出典) 茨城県地域防災計画 資料編, 平成 30 年 3 月

図 2.1.3 茨城県防災情報ネットワークシステム構成図



(出典) 茨城県地域防災計画 資料編, 平成 30 年 3 月

表 2.2.1 都市公園の整備状況

番号	公園名	種別	開設		所在地
			年月日	面積 ha	
1	道祖神児童公園	街区	S57.4.26	0.25	宮中4-6
2	港ヶ丘児童公園	街区	S57.4.26	0.39	港ヶ丘2-282-20
3	駒引児童公園	街区	S56.12.18	0.30	宮下2-5-1
4	関内児童公園	街区	S59.12.21	0.26	鉢形台2-9
5	西台児童公園	街区	S61.3.7	0.37	鉢形台3-4
6	中山児童公園	街区	H2.4.16	0.17	鉢形1-9
7	中原児童公園	街区	S60.4.11	0.14	旭ヶ丘1-10-1
8	蔦上り児童公園	街区	S63.5.20	0.22	旭ヶ丘1-21-10
9	小山道児童公園	街区	S60.12.10	0.37	旭ヶ丘2-12-1
10	国主近隣公園	近隣	S51.3.31	0.99	宮中8-6
11	鹿島城山公園	地区	S6.3.31	6.90	城山1-3034他
12	高松緑地公園	緩衝	S57.4.26	21.70	光1
13	津賀城址公園	地区	H15.12.10	7.66	津賀1419-12
14	平井児童公園	街区	S57.4.26	0.85	平井1-32他
15	神野向児童公園	街区	H3.4.1	0.17	宮中27-3
16	神野ふれあい健康公園	街区	S62.3.31	0.65	宮中760-1
17	神平児童公園	街区	H6.3.31	0.09	神向寺136-10
18	平井南児童公園	街区	H4.11.6	0.16	平井33
19	ト伝の郷運動公園	運動	H6.3.31	9.50	神向寺55-1他
20	元気はつらつ公園	街区	H26.3.30	0.27	津賀1906-1
21	公園墓地	特殊	H12.8.1	1.70	田谷260他
22	厨中央公園	近隣	H12.4.12	0.99	厨3-3
23	厨台みはらし公園	街区	H12.4.12	0.21	厨5-2
24	成井公園	街区	H12.4.12	0.62	宮下5-18
25	みどり中央公園	街区	H12.4.12	0.33	緑ヶ丘2-14
26	みどり西公園	街区	H12.4.12	0.59	緑ヶ丘3-13
27	厨台公園	街区	H12.4.12	0.26	厨1-2
28	高松地区防災公園	近隣	H28.4.1	0.60	谷原1473他
計				56.74	

表 2.2.2 鹿嶋市の教育施設及び防災設備

施設名	所在地	電話	敷地面積 (㎡)	階 段	構 造	校舎 面積 (㎡)	校庭 面積 (㎡)	児童生徒 数	消火 器	自動火 災報知 器	非常火 災報知 器	救助	屋内消 火器
波野小学校	明石 516	82-7900	13,665	3	R	3,148	7,289	277	○	○		○	○
豊郷小学校	須賀 1170	82-2936	16,327	2	R	0	9,235	112	○	○			○
豊津小学校	大船津 2328-1	82-1139	6,531	2	R	1,989	2,974	46	○	○			○
鹿島小学校	城山 4-3-43	82-1044	14,037	3	R	3,640	7,357	578	○	○		○	○
高松小学校	粟生 301	82-4620	20,701	3	R	4,082	14,328	237	○	○		○	○
平井小学校	平井 20-2	82-1751	22,208	3	R	4,568	17,586	413	○	○		○	○
三笠小学校	宮中 2042-1	82-8101	21,545	3	R	5,372	10,168	799	○	○		○	○
鉢形小学校	鉢形台 3-15-1	82-5011	23,603	3	R	5,485	15,365	307	○	○			○
大同東小学校	荒井 373	69-0022	19,478	3	R	3,761	8,318	319	○	○		○	○
大同西小学校	武井 264	69-0027	7,991	3	R	3,877	3,416	176	○	○		○	○
中野東小学校	荒野 1221	69-0108	26,608	3	R	3,094	12,943	295	○	○		○	○
中野西小学校	中 1729-3	69-0042	17,534	3	R	2,683	11,419	109	○	○		○	○
鹿島中学校	宮中 2398-1	82-1455	44,471	3	R	4,869	23,562	500	○	○		○	○
高松中学校	木滝 274	82-1545	32,955	3	R	4,937	17,678	147	○	○		○	○
鹿野中学校	城山 4-7-10	83-6621	41,170	4	R	4,104	30,500	270	○	○		○	○
平井中学校	平井 1125-1	83-6671	38,000	3	R	5,683	21,895	326	○	○		○	○
大野中学校	津賀 1925-1	69-0023	20,430	4	R	5,350	12,701	476	○	○		○	○
三笠幼稚園	平井 1184-4	82-6150	3,619	1	S	715	1,668	118	○	○			
高松幼稚園	粟生 301	82-6067	2,995		W	594	1,479	42	○	○			
波野幼稚園	神向寺 126	82-7647	3,392	1	S	632	1,358	76	○	○			
地域子育て支援 センター	須賀 372-1	83-4152	5,688	1	S	938	3,249	0	○	○			
はまなす幼稚園	中 595	69-2880	5,904	1	S	830	2,966	109	○	○			

宮下保育園	宮下 1-9-5	82-0199	2,218	1	S	593	877	90	○	○	○		
佐田保育園	佐田 503	82-0198	2,991	1	W/B	379	1,430	110	○	○			
平井認定こども園	平井 1004-14	82-6277	6,216	1	W	1,391	1,575	195	○	○			
大船津保育園	大船津 3537	82-6066	4,050	1	W	558	3,000	75	○	○			

※R鉄筋コンクリート Bブロック W木造 S鉄骨

表 2.2.3 鹿嶋市内の指定文化財

(平成 30 年 4 月 1 日現在)

指定	種類	名称	数量	管理者	指定年月日	指定番号	
1	国宝	工芸品	直刀 黒漆平文大刀拵(附刀唐櫃1口)	1口	鹿島神宮	昭和30年6月22日	工第175号
2	国重	工芸品	梅竹蒔絵鞍(附四手蒔絵居木一双)	1背	鹿島神宮	昭和34年6月27日	工第930号
3	国重	建造物	鹿島神宮本殿・石の間・幣殿・拜殿(附棟札2枚)	4棟	鹿島神宮	明治34年3月27日 (昭和29年9月17日)	建第1325号
4	国重	建造物	鹿島神宮摂社奥宮本殿(附棟札1枚)	1棟	鹿島神宮	明治34年3月27日 (昭和25年8月29日)	建第155号
5	国重	建造物	鹿島神宮楼門	1棟	鹿島神宮	昭和41年6月11日	建第1617号
6	国重	建造物	鹿島神宮仮殿	1棟	鹿島神宮	昭和51年5月20日	建第1993号
7	国史	史跡	鹿島神宮境内附郡家跡	1	鹿嶋市・鹿島神宮	昭和61年8月4日	文部省告示第117号
8	国天	天然記念物	ハマナス自生南限地帯	1	鹿嶋市	大正11年3月8日	内務省告示第49号
9	県	絵画	紙本着色両界曼荼羅	2幅	慈眼寺	昭和52年5月2日	絵画第65号
10	県	彫刻	木造狛犬	2軀	鹿島神宮	昭和33年7月23日	彫第26号
11	県	彫刻	木造狛犬	2軀	鹿島神宮	昭和40年2月24日	彫第57号
12	県	彫刻	木造十一面観音坐像	1体	大福寺	昭和52年5月2日	彫刻第116号
13	県	彫刻	銅造 如来坐像及び菩薩立像	2軀	神向寺	平成14年12月25日	彫第152号
14	県	工芸品	黒漆螺鈿蒔絵台	1基	鹿島神宮	昭和33年7月23日	工第23号
15	県	工芸品	銅印	1顆	鹿島神宮	昭和33年7月23日	工第24号
16	県	工芸品	陶造狛犬	3軀	鹿島神宮	昭和33年7月23日	工第25号
17	県	工芸品	石燈籠	1基	鹿島神宮	昭和33年7月23日	工第26号
18	県	工芸品	鏡	1口	鹿島神宮	昭和33年7月23日	工第27号
19	県	工芸品	軍配	1口	鹿島神宮	昭和33年7月23日	工第28号
20	県	工芸品	太刀(銘景安)	1口	鹿島神宮	昭和36年3月24日	工第34号
21	県	工芸品	草花双鳥円鏡	1面	鹿島神宮	昭和40年2月24日	工芸品第65号
22	県	工芸品	十一面観音御正体	1面	鹿島神宮	昭和40年2月24日	工芸品第66号
23	県	古文書	鹿島神宮文書	18巻	鹿島神宮	平成22年11月10日	
24	県	無形文化財	鹿島新當流(附起請文1巻・傳法書1巻)	1団体	鹿島新當流彰古会	平成元年9月27日	無形文化財第4号
25	県	天然記念物	鹿島神宮樹叢	1群	鹿島神宮	昭和38年8月23日	天然記念物第26号
26	市	建造物	稻荷神社本殿	1棟	神野区	昭和46年10月20日	建第1号
27	市	建造物	神向寺山門	1棟	神向寺	昭和46年10月20日	建第2号
28	市	建造物	鹿島神宮楼門回廊	2棟	鹿島神宮	昭和57年3月20日	建第3号
29	市	建造物	鹿島神宮神幸奉納山車	1台	角内地区	昭和64年1月1日	建第4号
30	市	建造物	鹿島神宮神幸奉納山車	1台	新町地区	平成4年6月1日	建第5号
31	市	建造物	鹿島神宮神幸奉納山車	1台	仲町地区	平成4年6月1日	建第6号
32	市	建造物	鹿島神宮神幸奉納山車	1台	桜町地区	平成4年6月1日	建第7号
33	市	建造物	鹿島神宮神幸奉納山車	1台	大町地区	平成4年6月1日	建第8号
34	市	建造物	木滝区山車	1台	木滝区	平成4年6月1日	建第9号
35	市	建造物	椿神社本殿	1	椿神社	昭和51年2月20日	建第10号
36	市	建造物	瑞雲寺法宝堂	1	瑞雲寺	昭和51年2月20日	建第11号
37	市	建造物	龍藏院山門	1	龍藏院	昭和51年2月20日	建第12号
38	市	建造物	吉祥院山門	1	佐田区	平成9年2月1日	建第13号
39	市	建造物	稻荷神社本殿	1棟	木滝区	平成22年9月20日	建第14号
40	市	絵画	仏頂画像	1幅	根本寺	昭和62年7月20日	絵第1号
41	市	絵画	十六善神図	1幅	根本寺	昭和62年7月20日	絵第2号
42	市	絵画	不動明王図	4幅	龍藏院	平成4年6月1日	絵第3.4.5.6号
43	市	絵画	蔓荼羅図	2幅	龍藏院	平成4年6月1日	絵第7.8号
44	市	絵画	有隣宗徳頂相(絹本着色)	1幅	東福寺	昭和49年11月1日	絵第9号
45	市	絵画	釈迦十六善神図(絹本着色)	1幅	寶幢院	昭和56年9月14日	絵第10号
46	市	絵画	絹本着色 両頭愛染明王像	1幅	龍藏院	平成24年1月1日	絵第11号
47	市	彫刻	薬師如来坐像	1軀	長楽寺	昭和46年10月20日	彫第1号
48	市	彫刻	不動明王立像	1軀	龍藏院	平成4年6月1日	彫第2号
49	市	彫刻	金剛力士立像	2軀	蓮光寺	昭和47年11月1日	彫第3号
50	市	彫刻	阿弥陀如来立像	1	蓮光寺	昭和47年11月1日	彫第4号
51	市	彫刻	木造十一面観音立像	1軀	平光寺	平成21年3月1日	彫第5号
52	市	彫刻	木造地藏菩薩立像	1軀	平光寺	平成21年3月1日	彫第6号

53	市	彫刻	木造阿弥陀如来坐像	1 軀	平光寺	平成21年3月1日	彫第7号
54	市	彫刻	木造二天立像	2 軀	平光寺	平成21年3月1日	彫第8号
55	市	彫刻	木造阿弥陀如来及び脇侍立像	3 軀	一心院	平成21年3月1日	彫第9号
56	市	彫刻	木造十一面観音立像	1 軀	普渡寺	平成22年2月20日	彫第10号
57	市	工芸品	勅璽	1 顆	根本寺	昭和46年10月20日	工第1号
58	市	工芸品	経机	1 脚	海賢寺	昭和46年10月20日	工第2号
59	市	古文書	信田家文書		個人	平成6年1月1日	古第2号
60	市	古文書	護国院文書	28点	護国院	平成25年10月15日	古第3号
61	市	古文書	中村家文書	2点	個人	平成25年10月15日	古第4号
62	市	古文書	小神野家文書	2点	個人	平成25年10月15日	古第5号
63	市	考古資料	板碑	1 基	護国院	昭和46年10月20日	考第1号
64	市	考古資料	石枕	1 基	佐田区	昭和62年7月20日	考第3号
65	市	考古資料	磨製石斧	1	個人	昭和50年7月10日	考第4号
66	市	考古資料	板碑	1	個人	昭和53年7月18日	考第5号
67	市	考古資料	八稜鏡	3 面	個人	平成11年6月20日	考第6号
68	市	民俗	泣きぎおん		立原区	昭和50年3月7日	無民第3号
69	市	民俗	新田神楽		大船津新田区	昭和52年11月21日	無民第1号
70	市	民俗	鹿島ばやし	1 団体	鹿島ばやし保存会	昭和62年7月20日	無民第2号
71	市	史跡	塚原ト伝の墓		塚原ト伝顕彰会	昭和46年10月20日	史第1号
72	市	史跡	天狗党の墓		個人	昭和55年7月14日	史第2号
73	市	史跡	比屋久内遺跡		鹿嶋市ほか	昭和57年3月20日	史第3号
74	市	史跡	じゃらんば遺跡	1	立原区	昭和50年7月1日	史第4号
75	市	史跡	霜水寺西堂跡	1	鹿嶋市	昭和51年2月20日	史第5号
76	市	史跡	天朝井戸	1	天長井戸区	昭和56年9月14日	史第6号
77	市	史跡	林城跡	1	林区	昭和57年9月6日	史第7号
78	市	史跡	津賀城跡	1	鹿嶋市	平成5年1月26日	史第8号
79	市	史跡	鎌足神社境内地	1	下生区	平成11年6月20日	史第10号
80	市	史跡	夫婦塚古墳附陪塚	1	鹿嶋市ほか	平成12年5月20日	史第11号
81	市	天然記念物	高野檜	1	大福寺	昭和50年7月1日	天第2号
82	市	天然記念物	横元稻荷の大横（イヌマキ）	1	個人	昭和50年7月1日	天第3号
83	市	天然記念物	ナウマンゾウの切歯	2	鹿嶋市	平成26年11月1日	天第4号
84	市	有形民俗文化財	明石の百庚申	100基	個人	平成30年4月1日	有民第1号
	国選	無形民俗文化財	鹿島の祭頭祭	1 団体	祭頭囃保存会	昭和51年12月25日	
	国選	無形民俗文化財	鹿島みろく			平成21年3月11日	

表 2.2.4 土砂災害防止法指定箇所（土砂災害警戒区域等）

(平成 30 年 4 月現在)

箇所番号	箇所名	所在地	自然現象の区分	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	告示年月日
222-I-001	須賀田	寺前	急傾斜地の崩壊	○	○	平成18年12月25日
222-I-002	楯ノ宮	楯ノ宮	急傾斜地の崩壊	○	○	平成18年12月25日
222-I-003	奈良毛	シャクオシ	急傾斜地の崩壊	○	○	平成18年12月25日
222-I-004	孝	孝	急傾斜地の崩壊	○	○	平成18年12月25日
222-I-005	武井	天王下	急傾斜地の崩壊	○	○	平成18年12月25日
222-I-006	宮中一丁目	宮中一丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	平成18年12月25日
222-I-007	根古ヤ	根古ヤ	急傾斜地の崩壊	○	○	平成18年12月25日
222-I-008	稲荷台	臺	急傾斜地の崩壊	○	○	平成18年12月25日
222-I-009	鶴井川	鶴井川	急傾斜地の崩壊	○	○	平成18年12月25日
222-I-010	神野四丁目	神野四丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	平成18年12月25日
222-I-011	須賀台-1	須賀台	急傾斜地の崩壊	○	○	平成18年12月25日
222-I-012	須賀台-2	須賀台	急傾斜地の崩壊	○	○	平成18年12月25日
222-I-013	向山-1	根畑	急傾斜地の崩壊	○	○	平成18年12月25日
222-I-014	関内	関内	急傾斜地の崩壊	○	○	平成18年12月25日
222-I-015	沼尾	根山	急傾斜地の崩壊	○	○	平成18年12月25日
222-I-016	城山二丁目	城山二丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	平成18年12月25日
222-I-017	城山四丁目	白山四丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	平成26年11月27日
222-I-018	沼尾2	根山	急傾斜地の崩壊	○	○	平成18年12月25日
222-I-019	下塙	宮本	急傾斜地の崩壊	○	○	平成18年12月25日
222-I-020	武井1	古ヤ峯	急傾斜地の崩壊	○	○	平成18年12月25日
222-I-021	武井2	杉木下	急傾斜地の崩壊	○	○	平成18年12月25日
222-I-022	津賀1	日光山	急傾斜地の崩壊	○	○	平成18年12月25日
222-I-023	津賀2	長峰	急傾斜地の崩壊	○	○	平成18年12月25日
222-I-024	津賀	津賀田	急傾斜地の崩壊	○	○	平成18年12月25日
222-I-025	中1	中字居合山	急傾斜地の崩壊	○	○	平成18年12月25日
222-I-026	中2	中字バ子山	急傾斜地の崩壊	○	○	平成18年12月25日
222-I-027	奈良毛1	奈良毛字根本	急傾斜地の崩壊	○	○	平成18年12月25日
222-I-028	角折	忠	急傾斜地の崩壊	○	○	平成18年12月25日
222-I-029	小山	東坪	急傾斜地の崩壊	○	○	平成18年12月25日
222-I-030	須賀	峰岸	急傾斜地の崩壊	○	○	平成18年12月25日
222-I-031	宮中	阿耕作	急傾斜地の崩壊	○	○	平成18年12月25日
222-I-032	鉢形	西谷	急傾斜地の崩壊	○	○	平成18年12月25日
222-I-033	粟生	子コヤ前	急傾斜地の崩壊	○	○	平成18年12月25日
222-I-034	神野3丁目	神野三丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	平成22年6月3日
222-II-001	谷津	津賀	急傾斜地の崩壊	○	○	平成22年6月3日
222-II-002	向山-2	宮中	急傾斜地の崩壊	○	○	平成22年6月3日
222-II-003	向山-3	宮中	急傾斜地の崩壊	○	○	平成22年6月3日
222-II-004	津賀	津賀	急傾斜地の崩壊	○	○	平成22年6月3日
222-II-005	荒井	荒井	急傾斜地の崩壊	○	○	平成22年6月3日
222-II-006	田野辺	田野辺	急傾斜地の崩壊	○	○	平成22年6月3日
222-II-007	宮中	宮中	急傾斜地の崩壊	○	○	平成22年6月3日
222-II-008	鉢形台	鉢形台三丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	平成22年6月3日
222-II-009	下塙	下塙	急傾斜地の崩壊	○	○	平成22年6月3日
222-II-010	粟生	粟生	急傾斜地の崩壊	○	○	平成22年6月3日
222-II-011	安崎	宮中	急傾斜地の崩壊	○	○	平成22年6月3日
222-II-012	宮中a	宮中, 須賀	急傾斜地の崩壊	○	○	平成22年6月3日
222-II-013	下塙a	佐田, 下塙	急傾斜地の崩壊	○	○	平成22年6月3日
222-II-014	下塙b	佐田, 下塙	急傾斜地の崩壊	○	○	平成22年6月3日
222-III-001	鉢形	鉢形	急傾斜地の崩壊	○	○	平成22年6月3日
222-III-002	田野辺	田野辺	急傾斜地の崩壊	○	○	平成22年6月3日
222-III-003	和a	和	急傾斜地の崩壊	○	○	平成22年6月3日
222-III-004	和b	和	急傾斜地の崩壊	○	○	平成22年6月3日
222-III-007	津賀c	津賀	急傾斜地の崩壊	○	○	平成22年6月3日

表 2.2.5 急傾斜地崩壊危険箇所

(平成 30 年 4 月 1 日現在)

箇所番号	斜面区分	位置	延長(m)	勾配(度)	高さ(m)	棟数(戸)
222-I-001	自然斜面	津賀字谷津	180	36	18	7
222-I-002	自然斜面	津賀須賀田	150	36	15	5
222-I-003	自然斜面	和字楯ノ宮	370	60	16	13
222-I-004	自然斜面	角折字孝	120	35	9	5
222-I-005	自然斜面	武井字武井	190	44	19	5
222-I-006	自然斜面	宮中一丁目	50	56	13	1
222-I-007	自然斜面	栗生字根古ヤ	250	52	14	7
222-I-008	自然斜面	木滝字稻荷台	170	52	19	16
222-I-009	自然斜面	明石字鶴井川	130	72	7	7
222-I-010	自然斜面	神野四丁目	100	60	10	7
222-I-011	自然斜面	須賀台一丁目	100	46	22	5
222-I-012	自然斜面	須賀台二丁目	110	57	8	6
222-I-013	自然斜面	宮中向山一丁目	70	36	21	6
222-I-014	自然斜面	鉢形字関内	80	44	8	6
222-I-015	自然斜面	沼尾字根山	300	44	22	8
222-I-016	自然斜面	城山二丁目	110	60	20	12
222-I-017	自然斜面	城山四丁目	100	53	24	5
222-I-018	自然斜面	沼尾字根山	450	45	22	16
222-I-019	自然斜面	下埞	60	50	15	1
222-I-020	自然斜面	武井	410	52	18	8
222-I-021	自然斜面	武井	130	32	10	5
222-I-022	自然斜面	津賀	460	56	20	12
222-I-023	自然斜面	津賀	115	50	22	1
222-I-024	自然斜面	志賀	310	40	13	6
222-I-025	自然斜面	中	350	34	28	7
222-I-026	自然斜面	中	160	40	20	3
222-I-027	自然斜面	奈良毛	230	37	25	5
222-I-028	自然斜面	角折	90	32	12	0
222-I-029	自然斜面	小山	70	37	11	0
222-I-030	自然斜面	須賀	480	38	22	5
222-I-031	自然斜面	宮中	140	43	11	6
222-I-032	自然斜面	鉢形	90	43	12	2
222-I-033	自然斜面	栗生	160	52	9	6
222-II-001	自然斜面	津賀字谷津	100	48	15	3
222-II-002	自然斜面	宮中向山二丁目	80	39	22	4
222-II-003	自然斜面	宮中向山三丁目	70	38	22	3
222-II-004	自然斜面	津賀	160	45	20	3
222-II-005	自然斜面	荒井	120	72	6	4
222-II-006	自然斜面	田野辺	120	40	14	2
222-II-007	自然斜面	宮中	100	37	22	1
222-II-008	自然斜面	鉢形台三丁目	190	48	13	1
222-II-009	自然斜面	下埞	90	42	10	2
222-II-010	自然斜面	栗生	40	36	15	1
222-III-001	自然斜面	鉢形	320	30	5	
222-III-002	自然斜面	田野辺	180	30	5	
222-III-003	自然斜面	和	280	42	20	
222-III-004	自然斜面	和	240	38	20	

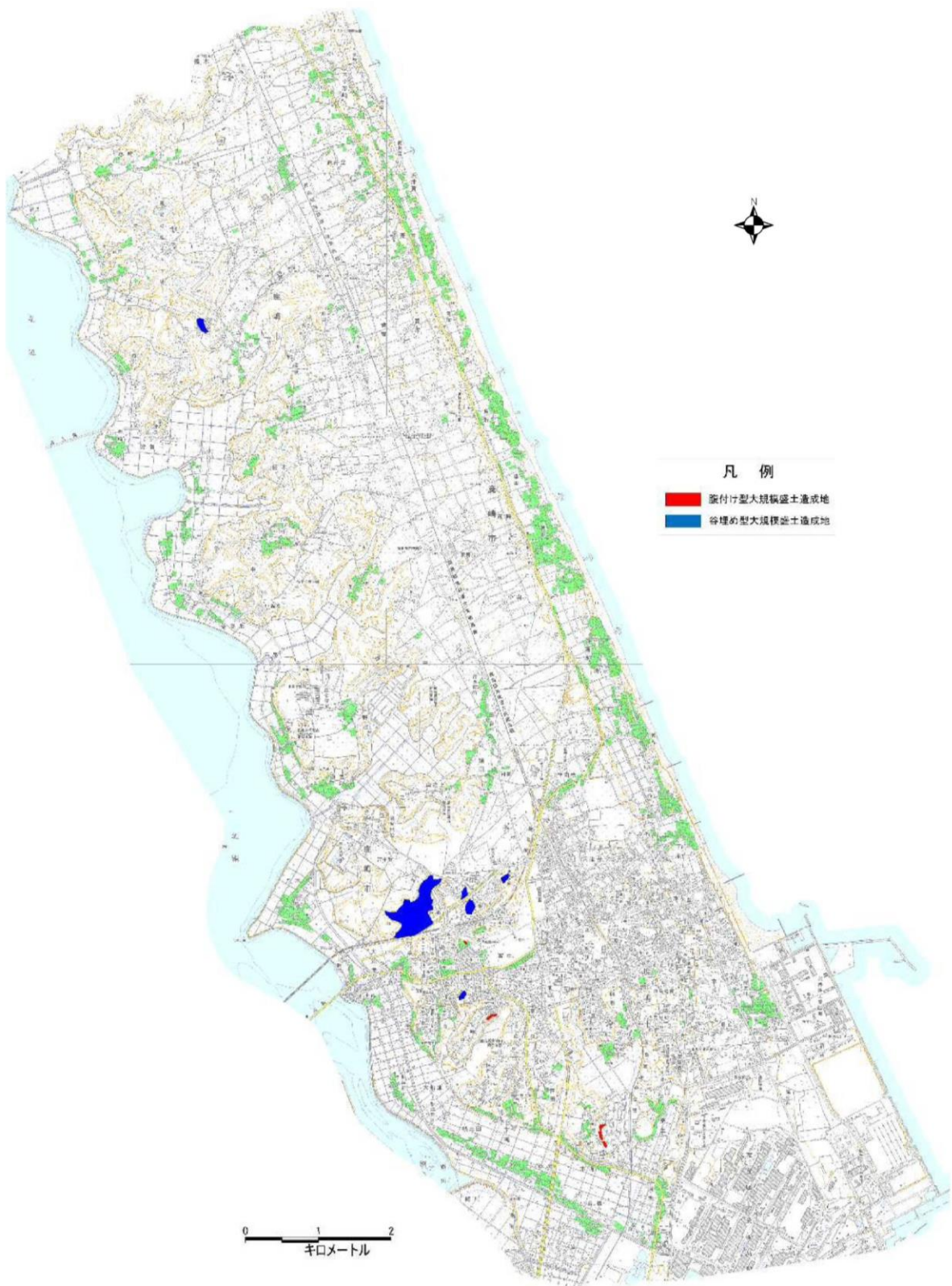
222-Ⅲ-005	自然斜面	津賀	150	30	5	
222-Ⅲ-006	自然斜面	津賀	100	30	5	
222-Ⅲ-007	自然斜面	津賀	100	30	5	

表 2.2.6 急傾斜地崩壊危険区域指定箇所

(平成 30 年 4 月 1 日現在)

箇所 番号	位置	地形				人家 (戸)
		傾斜度 (度)	高さ (m)	延長 (m)	面積 (ha)	
64	津賀須賀田	45	26	117	0.55	5
77	奈良毛字奈良毛	60	30	373	3.13	9
100	角折字孝	45	16	124	0.495	3
135	粟生字根古ヤ	38	20	276	1.6	13
162	木滝字稻荷台	44~50	14~21	162	0.540	20
190	沼尾字根山	30	25~30	302	1.932	13
240	沼尾字横田	45	25	446	2.69	19
261	城山二丁目	31~41	12.1~26.2	310	1.780	25
262	宮中字下生	40	22~29	200	1.257	17
294	武井	32~45	8.7~25.0	370	1.869	13

図 2.2.1 大規模盛土造成地マップ



(出典) 鹿嶋市HP

図 2.3.1 緊急輸送道路ネットワーク計画図（潮来土木事務所管内）（平成 26 年 3 月）



(出典) 茨城県HP
 ※公設鹿島地方卸売市場は、平成 27 年 4 月に神栖市居切に移転

図 2.3.3 災害種別避難標識システムに用いる図記号等 (1)

災害種別避難誘導標識システムに用いる図記号等

災害種別	図記号				避難誘導標識システム
	災害種別一般図記号	注意図記号	避難場所図記号	避難所図記号	
洪水	 JIS Z 8210-6.5.1	—	 JIS Z 8210-6.1.4	 JIS Z 8210-6.1.5	附属書 A
内水氾濫			附属書 B		
高潮	 ^{b)} JIS Z 8210-6.5.3	 JIS Z 8210-6.3.9	 JIS Z 8210-6.1.6	 JIS Z 8210-6.1.5	附属書 C ^{c)}
津波 ^{a)}			 JIS Z 8210-6.1.7		JIS Z 9097
土石流	 JIS Z 8210-6.5.2	 JIS Z 8210-6.3.10	 JIS Z 8210-6.1.4	 JIS Z 8210-6.1.5	附属書 D
崖崩れ・地滑り	 JIS Z 8210-6.5.4	 JIS Z 8210-6.3.11	 JIS Z 8210-6.1.4	 JIS Z 8210-6.1.5	附属書 E
大規模な火事	 JIS Z 8210-6.5.5	—	 JIS Z 8210-6.1.4	 JIS Z 8210-6.1.5	附属書 F

(出典) 経済産業省記者 平成 28 年 3 月 22 日発表資料



資料 3 JISZ8210 案内用図記号の改正及び JISZ9098 災害避難誘導標識システムの制定

図 2.3.4 災害種別避難標識システムに用いる図記号等 (2)

注 ^{a)}	津波の避難誘導標識システムについては、JIS Z 9097 を参照する。
注 ^{b)}	必要に応じて JIS Z 9097 に用いてもよい。
注 ^{c)}	高潮の標識避難誘導システムは、JIS Z 9097 に規定する津波の避難誘導標識システムを基とする。

また、災害ごとに避難場所の適否が分かるように「適不適表示マーク」を規定しました。

適不適表示マーク

適不適表示マーク ^{a)}	意味	色
	この避難場所は、当該災害の種類の避難場所に 適していることを表す。	黒 マンセル値 N1 を使用する。
	この避難場所は、当該災害の種類の避難場所に 適していないことを表す。	黒 マンセル値 N1 を使用する。

注^{a)} 適不適表示マークは、災害種別一般図記号の上に重ねてはならない。また、表示が煩雑にならないように注意する。

適不適表示マークの記載例



災害種別一般図記号の上部に補助表示を、災害種別一般図記号の下部に当該避難場所が適している場合は“○”を、適していない場合は“×”を記載した例。

当該避難場所は、洪水、高潮及び大規模な火事には適しているが、津波、土石流及び崖崩れ・地滑りには適していないことを示している。

(出典) 経済産業省記者 平成 28 年 3 月 22 日発表資料

資料 3 JISZ8210 案内用図記号の改正及び JISZ9098 災害避難誘導標識システムの制定

表 2.3.3 防火対象物（消防法施行令による）

（平成 30 年 3 月 31 日現在）

政 令 項 目 別			防 火 対 象 物 数		
区 分	業 態		地上 5 階 未 満	地上 5 階 以 上	計
1 項	イ	劇場, 映画館, 演芸場又は観覧場	3	1	4
	ロ	公会堂又は集会場	53		53
2 項	イ	キャバレー, カフェー, ナイトクラブその他これらに類するもの			
	ロ	遊技場又はダンスホール	6		6
	ハ	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和三十二年法律第百二十二号)第二条第五項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗(ニ並びに(一)項イ, (四)項, (五)項イ及び(九)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているものを除く。)その他これに類するものとして総務省令で定めるもの			
	ニ	カラオケボックスその他遊興のための設備又は物品を個室(これに類する施設を含む。)において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗で総務省令で定めるもの	3		3
3 項	イ	待合, 料理店その他これらに類するもの	3		3
	ロ	飲食店	69		69
4 項		百貨店, マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場	118		118
5 項	イ	旅館, ホテル, 宿泊所その他これらに類するもの	38	5	43
	ロ	寄宿舎, 下宿又は共同住宅	322	48	370
6 項	イ	病院, 診療所又は助産所	43		43
	ロ	老人短期入所施設, 養護老人ホーム, 特別養護老人ホーム, 有料老人ホーム(主として要介護状態にある者を入居させるものに限る。), 介護老人保健施設, 救護施設, 乳児院, 知的障害児施設, 盲ろうあ児施設(通所施設を除く。), 肢体不自由児施設(通所施設を除く。), 重症心身障害児施設, 障害者支援施設(主として障害の程度が重い者を入所させるものに限る。), 老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第五条の二第四項若しくは第六項に規定する老人短期入所事業若しくは認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設又は障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第五条第九項若しくは第十一項に規定する短期入所若しくは共同生活介護を行う施設(主として障害の程度が重い者を入所させるものに限る。ハにおいて「短期入所等施設」という。)	16		16

	ハ	老人デイサービスセンター，軽費老人ホーム，老人福祉センター，老人介護支援センター，有料老人ホーム（主として要介護状態にある者を入居させるものを除く。），更生施設，助産施設，保育所，児童養護施設，知的障害児通園施設，盲ろうあ児施設（通所施設に限る。），肢体不自由児施設（通所施設に限る。），情緒障害児短期治療施設，児童自立支援施設，児童家庭支援センター，身体障害者福祉センター，障害者支援施設（主として障害の程度が重い者を入所させるものを除く。），地域活動支援センター，福祉ホーム，老人福祉法第五条の二第三項若しくは第五項に規定する老人デイサービス事業若しくは小規模多機能型居宅介護事業を行う施設，又は障害者自立支援法第五条第七項から第九項まで，第十一項若しくは第十四項から第十七項までに規定する生活介護，児童デイサービス，短期入所，共同生活介護，自立訓練，就労移行支援，就労継続支援若しくは共同生活援助を行う施設（短期入所等施設を除く。）	39		39
	ハ	幼稚園又は特別支援学校	19		19
7 項		小学校，中学校，高等学校，中等教育学校，高等専門学校，大学，専修学校，各種学校その他これらに類するもの	88		88
8 項		図書館，博物館，美術館その他これらに類するもの	2	1	3
9 項	イ	公衆浴場のうち，蒸気浴場，熱気浴場その他これらに類するもの			
	ロ	イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場			
10 項		車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場（旅客の乗降又は待合いの用に供する建築物に限る。）	3		3
11 項		神社，寺院，教会その他これらに類するもの	14		14
12 項	イ	工場又は作業場	314	3	317
	ロ	映画館スタジオ又はテレビスタジオ			
13 項	イ	自動車車庫，駐車場	20		20
	ロ	飛行場又は回転翼航空機の格納庫			
14 項		倉庫	184		184
15 項		前各項に該当しない事業所	475	3	478
16 項	イ	複合用途防火対象物のうち，その一部が（一）項から（四）項まで，（五）項イ，（六）項又は（九）項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの	104	1	105
	ロ	イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物	33		33
16 項二		地下街			

16 項三		建築物の地階（（十六の二）項に掲げるものの各階を除く。）で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの（（一）項から（四）項まで、（五）項イ、（六）項又は（九）項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。）			
17 項		文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）の規定によつて重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律（昭和八年法律第四十三号）の規定によつて重要美術品として認定された建造物	4		4
18 項		延長 50m 以上のアーケード			
19 項		市町村長の指定する山林			
20 項		総務省令で定める舟車			
合 計			1,973	62	2,035

表 2.3.4 消防水利及びポンプの充足状況

			平成 22 年 4 月 1 日	平成 23 年 4 月 1 日	平成 24 年 4 月 1 日	平成 30 年 4 月 1 日
		消防団員数	809	811	788	752
消 防 水 利	消火栓	公設	628	668	698	771
		私設	66	49	45	36
	防火水 槽	100 m ³ 以上	6	5	6	5
		40m ³ ~100m ³ 未満	705	695	696	678
		20m ³ ~40m ³ 未満	158	158	156	226
		その他（プール・河川等）	33	33	33	20
		合計	1,596	1,608	1634	1,736

図2.3.5 災害拠点病院の指定状況

令和2年4月1日現在

凡例	区分	医療圏	医療機関名
①	基幹	全県	水戸赤十字病院
②	基幹	全県	独立行政法人国立病院機構水戸医療センター
③	地域	水戸	茨城県立中央病院
④	地域	水戸	水戸済生会総合病院
⑤	地域	常陸太田・ひたちなか	株式会社日立製作所ひたちなか総合病院
⑥	地域	日立	株式会社日立製作所日立総合病院
⑦	地域	鹿行	医療法人社団善仁会 小山記念病院
⑧	地域	鹿行	神栖済生会病院
⑨	地域	土浦	総合病院 土浦協同病院
⑩	地域	つくば	筑波メディカルセンター病院
⑪	地域	つくば	筑波大学附属病院
⑫	地域	つくば	筑波記念病院
⑬	地域	取手・竜ヶ崎	JAとりで総合医療センター
⑭	地域	取手・竜ヶ崎	つくばセントラル病院
⑮	地域	筑西・下妻	茨城県西部メディカルセンター
⑯	地域	古河・坂東	古河赤十字病院
⑰	地域	古河・坂東	茨城西南医療センター-医師会病院
□	DMAT指定医療機関	総合病院	水戸協同病院
□	DMAT指定医療機関	土浦協同病院	なめがた地域医療センター
□	DMAT指定医療機関	取手北相馬保健医療センター	医師会病院
□	DMAT指定医療機関	社会医療法人連生堂	城西病院

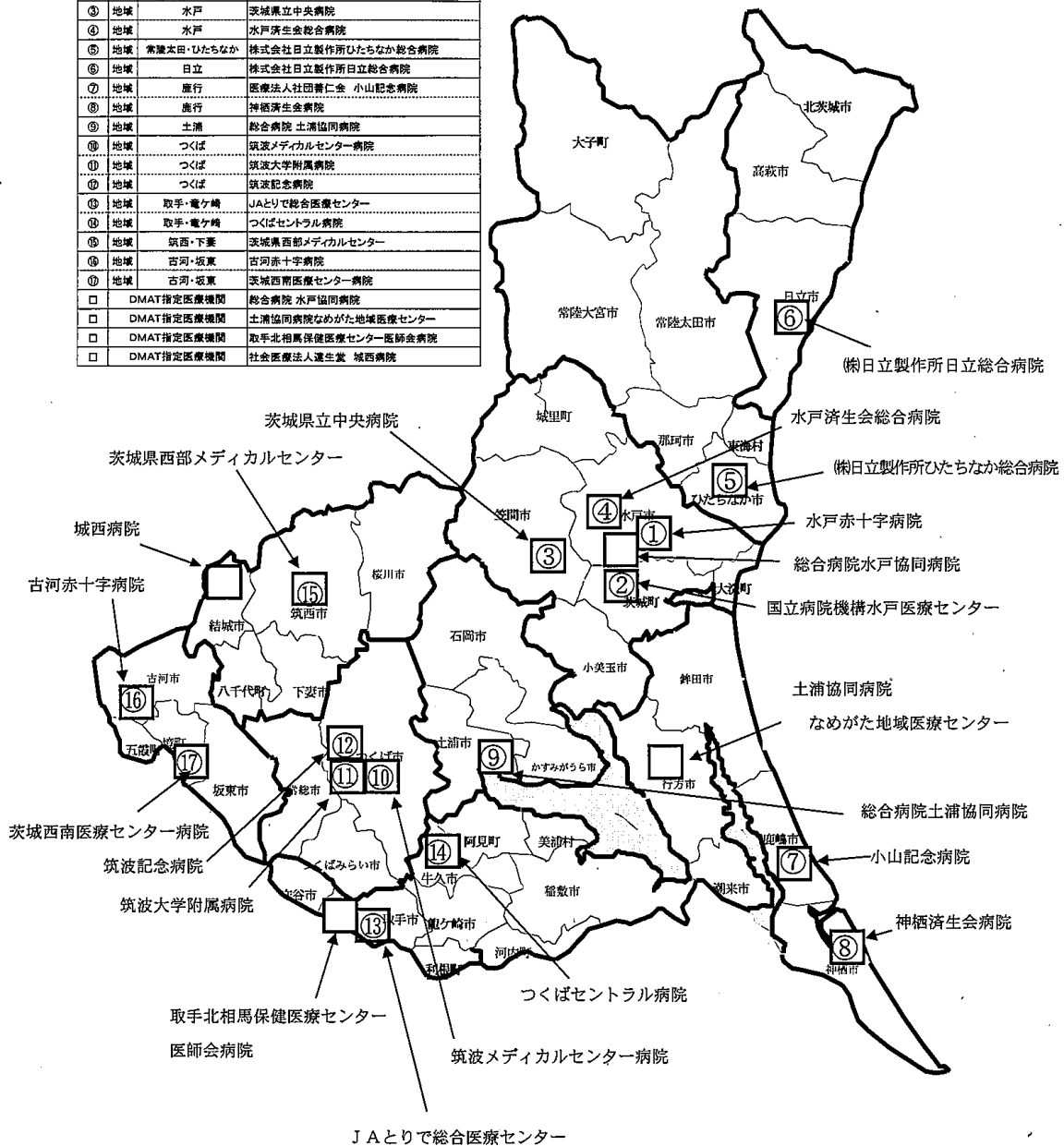


表 2.3.6 災害派遣医療チーム（DMA T）指定医療機関等の指定状況

市町村名	医療機関名	所在地	電話番号	備考
鉾田市	鉾田病院	鉾田市安房 1650-2	0291-32-3313	
	高須病院	鉾田市鉾田 2570	0291-33-2131	
鹿嶋市	小山記念病院	鹿嶋市厨 5-1-2	0299-85-1111	人工透析対応
神栖市	白十字総合病院	神栖市賀 2148	0299-92-3311	
	神栖済生会病院	神栖市知手中央 7-2-45	0299-97-2111	人工透析対応

（出典）茨城県地域防災計画資料編 「11-3 広域災害・救急医療情報システム参加医療機関」より
鹿行地域の医療機関を抜粋

表 2.3.7 災害派遣精神医療チーム（DPAT）の体制整備状況

【災害派遣精神医療チーム（茨城DPAT）協定医療機関】

（令和2年4月1日現在）

区分	医療機関名	所在地	電話番号	備考
先遣隊 ^{※1}	茨城県立こころの医療センター	笠間市旭町 654	296-77-1151	1 班
	国立大学法人筑波大学附属病院	つくば市天久保 2-1-1	029-853-3900	1 班
後続隊	茨城県立こころの医療センター	笠間市旭町 654	0296-77-1151	
	国立大学法人筑波大学附属病院	つくば市天久保 2-1-1	029-853-3900	
	茨城県精神科病院協会	水戸市大串町 715 （汐ヶ崎病院内）	029-269-2226	県内 30 精神科病院が加入

※1 都道府県等DPATを構成する班のうち、発災から概ね48時間以内に、被災した都道府県等において活動できる班を先遣隊と定義する。（平成29年5月2日障精発0502第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課帳通知「災害派遣精神医療チーム（DPAT）活動要領」）

【災害派遣精神医療チーム（茨城DPAT）協力医療機関^{※2}】

医療機関名	所在地	電話番号	備考
水戸済生会総合病院	水戸市双葉台 3-3-10	029-254-5151	
筑波記念病院	つくば市要 1187-299	029-864-1212	
筑波メディカルセンター病院	つくば市天久保 1-3-1	029-851-3511	

※2 協力医療機関とは、茨城DPAT隊員研修受講し、DPAT隊員証を交付した上で、協力医療機関として申請があった医療機関。後続隊派遣の際にDPAT隊員として派遣依頼が可能。

（出典）茨城県地域防災計画資料編 11-4 災害派遣精神医療チーム（茨城DPAT）協定医療機関

表 2.3.8 市内医療機関

(令和2年7月1日現在)

医療機関名	所在地	電話番号	診療科目
公益財団法人 鹿島病院	鹿嶋市平井 1129-2	0299-82-1271	内, 精神, 整形外科, 婦人, 眼, リハビリ, 歯科, 呼吸器内, 消化器内, 歯科 口腔外
医療法人晴生会 鹿島神宮前病院	鹿嶋市宮中東山 1995-24	0299-82-7911	内, リハビリ
医療法人社団愛和会 前田病院	鹿嶋市宮中字三笠山 5201	0299-83-1122	泌尿器, 腎臓内, 糖尿病・代謝内, 皮膚, 内科
医療法人社団善仁会 小山記念病院	鹿嶋市厨 5-1-2	0299-85-1111	内, 消化器, 循環器内, 呼吸器内, 糖尿病内, 漢方内, 外, 乳腺外, 整形外科, 脳神経外, 産婦人, 泌尿 器, 眼, 形成外, 皮膚, リハビリ, 歯, 歯科口腔外, 呼吸器外, 腎臓 内科, 神経内, 心臓血管外, 消化 器外, 放射線, 麻酔, 胸部外
島崎クリニック	鹿嶋市宮中 7-3-10	0299-82-0191	循環器内, 内, 外
鹿島診療所	鹿嶋市光 3	0299-84-2934	内, 歯科, 外
医療法人社団 葉山産婦人科医院	鹿嶋市宮中 1995-25	0299-83-1515	小児, 産, 婦, 内
医療法人正友会 島医院	鹿嶋市宮中 1996-11	0299-83-4011	皮膚, 泌尿器
かしま耳鼻咽喉科医院	鹿嶋市宮中 1-10-18	0299-90-8733	耳鼻咽喉
医療法人陽徳会 早川医院	鹿嶋市宮中 8-11-14	0299-83-2525	内, 精神, 神経内, 心療内
額賀整形外科医院	鹿嶋市下埜 1393	0299-83-7670	整形外科, リハビリ
三笠小児クリニック	鹿嶋市宮中 2062-10	0299-83-3555	小児, 内
医療法人恵育会 鹿浦小児科医院	鹿嶋市大船津 3163	0299-83-0290	内, 小児
医療法人鹿神会 大野診療所	鹿嶋市和 824-1	0299-69-4724	内, 小児, 外, 消化器内
医療法人社団寿徳会 出津医院	鹿嶋市志崎 799-1	0299-69-0028	内, 小児
我妻医院	鹿嶋市鉢形台 3-3-1	0299-84-5277	内, 呼吸器内, 循環器内, 消化器 内, 小児, 外, 肛門外
佐竹内科医院	鹿嶋市荒野 1545-35	0299-69-7766	内, 循環器内, 消化器内, 放射線
医療法人仁厚会 まつおかクリニック	鹿嶋市城山 4-3-37	0299-82-1500	内, 外, リハビリ, 漢方内
大久保眼科	鹿嶋市厨 2-9-12	0299-85-0777	眼
かしま眼科	鹿嶋市鉢形 1526-3	0299-94-5200	眼

さくらクリニック	鹿嶋市宮津台 2346-38	0299-90-7722	内, 精神
医療法人社団澄隆会 井上眼科医院	鹿嶋市宮中 8-9-30	0299-83-1608	眼
鹿嶋市夜間小児救急診療 所	鹿嶋市宮中 1998-2	0299-82-3817	小児
医療法人社団富上の杜 とみかみクリニック	鹿嶋市宮中 297-3	0299-84-1192	内, 眼
医療法人松優会 松倉中央クリニック	鹿嶋市和 786-16	0299-90-9222	内, 外, 消化器内
医療法人正風会 春日クリニック	鹿嶋市平井 1128-51	0299-82-1854	内, 外, 消化器内
松永皮フ科クリニック	鹿嶋市宮中 4526-10	0299-77-7787	内, 小児, アレルギー, 形成外, 皮膚
たるいこどもクリニック	鹿嶋市厨 4-2-5	0299-77-9911	小児
あいクリニック	鹿嶋市角折 1285-3	0299-69-0777	内
医療法人社団英正会 鹿嶋眼科クリニック	鹿嶋市宮中 290 番地 1	0299-83-7445	眼
はまなすクリニック	鹿嶋市宮中 4-4-23	0299-95-9712	心療内, 精神
アントラーズスポーツク リニック	鹿嶋市神向寺 26-2	0299-95-9712	整形外, リハビリ

(出典) 潮来保健所管内医療機関一覧 (神栖市・潮来市・鹿嶋市) R2年7月1日現在

表 2.3.9 歯科医療及びその他の医療機関

医療機関名	所在地	電話番号	診療科目
田上歯科医院	鹿嶋市角折 1282-4	0299-69-3737	歯
鬼沢歯科医院	鹿嶋市宮中 1-1-3	0299-82-1852	歯, 小児歯
宮作歯科医院	鹿嶋市宮中 4-2-1	0299-82-2059	歯
大槻歯科医院	鹿嶋市宮下 2-10-10	0299-83-6665	歯
布瀬川歯科医院	鹿嶋市栗生 265	0299-82-8566	歯
本間歯科医院第二診療所	鹿嶋市宮中 2324-14	0299-83-6505	歯, 矯正歯, 小児歯
医療法人社団大樹会 港 ヶ丘歯科医院	鹿嶋市港ヶ丘 282-210	0299-82-8581	歯, 矯正歯, 小児歯
沼田歯科医院	鹿嶋市津賀 1917-5	0299-69-3840	歯
山本歯科医院	鹿嶋市宮中 166-4	0299-83-6482	歯, 矯正歯
大槻歯科医院	鹿嶋市武井 952-1	0299-69-0034	歯
タナカ歯科医院	鹿嶋市平井 1297-1	0299-82-1114	歯, 矯正歯, 小児歯, 口腔外
やたがわ歯科医院	鹿嶋市奈良毛 253-1	0299-69-5550	歯, 矯正歯, 小児歯
楠美歯科医院	鹿嶋市宮下 2-11-11	0299-84-0118	歯
神向寺歯科医院	鹿嶋市神向寺 189-1	0299-90-7418	歯, 矯正歯, 小児歯, 口腔外
野原歯科医院	鹿嶋市平井 1180-29	0299-84-0995	歯, 小児歯, 口腔外
医療法人藤仁会歯科重藤	鹿嶋市宮中 5278-2	0299-82-9111	歯, 矯正歯, 小児歯, 口腔外
こうやだい歯科医院	鹿嶋市荒野 1534-37	0299-69-8770	歯, 小児歯
町の歯医者さん 加藤歯 科医院	鹿嶋市鉢形台 2-18-1	0299-85-0648	歯, 小児歯
ホワイト歯科	鹿嶋市宮中 4-5-23	0299-83-0404	歯, 小児歯, 口腔外
ひろ歯科クリニック	鹿嶋市宮津台 150-1	0299-84-1688	歯, 小児歯, 口腔外
本間歯科医院	鹿嶋市谷原 1372	0299-82-0921	歯, 小児歯
もろほし歯科	鹿嶋市宮中字東山 327-1	0299-83-8148	歯, 小児歯
医療法人社団 ミツギ歯 科医院	鹿嶋市木滝佐田谷原入会 2 番地 6	0299-84-1500	歯, 小児歯
本間歯科医院デンタルヘ ルススタジオ	鹿嶋市宮中 2324-29	0299-84-5909	歯, 矯正歯
鬼沢歯科医院第2診療所	鹿嶋市緑ヶ丘 1-7-10	0299-94-5525	歯, 小児歯, 口腔外
おおもり歯科クリニック	鹿嶋市宮津台 2346 - 5	0299-77-8448	歯, 小児歯, 口腔外

(出典) 潮来保健所管内医療機関一覧 (神栖市・潮来市・鹿嶋市) R2年7月1日現在

表 2.3.10 管外医療機関

	医療機関名	所在地	電話番号	診療科目
二次救急告知病院	医療法人社団善仁会 小山記念病院	鹿嶋市厨 5-1-2	0299-85-1111	内, 消化器内, 循環器内, 呼吸器内, 糖尿病内, 漢方内, 外, 乳腺外, 整形外, 脳神経外, 産婦人, 泌尿器, 眼, 形成外, 皮膚, リハビリ, 歯, 歯科口腔外, 呼吸器外, 腎臓内科, 神経内, 心臓血管外, 消化器外, 放射線, 麻酔, 胸部外
	社会福祉法人白十字会 白十字総合病院	神栖市賀 2148	0299-92-3311	内, リウマチ, 小児, 外, 整形外, 脳神経, 呼吸器外, 皮膚, 泌尿器, 産婦人, 眼, 耳鼻咽, リハビリ, 放射線, 歯, 小児歯, 麻酔, 消化器内, 循環器内, 呼吸器内, 消化器外, 肛門外, 乳腺外
	神栖済生会病院	神栖市知手中央 7-2-45	0299-97-2111	内, 小児, 外, 整形外, 形成外, 皮膚, 婦人, 眼, 耳鼻咽, リハビリ, 放射線, 循環器内, 呼吸器内, 消化器内, 肝臓内, 消化器外, 乳腺外, 内分泌外, 内視鏡外, 大腸・肛門外, 泌尿器, 麻酔, 肝臓内
三次救急告知病院	土浦協同病院なめがた 地域医療センター	行方市井上藤井 98-8	0299-56-0600	地域救命センター
	総合病院土浦協同病院	土浦市おおつ野 4-1-1	029-823-3111	救命救急センター
	国保旭中央病院	千葉県旭市イの 1326 番地	0479-63-8111	救命救急センター
	成田赤十字病院	千葉県成田市飯田町 90 番地の 1	0476-22-2311	救命救急センター
	水戸医療センター	東茨城郡茨城町桜の 郷 280	029-240-7711	救命救急センター
	筑波メディカルセンター 病院	つくば市天久保 1-3-1	029-851-3511	救命救急センター
	茨城西南医療センター 病院	猿島郡境町 2190	0280-87-8111	救命救急センター

(出典) 茨城県HP「安全・安心な救急医療体制の整備」茨城県救急医療体制図(二次・三次)より

図 2.3.6 茨城県救急医療体制図（二次・三次）

令和 2 年 4 月 1 日

茨城県救急医療体制図（二次・三次）

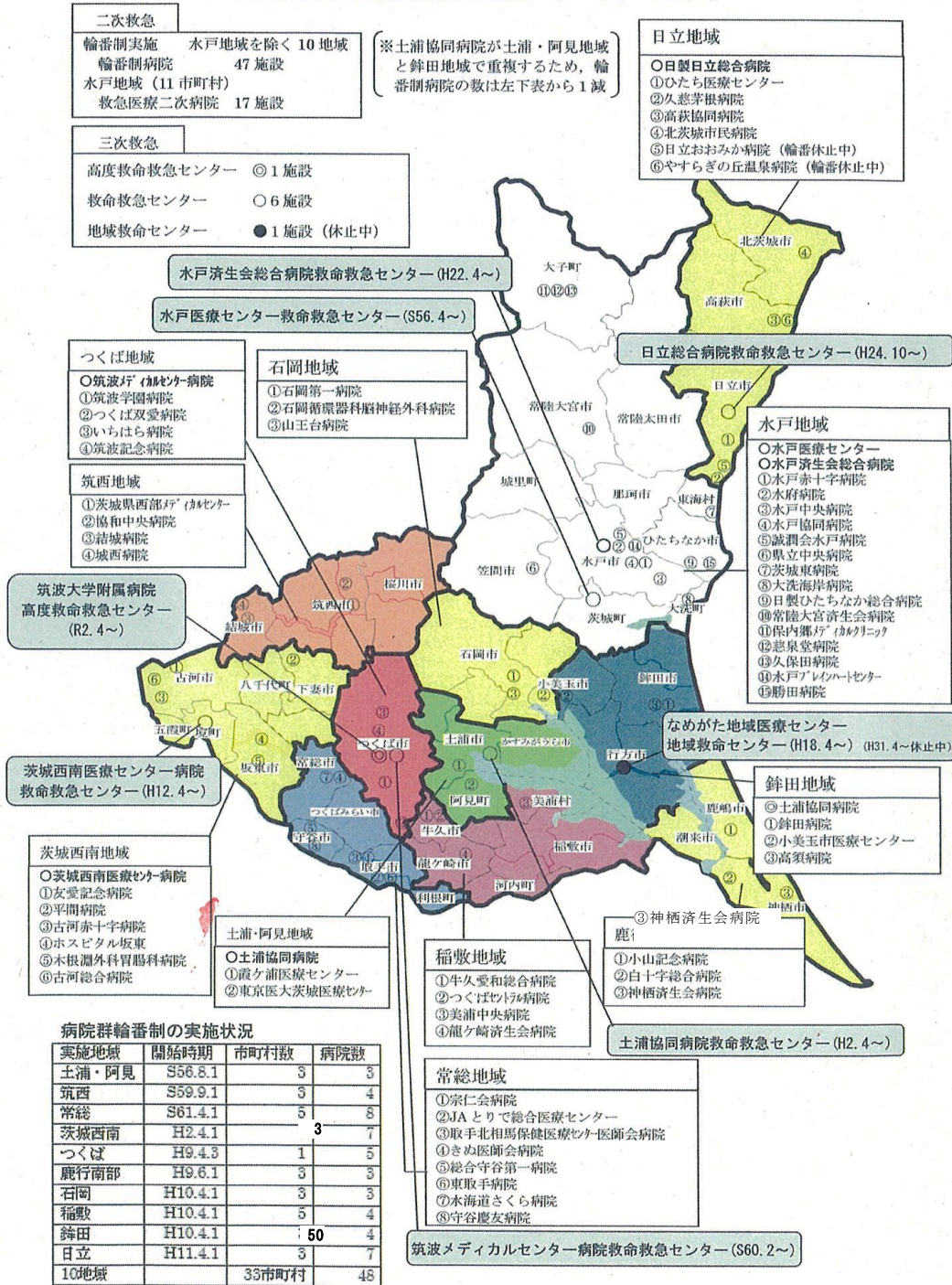


表 2.3.11 鹿嶋市避難場所一覧

No.	区分	指定緊急避難場所	所在地	災害種別ごとの適否						指定避難所	災害非常用 井戸	電話番号
				洪水	土砂災害	地震	津波	火事	内水氾濫			
1	公民館 まちづくりセンター	中央公民館 (まちづくり市民センター)	鹿嶋市宮中4631-1	○	○	○	○	○	○	○	○	83-1551
2		鹿島公民館 (鹿島まちづくりセンター)	鹿嶋市城山4-7-17	○		○	○	○	○	○	○	83-5650
3		三笠公民館 (三笠まちづくりセンター)	鹿嶋市宮中2042-1	○	○	○	○	○	○	○	○	82-6211
4		高松公民館 (高松まちづくりセンター)	鹿嶋市木滝478-53	○	○	○	○	○	○	○	○	83-0841
5		鉢形公民館 (鉢形まちづくりセンター)	鹿嶋市鉢形台3-15-1	○	○	○	○	○	○	○	○	90-3430
6		平井公民館 (平井まちづくりセンター)	鹿嶋市平井1128-64	○	○	○		○	○	○	○	83-4228
7		豊津公民館 (豊津まちづくりセンター)	鹿嶋市大船津4277-6		○	○	○	○		○	○	83-5680
8		豊郷公民館 (豊郷まちづくりセンター)	鹿嶋市須賀1692-1	○	○	○	○	○	○	○	○	82-7246
9		波野公民館 (波野まちづくりセンター)	鹿嶋市明石520-2	○	○	○	○	○	○	○	○	83-3573
10		はまなす公民館 (はまなすまちづくりセンター)	鹿嶋市角折2096-1	○		○	○	○	○	○	○	69-6211
11		大野公民館 (大野まちづくりセンター)	鹿嶋市津賀1919-1	○	○	○	○	○	○	○	○	69-1116
12	小中学校	鹿島小学校	鹿嶋市城山4-3-43	○	○	○	○	○	○	○		82-1044
13		三笠小学校	鹿嶋市宮中2042-1	○	○	○	○	○	○	○		82-8101
14		高松小学校	鹿嶋市粟生301	○	○	○	○	○	○	○		82-4620
15		鉢形小学校	鹿嶋市鉢形台3-15-1	○	○	○	○	○	○	○		82-5011
16		平井小学校	鹿嶋市平井20-2	○	○	○		○	○	○		82-1751
17		豊津小学校	鹿嶋市大船津2328-1		○	○	○	○		○		82-1139
18		豊郷小学校	鹿嶋市須賀1170	○	○	○	○	○	○	○		82-2936
19		波野小学校	鹿嶋市明石516	○	○	○	○	○	○	○		82-7900
20		大同東小学校	鹿嶋市荒井373	○	○	○	○	○	○	○		69-0022

21	小中学校	大同西小学校	鹿嶋市武井264	○		○	○	○	○	○		69-0027
22		中野東小学校	鹿嶋市荒野1221	○	○	○	○	○	○	○	○	69-0108
23		中野西小学校	鹿嶋市中1729-3	○	○	○	○	○	○	○		69-0042
24		鹿島中学校	鹿嶋市宮中2398-1	○	○	○	○	○	○	○		82-1455
25		高松中学校	鹿嶋市木滝274	○	○	○	○	○	○	○		82-1545
26		鹿野中学校	鹿嶋市城山4-7-10	○	○	○	○	○	○	○		83-6621
27		平井中学校	鹿嶋市平井1125-1	○	○	○	○	○	○	○		83-6671
28		大野中学校	鹿嶋市津賀1925-1	○	○	○	○	○	○	○		69-0023
29		平井小学校・屋上	鹿嶋市平井20-2				○					
30	市関連施設	鹿嶋勤労文化会館	鹿嶋市宮中325-1	○	○	○	○	○	○	○		83-5911
31		総合福祉センター	鹿嶋市平井1350-45	○	○	○	○	○	○	○		83-6185
32		平井コミュニティセンター	鹿嶋市平井1-300	○	○	○		○	○	○	○	83-4555
33		カシマススポーツセンター	鹿嶋市神向寺23-2	○	○	○	○	○	○	○		83-1600
34		卜伝の郷運動公園多目的球技場	鹿嶋市神向寺55-1	○	○	○	○	○	○			82-2922
35		高松地区防災公園	鹿嶋市谷原1473番他	○	○	○	○	○	○			82-2911
36	幼稚園 保育園など	三笠幼稚園	鹿嶋市平井1184-4	○	○	○	○	○	○	○		82-6150
37		波野幼稚園	鹿嶋市神向寺126	○	○	○	○	○	○	○		82-7647
38		高松幼稚園	鹿嶋市粟生301	○	○	○	○	○	○	○		82-6067
39		地域子育て支援センター (旧豊郷幼稚園)	鹿嶋市須賀372-1	○	○	○	○	○				83-4152
40		はまなす幼稚園	鹿嶋市中595	○	○	○	○	○		○		69-2880
41		宮下保育園	鹿嶋市宮下1-9-5	○	○	○	○	○	○	○		82-0199
42		佐田保育園	鹿嶋市佐田503	○	○	○	○	○	○	○		82-0198
43		大船津保育園	鹿嶋市大船津3537		○	○	○	○		○		82-6066
44		平井認定こども園	鹿嶋市平井東部土地区 画整理地内17街区4号	○	○	○	○	○	○	○		82-6277
45		大野北いきいきふれあいプラザ	鹿嶋市荒井370-1	○	○	○	○		○	○		090-4940-7633
46	地区集会所など	大志崎農村集落センター	鹿嶋市大小志崎664-2	○	○	○	○	○	○			-
47		小志崎農村集落センター	鹿嶋市大小志崎779	○	○	○	○	○	○			69-1567
48		武井釜新農村集落センター	鹿嶋市武井釜309	○	○	○	○	○	○			-

49		浜津賀公民館	鹿嶋市浜津賀375-4	○	○	○	○	○	○	○	○	-
50		荒井農村集落センター	鹿嶋市荒井326-1	○	○	○	○	○	○	○	○	69-2136
51		青塚農村集落センター	鹿嶋市青塚678-3	○	○	○	○	○	○	○	○	-
52		荒野台公民館	鹿嶋市荒野1573-7	○	○	○	○	○	○	○	○	-
53		龍蔵院・集落センター	鹿嶋市荒野56-2	○		○	○	○	○	○	○	-
54		小山農村集落センター	鹿嶋市小山160	○		○	○	○	○	○	○	-
55		新田コミュニティセンター	鹿嶋市荒野180, 181	○	○	○		○	○	○	○	-
56		角折公民館	鹿嶋市角折1448-1	○	○	○	○	○	○	○	○	-
57		居和田園都市センター	鹿嶋市中1747	○		○	○	○	○	○	○	-
58		中農村集落センター	鹿嶋市中2381-2	○	○	○	○	○	○	○	○	69-2145
59		奈良毛新農村集落センター	鹿嶋市奈良毛373	○		○	○	○	○	○	○	-
60	地区集会所など	林新農村集落センター	鹿嶋市林728-1	○	○	○	○	○	○	○	○	-
61		志崎新農村集落センター	鹿嶋市志崎590	○	○	○	○	○	○	○	○	-
62		大野高齢者センター	鹿嶋市武井1399	○	○	○	○	○	○	○	○	-
63		額賀公民館	鹿嶋市武井918		○	○	○	○	○		○	69-1588
64		津賀公民館	鹿嶋市津賀1153-2	○	○	○	○	○	○			-
65		掛崎公民館	鹿嶋市津賀641		○	○	○	○				-
66		立原農村集落センター	鹿嶋市和1826-1	○	○	○	○	○	○			-
67		棚木農村集落センター	鹿嶋市棚木370	○	○	○	○	○	○			69-3824
68		中坪農村集落センター	鹿嶋市和1070	○	○	○	○	○	○			-
69		花の山新農村集落センター	鹿嶋市和772-65	○	○	○	○	○	○			-
70		天朝井戸農村集落センター	鹿嶋市青塚1179-4	○	○	○	○	○	○			-
71		共栄農村集落センター	鹿嶋市武井2092-17	○	○	○	○	○	○			-
72	塙新農村集落センター	鹿嶋市津賀1758-2	○	○	○	○	○	○			69-1689	
73	協定締結施設など	県立鹿島高等学校	鹿嶋市城山2-2-19	○	○	○	○	○	○			82-1903
74		県立鹿島灘高等学校	鹿嶋市志崎121	○	○	○	○	○	○			69-2511
75		県立鹿島産業技術専門学院	鹿嶋市林572-1	○	○	○	○	○	○	○	○	82-1171
76		チェリオ・イオン鹿嶋店	鹿嶋市宮中290-1	○	○	○	○	○	○	○		83-0111
77		県立鹿島特別支援学校	鹿嶋市沼尾1195	○	○	○	○	○	○	○		82-7700
78		鹿行水道事務所鰐川浄水場2階事務所	鹿嶋市鰐川234			○	○					83-2551
79		鹿行水道事務所	鹿嶋市宮中3761-1	○	○	○	○	○	○	○		82-1121
80		私立鹿島学園高等学校	鹿嶋市田野辺141-9	○	○	○	○	○	○	○		83-3211
81		私立清真学園高等学校・中学校	鹿嶋市宮中4448-5	○	○	○	○	○	○	○		83-1811
82		カワチ薬品鹿嶋店	鹿嶋市平井1290-1	○	○	○	○	○	○	○		84-7727

表 2.3.12 鹿嶋市内福祉施設一覧表

令和2年4月1日現在

○ 障害者総合支援法関係

- ・ 障がい者福祉サービス事業所(グループホームを除く)

施設名	設置主体	所在地	サービス	電話番号
中台育心園	みのり会	中 431-20	生活介護 施設入所支援 短期入所	69-2222
鹿島更生園援護寮	鹿島更生園	平井 1129-10	生活介護 施設入所支援 短期入所	82-1278
松の木学園	鹿嶋市指定管理者 鹿嶋市社会福祉協 議会	平井 1127-2	生活介護	84-6301
鹿嶋市総合福祉セン ター	鹿嶋市	平井 1350-45	就労継続支援B型 放課後デイサービス 児童発達支援	84-1200
ウェルポート 鹿嶋の郷	鹿嶋市指定管理者 鹿嶋市社会福祉協 議会	宮中 4603-1	生活介護(基準該当) 短期入所 居宅介護 重度訪問介護	90-3123
在宅ケアセンターラ イフ i n たかおざき	すはま会	平井 1350-332	生活介護(基準該当) 居宅介護 短期入所 重度訪問介護 同行援護	84-0034
松寿園	慈徳会	武井 1956-3	生活介護(基準該当) 居宅介護 重度訪問介護	69-2339
大野の郷	神和会	和 825-5	生活介護(基準該当) 短期入所	78-7881
ニチイケアセンター 鹿嶋	(株)ニチイ学館	鉢形台 2-1-3	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	90-8061
おおのケアセンター	(株)アイビーシー	荒野 1533-32	居宅介護 重度訪問介護	78-7751
ひまわりの花	N P O ひまわり の花	平井 1002-30	居宅介護 行動援護 重度訪問介護 同行介護	77-9088
ブリッジタウン	(株)ブリッジタウ ン	宮中 347-6	就労継続支援B型	94-8937
鹿島の里 就労支援事業所	鹿島病院	平井 1057-3	就労移行支援 就労継続支援B型	080-8166- 3576
就労継続支援事業所 One Heart	善仁会	須賀 1346-1	生活介護 短期入所 就労移行支援 就労継続支援B型	84-5727
福祉楽農園 かたつむり工房	N P O かたつむり 工房	津賀 1714-36	就労継続支援B型	69-6331
潮騒ファーム	N P O 潮騒ジョブ トレーニングセン ター	平井 1128-412	就労継続支援B型	82-2313
エバーグリーン鹿嶋	(株)グッドライフ	宮中 5-10-4	就労継続支援A型	94-6587

マルシェ	誠仁会	荒野 1595-3	就労移行支援 就労継続支援 B型	77-5108
グリーンフィールド 鹿嶋	(株)グッドライフ	宮中 8-1-6	就労継続支援 B型	94-6587
特定非営利活動法人 就労支援事業所 アंकール	NPOアंकール	須賀 1347-7	就労継続支援 A型	82-2022
ヴェリー鹿嶋	一般社団法人福祉 サポート	中 78-9	就労移行支援 就労継続支援 B型	69-7155

・共同生活援助事業(グループホーム)共同生活介護事業(ケアホーム)

施設名	定員	設置主体	所在地	電話番号
ケアホーム千葉	4	みのり会	中 431-20	69-2222
グループホーム梵天	4			
まつぼっくり	5	鹿島育成会	国末 1539-1	82-6464
はなみづき	1			
くるみハウス	5			
南天	2			
おれんじハウス	2			
しいの木ハウス	6			
ひまわり	1			
コスモス	6			
すみれ	4			
サウスウインド	1			
ふたばホーム	3			
鹿島の里	19	(公財) 鹿島病院	平井 1129-10	82-1271
Ones Life	4	(株)ブリッジタウン	宮中 347-6	94-8937
Your Home	3			
ケアホームウイング	10	特定非営利活動法人 風花	田野辺 570-17	94-8313
グループホーム風	4			
CoCon	10	誠仁会	銚田市徳宿 1809-11	0291-36- 5684
ゆかたの里	6	NPO潮騒ジョブト レーニングセンター	宮津台 210-10	77-9099
ク レ ッ シ ェ ン ド KASHIMA	4	クレッシエンド合同 会社	下埜 1121-2	0291-36-75 55

・相談支援事業所

施設名	相談区分	所在地	電話番号
鹿島更生園援護寮	身体・知的・精神・児童	平井 1129-10	82-1278
鹿島の里	身体・知的・精神	平井 1129-19	82-1271 (代)
ウェルポート鹿嶋の里	身体・知的・精神	宮中 4603-1	90-3123
マイウェイ	知的	中 431-20	69-2222
鹿嶋市総合福祉センター	児童	平井 1350-45	84-1200
のぞみ	身体・知的・精神・児童	鉢形 1084-1	77-5757

・ 障害者就業・生活支援センター

施設名	設置主体	所在地	電話番号
かしま障害者就業・生活支援センター まつぼっくり	(福) 鹿島育成園	国末 1539-1	82-6475

○ 児童福祉法関係

・ 保育所

施設名	設置主体	定員	所在地	電話
港ヶ丘保育園	(福)鹿島泉会	110	平井 1276-5	83-3829
月の輪保育園	(福)一心会	120	下埜 1366	82-6100
子どもの家野草舎	(福)木風会	60	宮中 2321-32	83-5825
鹿嶋さくら園	(福)鹿島泉会	40	清水 1728-1	82-6388
ひよどり保育園	(福)三晶会	90	下津 237-3	83-8260
美空野保育園	(福)美空野学園	35	平井 1178-20	95-9215
カシマベビークラウド	(福)鹿島泉会	30	宮中 4571-17	77-5522
野草舎 森の家	(福)木風会	90	山之上 611-19	94-2311
宮下保育園	鹿嶋市	90	宮下 1-9-5	82-0199
佐田保育園	鹿嶋市	110	佐田 503	82-0198
大船津保育園	鹿嶋市	75	大船津 3537	82-6066

・ 幼保連携型認定こども園

施設名	設置主体	定員	所在地	電話
認定こども園 大野めぐみ保育園	(福)慈眼福祉会	240	浜津賀 457-6	69-2106
認定こども園 大野ひかり保育園	(福)慈眼福祉会	188	中 1593-1	90-4800
認定こども園 鹿島いずみ園	(福)鹿島泉会	230	宮中 4526-5	90-8686
平井認定こども園	鹿嶋市	195	平井 1004-14	82-6277
認定こども園 鹿島幼稚園	(学)愛青学園			
認定こども園 こじか	(学)塩入学園			

・ 小規模保育事業所

施設名	設置主体	定員	所在地	電話
ふたば保育園	(医)社団恵青会	19	大船津 3163-2	84-2006
はとの丘保育園	保育サービス 鹿行合同会社	18	粟生 2227-4	77-5091
そよ風保育園	個人	18	宮中 2330-3	85-2880

・子育て支援センター

実施施設名	所在地	電話番号	実施施設名	所在地	電話番号
鹿嶋市地域子育て支援センター	須賀 372-1	83-4152	月の輪保育園	下埜 1366	82-6100
認定こども園 大野めぐみ保育園	浜津賀 457-6	69-2106	野草舎森の家	山之上 611-19	94-2311

・つどいの広場

施設名	設置主体	所在地	電話番号
ひよこサロン 月～金(祝日除く)	鹿嶋市 管理=(福)慈眼 福祉会	荒井 370-1 (旧大野北幼稚園)	090-4940-7633
すくすく 月～金(祝日除く)	鹿嶋市 管理=社会福祉 法人(福)鹿島泉会	宮中 4526-5	080-5450-9223
おもちゃの城 月～金(祝日除く)	鹿嶋市 管理=鹿嶋市社 会福祉協議会	平井 1350-45	82-6638

・児童クラブ

クラブ名	設置主体等	入所児童数	場所	電話番号
鹿嶋小学校 第1児童クラブ	設置主体…鹿嶋市 運営…NPO法人かしまスポ ーツクラブ	36人	鹿嶋小学校 余裕教室	090-4625-9005
鹿嶋小学校 第2児童クラブ	設置主体…鹿嶋市 運営…NPO法人かしまスポ ーツクラブ	35人	鹿嶋小学校 余裕教室	080-1266-7906
鹿嶋小学校 第3児童クラブ	設置主体…鹿嶋市 運営…NPO法人かしまスポ ーツクラブ	33人	鹿嶋小学校 余裕教室	080-1266-7906
鹿嶋小学校 第4児童クラブ	設置主体…鹿嶋市 運営…NPO法人かしまスポ ーツクラブ	38人	鹿嶋小学校 余裕教室	080-1266-7906
鉢形小学校 第1児童クラブ	設置主体…鹿嶋市 運営…社会福祉法人鹿島泉会	40人	鉢形小学校 余裕教室	090-3062-4968
鉢形小学校 第2児童クラブ	設置主体…鹿嶋市 運営…社会福祉法人鹿島泉会	28人	鉢形小学校 余裕教室	090-3062-4968
鉢形小学校 第3児童クラブ	設置主体…鹿嶋市 運営…社会福祉法人鹿島泉会	26人	鉢形小学校 余裕教室	090-3062-4968
平井小学校 第1児童クラブ	設置主体…鹿嶋市 運営…社会福祉法人鹿島泉会	39人	平井小学校 余裕教室	090-8744-0450
平井小学校 第2児童クラブ	設置主体…鹿嶋市 運営…社会福祉法人鹿島泉会	35人	平井小学校 余裕教室	090-8744-0450
平井小学校 第3児童クラブ	設置主体…鹿嶋市 運営…社会福祉法人鹿島泉会	27人	平井小学校 余裕教室	090-8744-0450
大同東小学校 第1児童クラブ	設置主体…鹿嶋市 運営…慈眼福祉会 大野めぐ み保育園	53人	大野北いきいき ふれあいプラザ 内	090-4940-7633
大同東小学校 第2児童クラブ	設置主体…鹿嶋市 運営…慈眼福祉会 大野めぐ み保育園	31人	大野北いきいき ふれあいプラザ 内	090-4940-7633
中野東小学校 第1児童クラブ	設置主体…鹿嶋市 運営…慈眼福祉会 大野めぐ み保育園	62人	中野東小学校 余裕教室	090-2739-4052
中野東小学校 第2児童クラブ	設置主体…鹿嶋市 運営…慈眼福祉会 大野めぐ み保育園	24人	中野東小学校 余裕教室	090-2739-4052

高松小学校 第1児童クラブ	設置主体…鹿嶋市 運営…NPO法人コネカクラブ	33人	高松小学校 余裕教室	080-1224-5610
高松小学校 第2児童クラブ	設置主体…鹿嶋市 運営…NPO法人コネカクラブ	25人	高松小学校 余裕教室	080-1224-5610
波野小学校 第1児童クラブ	設置主体…鹿嶋市 運営…NPO法人コネカクラブ	27人	波野小学校 余裕教室	080-2045-2570
波野小学校 第2児童クラブ	設置主体…鹿嶋市 運営…NPO法人コネカクラブ	30人	波野小学校 余裕教室	080-2045-2570
波野小学校 第3児童クラブ	設置主体…鹿嶋市 運営…NPO法人コネカクラブ	36人	波野小学校 余裕教室	080-2045-2570
大同西小学校 児童クラブ	設置主体…鹿嶋市 運営…慈眼福祉会大野ひかり 保育園	67人	大同西小学校 余裕教室	080-1024-1811
三笠小学校 第1児童クラブ	設置主体…鹿嶋市 運営…NPO法人かしまスポ ーツクラブ	35人	三笠小学校 敷地内	090-4624-1918
三笠小学校 第2児童クラブ	設置主体…鹿嶋市 運営…NPO法人かしまスポ ーツクラブ	31人	三笠小学校 敷地内	080-2087-6815
三笠小学校 第3児童クラブ	設置主体…鹿嶋市 運営…NPO法人かしまスポ ーツクラブ	34人	三笠小学校 敷地内	080-2087-6815
三笠小学校 第4児童クラブ	設置主体…鹿嶋市 運営…NPO法人かしまスポ ーツクラブ	30人	三笠小学校 敷地内	080-2087-6815
豊津小学校 児童クラブ	設置主体…鹿嶋市 運営…NPO法人コネカクラブ	18人	豊津小学校 図書室	080-2087-6816
中野西小学校 児童クラブ	設置主体…鹿嶋市 運営…慈眼福祉会 大野ひかり 保育園	24人	中野西小学校 敷地内	080-2241-8271
豊郷小学校 第1児童クラブ	設置主体…鹿嶋市 運営…NPO法人かしまスポ ーツクラブ	18人	豊郷まちづくり センター内	080-8425-9890
豊郷小学校 第2児童クラブ	設置主体…鹿嶋市 運営…NPO法人かしまスポ ーツクラブ	21人	豊郷まちづくり センター内	080-8425-9890
豊郷小学校 第3児童クラブ	設置主体…鹿嶋市 運営…NPO法人かしまスポ ーツクラブ	15人	豊郷まちづくり センター内	080-8425-9890

○ 老人福祉関係

- ・ 軽費老人ホーム（A型）（老人福祉法第20条の6）

施設名	設置主体	定員	所在地	電話番号
ニュー鹿島	すはま会	50	平井 1350-39	82-9080

- ・ 軽費老人ホーム（ケアハウス）（老人福祉法第20条の6）

施設名	設置主体	定員	所在地	電話番号
鹿島の社	至福会	50	須賀 1346-5	84-7611

- ・有料老人ホーム(老人福祉法第 29 条)

施設名	設置主体	定員	所在地	電話番号
フレグレントかしま	すはま会	67	平井 1350-410	82-9080
いつくしの杜鹿嶋	(株)寿	33	高天原 1-6-7	77-7400

- ・老人福祉センター (A型) (老人福祉法第 20 条の 7)

施設名	設置主体	所在地	電話番号
鹿嶋市老人福祉センター	鹿嶋市	平井 1350-45	83-6185

- ・在宅介護支援センター (老人福祉法第 20 条の 7 の 2)

現在該当施設なし

○ 介護保険関係

- ・地域包括支援センター (介護保険法第 115 条の 39 の 1)

施設名	設置主体	所在地	担当区域	電話番号
鹿嶋市かしま東地域包括支援センター	すはま会	平井 1350-332	高松・鉢形・平井・波野	82-9351
鹿嶋市かしま西地域包括支援センター	すはま会	宮中 343-13	鹿島・三笠・豊津・豊郷	85-1522
鹿嶋市だいどう地域包括支援センター	慈徳会	武井 1956-3	大同東・大同西	77-5681
鹿嶋市なかの地域包括支援センター	(医)鹿神会	和 824-1	中野東・中野西	95-9910

- ・指定居宅介護支援事業者

事業者名	所在地	電話番号
ニチイケアセンター鹿嶋	鉢形台 2-1-3	90-8061
指定居宅介護支援事業所鹿嶋市社会福祉協議会 ウェルポート鹿嶋の郷	宮中 4603-1	90-3123
松寿園居宅介護支援センター	武井 1956-3	77-7313
公益社団法人 茨城県看護協会立鹿嶋訪問看護ステーション	緑ヶ丘 3-9-20	84-6250
小山記念病院居宅介護支援事業所	宮津台 188-19	90-7311
在宅ケアセンターライフ in たかおざき指定居宅介護支援事業所	平井 1350-39	82-9080
鹿嶋ふれあいケアプランセンター	宮中 2030-1	85-0033
居宅介護支援事業所くぬぎの森	和 825-2	90-9900
ウェルシア介護サービス鹿嶋	宮中 289-1	85-1778
おおのケアセンター	荒野 1533-32	78-7751
鹿島の杜居宅介護支援事業所	須賀 1346-5	94-2008
うしさんケアマネージャー居宅介護支援事業所	中 2334-30	69-1541
ケアプランセンター未来	大船津 2667-2	83-1900
百の喜介護支援事業所	宮中 221-4-201	95-8001
介護支援事業所大野の郷	和 825-5	78-7881
カーネーション介護	平井 837-4	95-6111

・介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

施設名	設置主体	定員	所在地	電話番号
松寿園	慈徳会	72	武井 1956-3	69-2339
サントピア鹿島	神樹会	59	宮中 5200	83-2311
ウェルポート鹿嶋の郷	鹿嶋市(指定管理:市社協)	50	宮中 4603-1	90-3123
セ・シボンかしま	至福会	50	須賀 1350-1	84-1165
大野の郷	神和会	50	和 825-5	78-7881

・介護老人保健施設

施設名	設置主体	定員	所在地	電話番号
鹿野苑	(医社)善仁会	100	宮津台 188-17	83-7311
松寿園リハビリケアセンター	慈徳会	100	武井 1961-1	78-7080

・通所介護（デイサービス）介護予防通所介護

事業者名	設置主体	所在地	電話番号
通所介護鹿嶋市デイサービスセンター ウェルポート鹿嶋の郷	鹿嶋市(管理:市社会福祉協議会)	宮中 4603-1	90-3123
松寿園デイサービスセンター	慈徳会	武井 1956-3	69-3818
サントピア鹿島デイサービスセンター	神樹会	宮中 5200	83-2311
在宅ケアセンターライフ in たかおざき デイサービスセンター	すはま会	平井 1350-332	84-0034
鹿嶋ふれあいデイサービスセンター	(株)パソナライフケア	宮中 2030-1	85-0033
鹿嶋ほほえみデイサービスセンター	(株)パソナライフケア	宮中 2030-1	77-8833
デイサービスくぬぎの森	(有)エスエス住建	和 825-2	90-9900
セ・シボンかしまデイサービスセンター	至福会	須賀 1350-1	84-1165
デイサービスセンターかがやきの里	(有)シモノウ	宮中 3-6-7	82-2134
デイサービスセンター大野の郷	神和会	和 825-5	78-7881
デイサービスセンターぷらっと	(株)パソナライフケア	小山 1010-1	94-8822
帆の鹿通所介護事業所	親和会	宮中 350-1	77-8100
デイサービスたんぽぽ	(医) 恵育会	大船津 3186-6	77-5850
デイサービス百寿	(株)百寿	宮中 218-2	84-4031
リハビリデイサービススマイリーラボ 鹿嶋	京葉マグネテープ (株)	平井 1228-50	95-9090
デイサービス海	(株)マリン	平井 1100-9	77-7617

・通所リハビリテーション（デイケア）介護予防通所リハビリテーション

施設名	設置主体	所在地	電話
鹿野苑	(医社)善仁会	宮津台 188-17	83-7311
鹿島病院鹿島デイケアリハビリセンター	(公財) 鹿島病院	平井 1129-2	82-7007
松寿園リハビリケアセンター	慈徳会	武井 1961-1	78-7080

・短期入所療養介護

事業者名	設置主体	所在地	電話番号
鹿野苑	(医社)善仁会	宮津台 188-17	83-7311
松寿園リハビリケアセンター	慈徳会	武井 1961-1	78-7080

・短期入所生活介護

事業者名	所在地	電話番号
特別養護老人ホーム ウェルポート鹿嶋の郷	宮中 4603-1	90-3123
特別養護老人ホーム サントピア鹿島	宮中 5200	83-2311
特別養護老人ホーム 松寿園	武井 1956-3	69-2339
特別養護老人ホーム セ・シボンかしま	須賀 1350-1	84-1165
特別養護老人ホーム 大野の郷	和 825-5	78-7881

・特定施設入所者生活介護（有料老人ホーム）

事業者名	設置主体	所在地	電話番号
特定有料老人ホーム フレグレントかしま	すはま会	平井 1350-410	82-9080
鹿島灘ヴィルソユエ2番館	医療法人雄仁会	角折 1285-3	69-0727
帆の鹿特定施設入居者生活介護事業所	親和会	宮中 350-1	77-8100

・認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

事業者名	設置主体	所在地	電話番号
グループホームくぬぎの森	(有)エヌエス住建	和 825-2	90-9900
グループホーム 陽だまり	すはま会	平井 1350-332	82-9080
グループホーム こころ鹿嶋館	(有)茨城まごころ 介護サービス	林 1020-3	77-8610
グループホームこもれ陽の家	(有)エヌエス住建	和 941-12	69-8811

・定期巡回・随時対応型訪問介護看護

事業者名	設置主体	所在地	電話番号
ふくふく鹿嶋	(株)エヌエスサービス	宮中 3820-1	94-8800

・小規模多機能型居宅介護

事業者名	設置主体	所在地	電話番号
ふくふく鹿嶋	(株)エヌエスサービス	宮中 3820-1	94-8800

・地域密着型介護老人福祉施設

事業者名	設置主体	定員	所在地	電話番号
松寿園	慈徳会	28	武井 1956-3	69-2339
和の家	神和会	29	和 825-1	78-7880

表2.3.13 一人暮らし・寝たきり高齢者,身体障がい者の状況

一人暮らし・寝たきり高齢者 (平成30年4月1日現在)	一人暮らし	2,733人
	寝たきり※	一人
	合計	2,733人
身体障がい者 (平成30年4月1日現在)	視覚障害	101人
	聴覚障害	97人
	肢体障害	829人
	内部障害	655人
	合計	1,682人

※寝たきり高齢者数については,現在把握していないが,0ではない。

(地震災害応急対策計画)

資料 3.1.1 鹿嶋市災害対策本部条例

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条2第8項の規定に基づき、鹿嶋市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（平23条例24・平24条例32・一部改正）

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所属の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に班を置くことができる。

2 班に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 班に班長をおき、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当る。

4 班長は、班の事務を掌理する。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成7年9月1日条例第37号）

この条例は、平成7年9月1日から施行する。

附 則（平成23年9月21日条例第24号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年9月20日条例第32号）

この条例は、公布の日から施行する。

鹿嶋市災害対策連絡協議会設置規程

(設置)

第1条 鹿嶋市災害対策本部条例(昭和38年条例第5号)の定める鹿嶋市災害対策本部(以下「本部」という。)が設置されるまでの措置及び本部を設置する必要があると認められる災害についての措置を迅速かつ的確に実施を図るため、鹿嶋市災害対策連絡協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(協議事項)

第2条 協議会の協議に付する事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 発生災害又は発生するおそれがある場合に係る情報交換に関すること。
- (2) 発生災害又は発生するおそれがある場合に対する行政措置に関すること。
- (3) その他必要と認められる事項

(組織)

第3条 協議会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、防災担当部長をもって充てる。
- 3 副委員長は、土木担当部長をもって充てる。
- 4 委員は、10人以内とし、委員長が指名するものをもって充てる。

(会議)

第4条 委員長は、協議会の会議を招集し、会務を総理し、その議長となる。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(関係職員の出席)

第5条 協議会は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、防災担当課において行う。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年3月31日訓令第12号)

この訓令は、平成12年4月1日から施行する。

資料 3.1.3 災害対策本部設置時の庁内放送文の標準文例

市長の緊急命令を伝達します。（2回繰り返す。）只今の強い地震で市内に被害が発生した模様である。〇〇時〇〇分災害対策本部を設置し、〇〇体制により応急対策を実施することとした。職員は、規定の計画に従い、直ちに配置につき応急対策の実施に万全を期されたい。以上繰り返します。

資料3.2.1 警察通信設備の使用手続き

1 県の機関が警察電話（有線電話及び無線電話）を使用する場合は、警察本部との協定に基づき、次の手続によって行う。

(1) 警察電話使用要請は、原則として次の申込書によるものとする。

ただし、やむを得ない場合は、電話（3611, 3621）又は口頭により行うものとする。

警 察 電 話 使 用 申 込 書	
使用の理由	
通信事項	
発信者名 〔住所及び〕 〔電話番号〕	
着信者名 〔住所及び〕 〔電話番号〕	
処 置	利用又は使用できなかった場合、その理由を記入 利用又は使用させた場合は利用、使用の別、送信者名、相手方の 受信者名並びに連絡済みの時間を記入

年 月 日
茨城県警察本部長
殿
(○○警察署長)

茨城県防災・危機管理部防災・危機管理課長 氏名 印
(出先機関の長)

(注) 本申込書は正、副の複写とし、消防防災課長氏名印は正のみとする。

(2) 使用に関する事務は、それぞれ次の連絡責任者が担当する。

区 分	警 察	県
本 庁 の 場 合	防 犯 部 地 域 課 長	防 災 ・ 危 機 管 理 課 長
出 先 機 関 の 場 合	所 轄 警 察 署 長	出 先 機 関 の 長

2 市町村長の警察電話使用要請は、前記県の例に準じて行うものとする。

資料 3.2.2 NHK水戸放送局及び㈱茨城放送に対する放送要請手続き

1 放送の要請

知事及び市町村長は、緊急を要する場合で、他の有線電気通信設備又は無線設備による通信ができない場合、又は、著しく困難な場合においては、予め協議して定めた手続により、災害に関する通知、要請、伝達、予・警報等の放送をNHK水戸放送局及び㈱茨城放送に要請する。

なお、市町村長の放送要請は知事を通じて行うものとする。

2 要請の手続

放送の要請は防災・危機管理課長が次の放送申込書に必要事項を記入のうえ行う。ただし、緊急やむを得ない場合は、電話（日本放送協会水戸放送局 029-221-7101，㈱茨城放送 029-244-2121）又は口頭により行う。

放 送 申 込 書	
放送要請の理由	
放 送 事 項	
その他必要な事項	

年 月 日

殿

茨城県防災・危機管理部防災・危機管理課長 氏名 印

(注) 本申込書は正副の複写とし、消防防災課長氏名印は正のみとする。

表 3.2.2 非常・緊急通話の内容等

区分	通話の内容	機 関 等
非常通話	1 気象,水象,地象もしくは地動の観測の報告又は警報に関する事項	気象機関相互間
	2 洪水,津波,高潮等が発生し,もしくは発生するおそれがあることの通報又はその警報もしくは予防のため緊急を要する事項	水防機関相互間 消防機関相互間 水防機関と消防機関相互間
	3 災害の予防又は救援のため緊急を要する事項	消防機関相互間 災害救助機関相互間 消防機関と災害救助機関相互間
	4 鉄道その他の交通施設(道路,港湾等を含む。)の災害の予防又は復旧,その他輸送の確保に関し,緊急を要する事項	輸送の確保に直接関係がある機関相互間
	5 通信施設の災害の予防又は復旧その他通信の確保に関し,緊急を要する事項	通信の確保に直接関係がある機関相互間
	6 電力設備の災害の予防又は復旧その他電力の供給の確保に関し,緊急を要する事項	電力の供給の確保に直接関係がある機関相互間
	7 秩序の維持のため緊急を要する事項	警察機関相互間(海上保安庁の機関を含む) 防衛機関相互間 警察機関と防衛機関相互間
	8 災害の予防又は救援のため必要な事項	天災,事変その他の非常事態が発生し,又は発生するおそれがあることを知った者と前各欄に掲げる機関との間
緊急通話	1 火災,集団的疫病,交通機関の重大な事故その他人命に係る事態が発生し,又は発生するおそれがある場合において,その予防,救援,復旧等に関し,緊急を要する事項	(1)非常扱いの通話を取り扱う機関相互間(前項の表中8欄に掲げるものを除きます。) (2)緊急事態が発生し,又は発生するおそれがあることを知った者と(1)の機関との間
	2 治安の維持のため緊急を要する事項	(1)警察機関相互間 (2)犯罪が発生し,又は発生するおそれがあることを知った者と警察機関との間

	3 国会議員又は地方公共団体の長もしくはその議会の議員の選挙の執行又はその結果に関し、緊急を要する事項	選挙管理機関相互間
	4 天災、事変その他の災害に際しての災害状況の報道を内容とするもの	別記 32 に定める基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関相互間
	5 水道、ガス等の国民の日常生活に必要な不可欠な役務の提供その他生活基盤を維持するため緊急を要する事項	(1) 水道の供給の確保に直接関係がある機関相互間 (2) ガスの供給の確保に直接関係がある機関相互間 (3) 預貯金業務を行う金融機関相互間 (4) 国又は地方公共団体の機関（前項の表及びこの表の1欄からこの欄の(3)までに掲げるものを除きます。）相互間

表 3.2.3 非常・緊急電報の内容等

区分	通話の内容	機 関 等
非常電報	1 気象,水象,地象もしくは地動の観測の報告又は警報に関する事項であって,緊急を要するもの	気象機関相互間
	2 洪水,津波,高潮等が発生し,もしくは発生するおそれがあることの通報又はその警報もしくは予防のため緊急を要する事項	水防機関相互間 消防機関相互間 水防機関と消防機関相互間
	3 災害の予防又は救援のため緊急を要する事項	消防機関相互間 災害救助機関相互間 消防機関と災害救助機関相互間
	4 鉄道その他の交通施設(道路,港湾等を含みます)の災害の予防又は復旧その他輸送の確保に関し,緊急を要する事項	輸送の確保に直接関係がある機関相互間
	5 通信施設の災害の予防又は復旧その他通信の確保に関し,緊急を要する事項	通信の確保に直接関係がある機関相互間
	6 電力設備の災害の予防又は復旧その他電力の供給の確保に関し,緊急を要する事項	電力の供給の確保に直接関係がある機関相互間
	7 秩序の維持のため緊急を要する事項	警察機関(海上保安機関を含みます。以下同じとします。)相互間 防衛機関相互間 警察機関と防衛機関相互間
	8 災害の予防又は救援のため必要な事項	天災,事変その他の非常事態が発生し,又は発生するおそれがあることを知った者と前各欄に掲げる機関との間
緊急電報	1 気象,水象,地象もしくは地動の観測の報告又は警報に関する事項であって,緊急を要するもの	気象機関相互間
	2 火災,集団的疫病,交通機関の重大な事故その他人命の安全に係る事態が発生し,又は発生するおそれがある場合において,その予防,救援,復旧等に関し,緊急を要する事項	(1)非常扱いの電報を取り扱う機関相互間(前項の表中8欄に掲げるものを除きます。) (2)緊急事態が発生し,又は発生するおそれがあることを知った者と(1)の機関との間

3 治安の維持のため緊急を要する事項	(1)警察機関相互間 (2)犯罪が発生し,又は発生するおそれがあることを知った者と警察機関との間
4 国会議員又は地方公共団体の長もしくはその議会の議員の選挙の執行又はその結果に関し,緊急を要する事項	選挙管理機関相互間
5 天災,事変その他の災害に際しての災害状況の報道を内容とするもの	別記 11 の基準に該当する新聞社,放送事業者又は通信社の機関相互間
6 船舶内の傷病者の医療について指示を受け又は指示を与えるために必要な事項	船舶と別記 12 の病院相互間
7 水道,ガス等の国民の日常生活に必要な不可欠な役務の提供その他生活基盤を維持するため緊急を要する事項	(1)水道の供給の確保に直接関係がある機関相互間 (2)ガスの供給の確保に直接関係がある機関相互間 (3)預貯金業務を行う金融機関相互間 (4)国又は地方公共団体の機関(前項の表及びこの表の1欄からこの欄の(3)までに掲げるものを除きます。)相互間

表 3.2.4 気象庁震度階級関連解説表

震度階級	人 間	屋内の状況	屋外の状況	木造建物	鉄筋コンクリート造建物	ライフライン	地盤・斜面
0	人は揺れを感じない						
1	屋内にいる人の一部が、わずかな揺れを感じる。						
2	屋内にいる人の多くが、揺れを感じる。眠っている人の一部が、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。					
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。恐怖感を覚える人もいる。	棚にある食器類が、音を立てることがある。	電線が少し揺れる。				
4	かなりの恐怖感があり、一部の人は、身の安全を図ろうとする。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	つり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。歩いている人も揺れを感じる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。				
5弱	多くの人が、身の安全を図ろうとする。一部の人は、行動に支障を感じる。	つり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の多くが倒れ、家具が移動することがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。補強されていないブロック塀が崩れることがある。道路に被害が生じることがある。	耐震性の低い住宅では、壁や柱が破損するものがある。	耐震性の低い建物では、壁などに亀裂が生じるものがある。	安全装置が作動し、ガスが遮断される家庭がある。まれに水道管の被害が発生し、断水することがある。 [停電する家庭もある。]	軟弱な地盤で、亀裂が生じることがある。山地で落石、小さな崩壊が生じることがある。

表 3.2.4 気象庁震度階級関連解説表

震度階級	人間	屋内の状況	屋外の状況	木造建物	鉄筋コンクリート造建物	ライフライン	地盤・斜面
5強	<p>非常な恐怖を感じる。多くの人が、行動に支障を感じる。</p>	<p>棚にある食器類，書棚の本の多くが落ちる。テレビが台から落ちることがある。タンスなど重い家具が倒れることがある。変形によりドアが開かなくなることがある。一部の戸が外れる。</p>	<p>補強されていないブロック塀の多くが崩れる。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。多くの墓石が倒れる。自動車の運転が困難となり，停止する車が多い。</p>	<p>耐震性の低い住宅では，壁や柱がかなり破損したり，傾くものがある。</p>	<p>耐震性の低い建物では，壁，梁，柱などに大きな亀裂が生じるものがある。耐震性の高い建物でも，壁などに亀裂が生じるものがある。</p>	<p>家庭などにガスを供給するための導管，主要な水道管に被害が発生することがある。 [一部の地域でガス，水道の供給が停止することがある。]</p>	<p>軟弱な地盤で，亀裂が生じることがある。山地で落石，小さな崩壊が生じることがある。</p>
6弱	<p>立っていることが困難になる。</p>	<p>固定していない重い家具の多くが移動，転倒する。開かなくなるドアが多い。</p>	<p>かなりの建物で，壁のタイルや窓ガラスが破損，落下する。</p>	<p>耐震性の低い住宅では，倒壊するものがある。耐震性の高い住宅でも，壁や柱が破損するものがある。</p>	<p>耐震性の低い建物では，壁や柱が破壊するものがある。耐震性の高い建物でも壁，梁，柱などに大きな亀裂が生じるものがある。</p>	<p>家庭などにガスを供給するための導管，主要な水道管に被害が発生する。 [一部の地域でガス，水道の供給が停止し，停電することもある。]</p>	<p>地割れや山崩れなどが発生することがある。</p>
6強	<p>立っていることができず，はわないと動くことができない。</p>	<p>固定していない重い家具のほとんどが移動，転倒する。戸が外れて飛ぶことがある。</p>	<p>多くの建物で，壁のタイルや窓ガラスが破損，落下する。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。</p>	<p>耐震性の低い住宅では，倒壊するものが多い。耐震性の高い住宅でも，壁や柱がかなり破損するものがある。</p>	<p>耐震性の低い建物では，倒壊するものがある。耐震性の高い建物でも，壁や柱が破壊するものがある。</p>	<p>ガスを地域に送るための導管，水道の配水施設に被害が発生することがある。 [一部の地域で停電する。広い地域でガス，水道の供給が停止することがある。]</p>	

震度階級	人間	屋内の状況	屋外の状況	木造建物	鉄筋コンクリート造建物	ライフライン	地盤・斜面
7	揺れにほんろうされ、自分の意志で行動できない。	ほとんどの家具が大きく移動し、飛ぶものもある。	ほとんどの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。補強されているブロック塀も破損するものがある。	耐震性の高い住宅でも、傾いたり、大きく破壊するものがある。	耐震性の高い建物でも、傾いたり、大きく破壊するものがある。	[広い地域で電気、ガス、水道の供給が停止する。]	大きな地割れ、地すべりや山崩れが発生し、地形が変わることもある。

*ライフラインの[]内の事項は、電気、ガス、水道の供給状況を参考として記載したものである。

資料 3.2.2 災害状況報告表

福祉部 社会福祉課扱	被 害 状 況 報 告 表	発生 中間 決定			
年 月 日 時現在					
市 町 村					
① 災害発生の日時					
② 災害発生の場所					
③ 災害発生の原因					
④ 被災の状況					
区 分		棟	世 帯	人	備 考
ア	人 的 被 害	死 者	/	/	
イ		行 方 不 明 者	/	/	
ウ		重 傷	/	/	
エ		負傷 軽 傷	/	/	
オ	住 家 被 害	全壊・全焼又は流失	棟	世帯	人
カ		半壊又は半焼			
キ		一 部 破 損			
ク		床 上 浸 水			
ケ		床 下 浸 水			
⑤ 補助の措置					
救助の種類					
区 分					
ア すでに措置したもの					
イ 今後措置を要するもの					
⑥ その他の特記事項					
年 月 日 時報告 茨城県福祉部長殿 (地方福祉事務所経由) (報告者) 市(町村)災害対策本部長 報告書作成者 職 氏 名 印					
(注) 1 電話報告の際もこの様式によって行うこと。 2 災害救助法発動前における報告もこの様式によること。					

資料 3.2.3 被害状況等報告様式

被害状況等報告							市町村名			報告の区分					
										即報		確定報告			
原因		発生日時		月日		区分		被害		区分		被害		被害程度及び応急対策状況(経過)	
発生場所		市郡		町村		田	流失・埋没	(22)	ha	公立文教施設	(48)	千円			
受発信時刻		月日		時分			畑	冠水	(23)	ha	農林水産産業施設	(49)	千円		
発信機関		発信者				その他		流失・埋没	(24)	ha	公共土木施設	(50)	千円		
受信機関		受信者					その他	冠水	(25)	ha	その他の公共施設	(51)	千円		
						その他		文教施設	(26)	箇所	小計	(52)	千円		
							その他	病院	(27)	箇所	公共施設被害市町村数	(53)	団体	-	
区分		被害				その他		道路	(28)	箇所	農産被害	(54)	千円		
人的被害	死者	(1)	人				その他	橋りょう	(29)	箇所		林産被害	(55)	千円	
	行方不明	(2)	人			その他		河川	(30)	箇所	畜産被害		(56)	千円	
	負傷者	重傷	(3)	人			その他	港湾	(31)	箇所		水産被害	(57)	千円	
		軽傷	(4)	人				その他	砂防	(32)	箇所		商工被害	(58)	千円
住家被害	全壊	(5)	棟			その他	清掃施設		(33)	箇所	その他	(59)			
		(6)	世帯				その他	崖くずれ	(34)	箇所		その他	(60)	千円	
		(7)	人			その他		鉄道不通	(35)	箇所	被害総額		(61)	千円	
	半壊	(8)	棟				その他	被害船舶	(36)	隻		災害対策本部設置状況	(62)	設置	月日時分
		(9)	世帯			その他		水道	(37)	戸	災害対策本部設置状況		(63)	廃止	月日時分
	一部破損	(10)	人				その他	電気	(38)	回線		避難の指示等	(64)		月日時分
		(11)	棟			その他		ガス	(39)	戸	消防職員出動延人数		(65)	人	
		(12)	世帯				その他	ブロック塀等	(40)	箇所		消防団員出動延人数	(66)	人	
	床上浸水	(13)	人			その他			(41)		災害の概況				
		(14)	棟				その他		(42)			消防機関の活動状況			
		(15)	世帯			その他					その他				
	床下浸水	(16)	人				その他					その他			
		(17)	棟			その他		罹災世帯数	(43)	世帯	その他				
(18)	世帯			その他	罹災者数		(44)	人	その他						
非住家	公共建物	(19)	人				その他	火災発生		(45)	件	その他			
		(20)	棟			その他		建物	(46)	件	その他				
	その他	(21)	棟				その他	危険物	(47)	件		その他			
						その他		その他	(47)	件	その他				

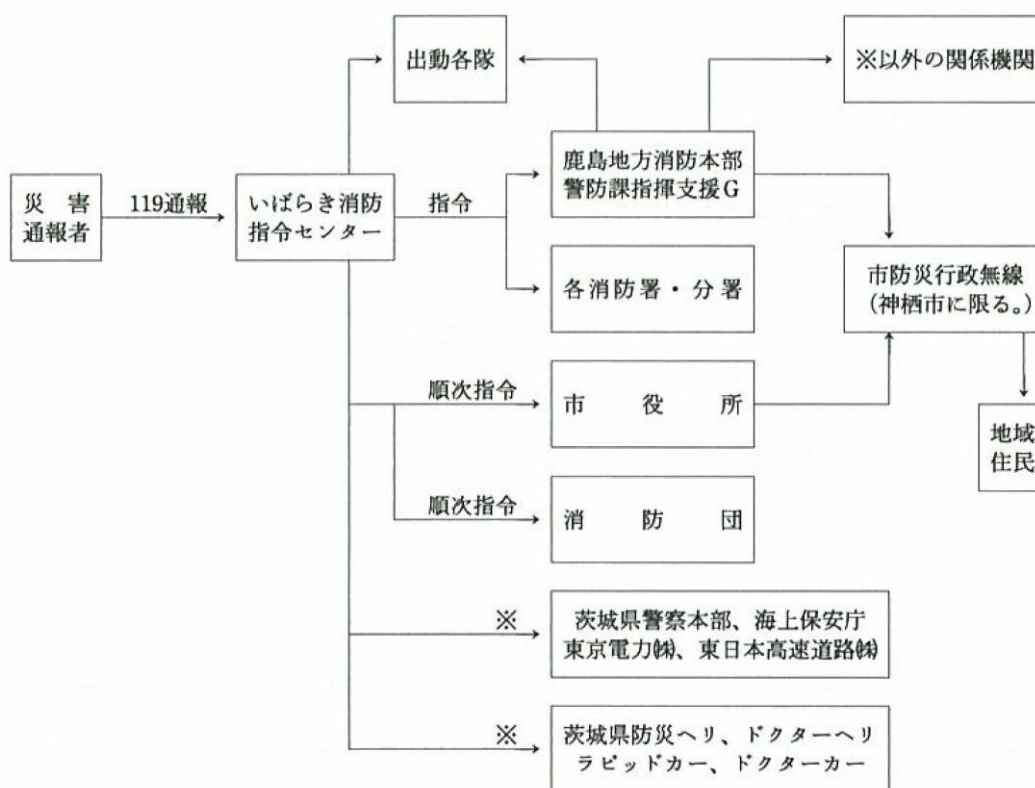
資料 3.2.4 被害の判定基準表

被害区分		判定基準等
人の被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者。
	行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者。
	負傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者。 (重傷) 1ヵ月以上の治療を要する見込みの者。 (軽傷) 1ヵ月未満で治療できる見込みの者。
住家の被害	住家	現実に居住のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	棟	一つの建築物をいう。 主屋より延べ面積の小さい建築物(同じ宅地内にあるもので、非住家として計上するに至らない小さな物置、便所、風呂場、炊事場)が付着している場合は同一棟とみなす。 また、渡り廊下のように、二つ以上の主屋に付着しているものは切半して、それぞれを主屋の付属建物とみなす。
	世帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。(同一家屋内の親子夫婦であっても生活の実態が別々であれば当然2世帯となるわけである。また、主として学生等を宿泊させている寄宿舎、下宿、その他これらに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者については、原則としてその寄宿舎等を1世帯として取扱う。)
	全壊	住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊、若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延べ面積の70%以上に達したもの、又は住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の50%以上に達した程度のものとする。
	半壊	住家の損壊が甚しいが、補修すれば元通りに使用できるもので、具体的には損壊部分が、その住家の延べ面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のものとする。
	一部破損	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものである。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水 床下浸水	住家の床より上に浸水したものと及び全壊、半壊には該当しないが、土砂、竹木等のたい積により一時的に居住することができないものとする。 床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
非住家の被害	非住家	自家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。なお、この被害は、全壊・半壊の被害を受けたもののみ記入する。
	公共建物	役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供せる建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
その他	田の流失・埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	畑の流失・埋没、畑の冠水	田の例に準じて取り扱うものとする。
	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。

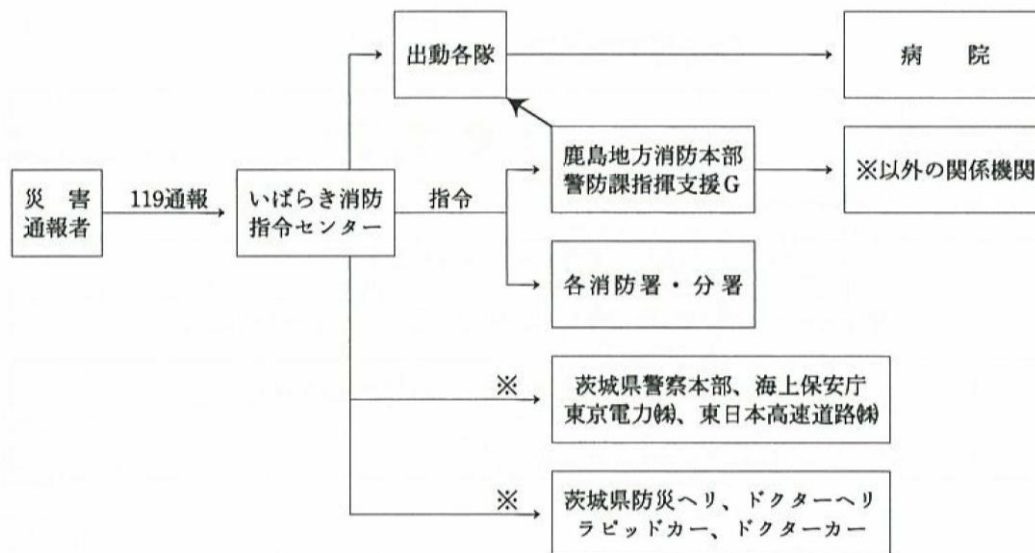
その他	道路	道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 2 条第 1 項に規定する道路のうち，橋梁を除いたものとする。
	橋梁	道路を連結するために河川，運河等の上に架設された橋とする。
	河川	河川法（昭和 39 年法律第 167 号）が適用され，若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防，護岸，水制，床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
	港湾	港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 2 条第 5 項に規定する水域施設，外かく施設，けい留施設，又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
	砂防	砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 1 条に規定する砂防施設，同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防のための施設また同法第 3 条の 2 の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	鉄道不通	汽車，電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	被害船舶	ろ・かいのみをもって運転する舟以外の舟で，船体が没し，航行不能になったもの及び流失し，所在が不明になったもの，並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	電気	災害により停電した戸数の最も多い時点における戸数とする。
	水道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
火災発生	火災発生件数については地震又は火山の噴火の場合のみ報告する。	
罹災世帯	災害により全壊，半壊及び床上浸水の被害を受け通常的生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。	
罹災者	罹災世帯の構成員とする。	
公立文教施設	公立の文教施設をいう。	
農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）による補助対象となる施設をいい，具体的には，農地，農業用施設，林業用施設，漁港施設及び共同利用施設とする。	
公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）による国庫負担の対象となる施設をいい，具体的には，河川，海岸，砂防設備，林地荒廃防止施設，地すべり防止施設，急傾斜地崩壊防止施設，道路，港湾，漁港及び下水道とする。	
その他の公共施設	公立文教施設，農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい，例えば庁舎，公民館，児童館，都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。	
公共施設被害市町村数	公立文教施設，農林水産業施設，公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。	
その他	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい，例えば，ビニールハウス，農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい，例えば立木，苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい，例えば家畜，畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい，例えばのり，魚具，漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で，例えば工業原材料，商品，生産機械器具等とする。

図 3.2.10 鹿島地方事務組合消防本部における災害時通信連絡計画 (1)

【火災等災害出動時通信連絡計画】



【救急救助出動時通信連絡計画】



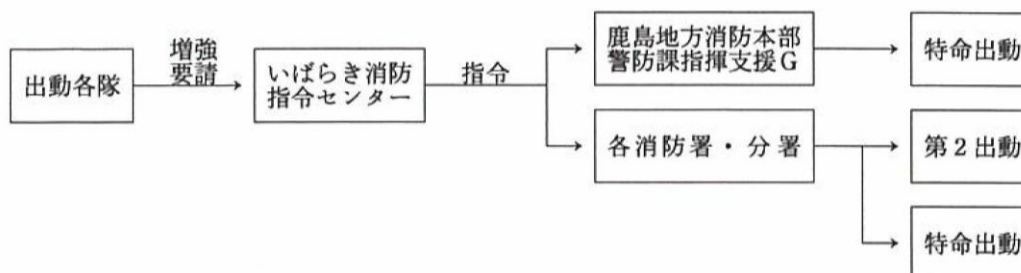
備考 ※以外の関係機関は、次のとおりとする。

鹿嶋労働基準監督署、国土交通省関東地方整備局霞ヶ浦河川事務所（又は利根川下流河川事務所）、東日本旅客鉄道株式会社、鹿島臨海鉄道株式会社、その他

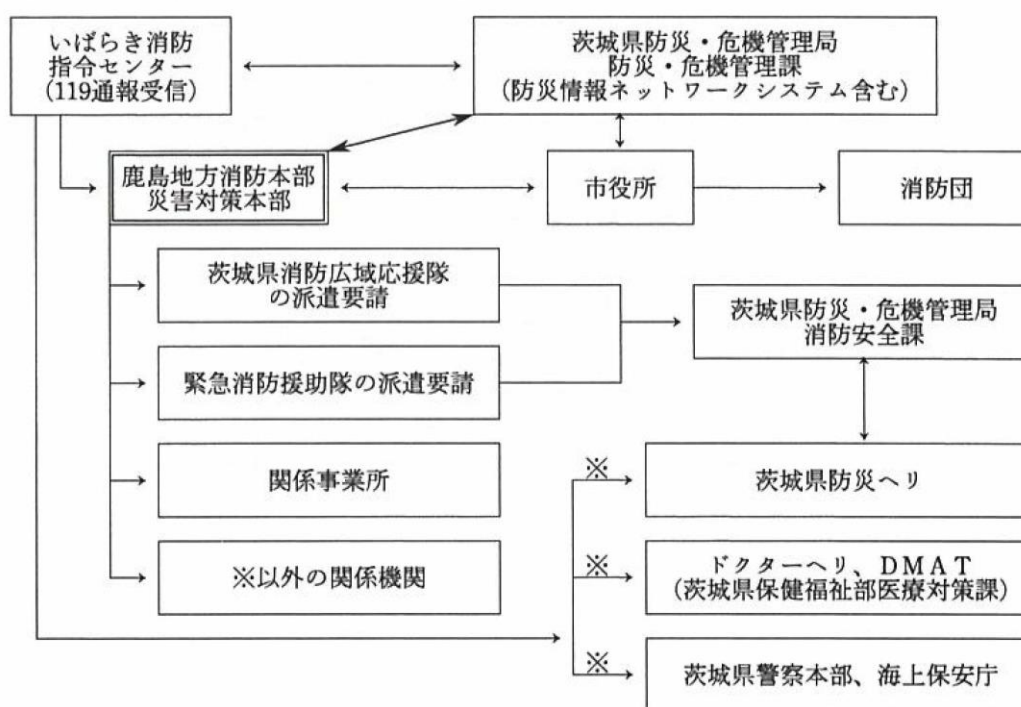
(出典) 鹿島地方事務組合消防本部消防計画（平成 29 年 8 月一部改正）

図 3.2.10 鹿島地方事務組合消防本部における災害時通信連絡計画 (2)

【出動隊からの要請時通信連絡計画】



【大規模災害時における通信連絡計画】



備考 ※以外の関係機関は、次のとおりとする。

鹿嶋労働基準監督署、国土交通省関東地方整備局霞ヶ浦河川事務所（又は利根川下流河川事務所）、東日本旅客鉄道株式会社、鹿島臨海鉄道株式会社、その他

(出典) 鹿島地方事務組合消防本部消防計画 (平成 29 年 8 月一部改正)

文 書 番 号
年 月 日

茨 城 県 知 事 殿

機 関 ・ 職 ・ 氏 名 印

自衛隊の災害派遣要請について（依頼）

うえのことについて、自衛隊法第 83 条の規定による自衛隊の派遣を、下記のとおり依頼します。

記

1 災害の状況及び派遣要請の理由

- (1) 災害の種類 水害，地震，津波，風害，火災，土砂崩れ，遭難，交通事故，その他
()
- (2) 災害発生の日時 年 月 日 時 分
- (3) 場 所
- (4) 被害状況
- (5) 要請する理由

- 2 派遣を希望する期間 自 年 月 日 時 分
至 年 月 日 時 分

3 派遣を希望する区域及び活動内容

- (1) 派遣希望区域 県 市 町
郡 村
- (2) 活動内容

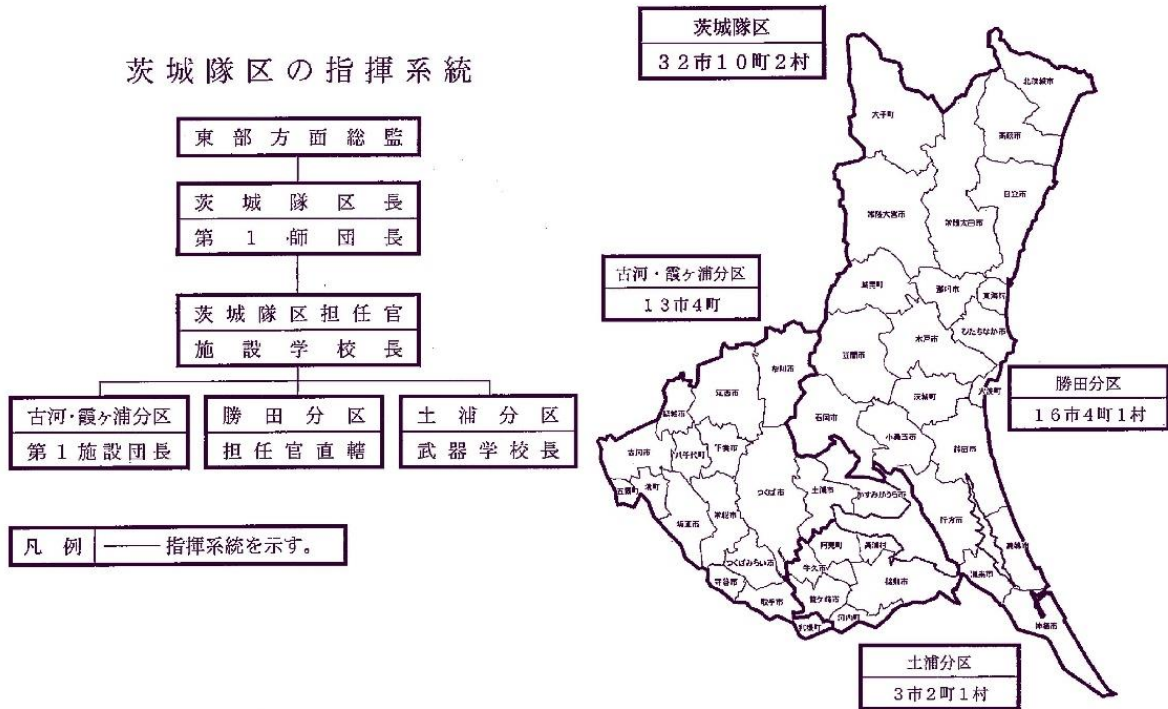
4 その他参考事項

- (1) 現地において協力しうる団体，人員，機材等の数量及びその状況
- (2) 派遣部隊の宿営（宿泊）地又は宿泊施設の状況
- (3) 現地における要請者側の責任者及びその連絡方法
- (4) 気象の概況
- (5) その他

表 3.3.1 災害派遣の活動範囲

項 目	内 容
被害状況の把握	車両, 航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行って被害状況を把握する。
避難の援助	避難の命令等が発令され, 避難, 立退き等が行われる場合で必要があるときは, 避難者の誘導, 輸送等を行い, 避難を援助する。
避難者の捜索・救助	行方不明者, 負傷者等が発生した場合は, 通常他の救援活動に優先して捜索活動を行う。
水防活動	堤防, 護岸等の決壊に際しては, 土のう作成, 運搬, 積込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に際しては, 利用可能な消防車その他の防火用具(空中消火が必要な場合は航空機)をもって, 消防機関に協力して消火にあたるが, 消火薬剤等は, 通常関係機関の提供するものを使用するものとする。
道路又は水路の啓開	道路もしくは水路が損壊し又は障害物が有る場合は, それらの啓開又は除去にあたる。
応急医療・救護及び防疫	被災者に対し, 応急医療, 及び防疫を行うが, 薬剤等は通常関係機関の提供するものを使用するものとする。
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者, 医師その他救護活動に必要な人員及び援助物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は, 特に緊急を要すると認められるものについて行う。
炊飯及び給水	被災者に対し, 炊飯及び給水を実施する。
救援物資の無償貸与又は譲与	「防衛庁の管理に属する物資の無償貸与及び譲与等に関する総理府令」(S.33.総理府令第1号)に基づき, 被災者部対し救援物資を無償貸付し又は譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類, 爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
通信支援	通信機器を用いて情報の収集及び伝達を行う。
広報活動	航空機, 車両等を用いて, 市民に対する広報を行う。
その他	その他臨機の必要に対し, 自衛隊の能力で対処可能なものについては, 所要の措置をとる。

図 3.3.4 自衛隊茨城隊区指揮系統及び災害派遣担任区分



(出典) 平成30年度茨城県水防計画 資料編

消 防 第 号
年 月 日

自衛隊 殿
(陸上自衛隊施設学校長経由)

茨城県知事 印

自衛隊の災害派遣部隊の撤収について (要請)

年 月 日付消防第 号で要請した自衛隊の災害派遣については、下記のとおり部隊の撤収を要請します。

記

1 撤収要請理由

2 撤収期日 年 月 日 時 分

3 その他必要事項

表 3.3.2 自衛隊の連絡先

	部隊等の長 (所在地)	連絡責任者		電話番号
		課業時間内	課業時間外	
陸 上 自 衛 隊	東部方面総監部 (東京練馬区大泉学園町)	防衛部長 (防衛課長)	初動対処 チーム長	048(460)1711 内線 時間中 2250, 2251 時間外 2401, 2402
	第1師団長 (東京都練馬区北町 4-1-1)	第3部長 (防衛班長)	司令部当直長	03(3933)1161 内線 時間中 2750, 2752 時間外 2708, 2709
	施設学校長 (勝田駐屯地司令) (ひたちなか市勝倉 3433)	警備課長 (防衛班長)	駐屯地当直司令	029(274)3211 内線 時間中 233, 234 時間外 302
	武器学校長 (土浦駐屯地司令) (稲敷郡阿見町青宿 121-1)	総務課長 (警備訓練班 長)	駐屯地当直司令	029(887)1171 内線 時間中 226 時間外 300, 302
	第1施設団長 (古河駐屯地司令) (古川市上辺見 1195)	第3科長	団当直長	0280(32)4141 内線 時間中 230~232 時間外 631
	関東補給処長 (霞ヶ浦駐屯地司令) (土浦市右掬町 2410)	警備課長	駐屯地当直司令	029(842)1211 内線 時間中 2410 時間外 2302
航空 自 衛 隊	第7航空団司令 (百里基地司令) (小美玉市百里 170)	防衛部長 (防衛班長)	基地当直	0299(52)1331 内線 時間中 2231, 2725 時間外 2225
海上 自 衛 隊	横須賀地方総監 (神奈川県横須賀市西逸見町 1丁目無番地)	第3幕僚室長 (国民保護・防 災主任)	総監部当直	046(822)3500 内線 時間中 2213, 2543 時間外 2310

資料 3.4.1 茨城県防災ヘリコプター応援要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、県が設置する防災ヘリコプター（以下「防災ヘリ」という。）による県内の市町村及び消防事務に関する一部事務組合（以下「市町村等」という。）に対する災害による被害拡大防止のための応援に関し、必要な事項を定めるものとする。

(応援の要請)

第2条 災害が発生した市町村等（以下「発災市町村等」という。）の長又は消防長（以下「発災市町村等の長」という。）は、当該災害について、次の各号のいずれかに該当することにより防災ヘリの応援を必要と判断した場合は、知事に対してその要請をすることができる。

- (1) 災害が複数の市町村等に拡大するおそれがある場合
- (2) 発災市町村等の消防力によっては、災害防止が著しく困難と認められる場合
- (3) 被害者の救急搬送その他、防災ヘリの応援が必要と認められた場合

(応援要請の方法)

第3条 応援の要請は、県生活環境部防災・危機管理局消防安全課防災航空室あてに、電話等により次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害の発生日時、場所及び被害の状況
- (3) 災害発生現場の気象状況
- (4) 災害発生現場の最高指揮者の職氏名及び連絡方法
- (5) 飛行場以外の離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (6) 応援に要する資器材の品目及び数量
- (7) その他必要な事項

(防災航空隊の派遣)

第4条 知事は、前2条の規定により防災ヘリの応援要請を受けた場合は、災害発生現場の気象状況等を確認し、応援が必要と認めるときは、消防安全課防災航空隊（以下「防災航空隊」という。）を派遣するものとする。

2 知事は、防災ヘリの応援の要請に応じることができない場合は、その旨を速やかに発災市町村等の長に通報するものとする。

(防災航空隊の隊員の指揮)

第5条 災害現場における防災航空隊の指揮は、派遣を受けた発災市町村等の長が行うものとする。ただし、緊急の場合の防災航空隊の指揮は、災害現場の最高指揮者が行うことができる。

(経費負担)

第6条 防災ヘリの応援に要する費用は、県が負担するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、防災ヘリの応援に関し必要な事項は、県が市町村等と協

議して定めるものとする。

付則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

資料 3.4.2 緊急通行車両確認証明書

様式第3 (第3条関係)

第		号	年	月	日
緊急通行車両確認証明書					
知事 (印) 公安委員会 (印)					
番号標に表示されている番号					
車両の用途 (緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名)					
使用者	住所	() 局 番			
	氏名				
通行日時					
通行経路	出発地	目的地			
備考					

備考 用紙は日本工業規格A5とする。

資料 3.4.1 消防団の出動体制

鹿嶋市消防団 令和2年4月1日現在

	区 域	第 1 出 場	第 2 出 場
		出 動 分 団	出 動 分 団
1	大 小 志 崎	1. 大志崎 2. 武井釜・共栄 3. 浜津賀	4. 荒井 20. 志崎
2	武井釜・共栄	2. 武井釜・共栄 1. 大小志崎 3. 浜津賀	4. 荒井 19. 荒井
3	浜 津 賀	3. 浜津賀 2. 武井釜・共栄 4. 荒井	1. 大小志崎 5. 青塚・天朝井戸
4	荒 井	4. 荒井 3. 浜津賀 5. 青塚・天朝井戸	2. 武井釜・共栄 16. 塙
5	青塚・天朝井戸	5. 青塚・天朝井戸 4. 荒井 6. 角折	3. 浜津賀 15. 中坪
6	角 折	6. 角折 5. 青塚・天朝井戸 8. 荒野	8. 荒野 14. 棚木・立原
8	荒 野	8. 荒野 9. 小山	5. 青塚・天朝井戸 6. 角折 9. 小山 10. 林
9	小 山	9. 小山 8. 荒野 36. 清水	6. 角折 10. 林
10	林	10. 林 11. 中 12. 奈良毛	9. 小山 8. 荒野
11	中	10. 中 11. 林 13. 居合	12. 奈良毛 14. 棚木・立原
12	奈 良 毛	12. 奈良毛 10. 林 13. 居合 31. 沼尾	11. 中 14. 棚木・立原
13	居 合	13. 居合 11. 中 12. 奈良毛	10. 林 14. 棚木・立原
14	棚木・立原	14. 棚木・立原 15. 中坪 17. 津賀・掛崎	13. 居合 16. 塙
15	中 坪	15. 中坪 14. 棚木・立原 16. 塙	17. 津賀・掛崎 18. 額賀

16	塙	16. 塙 15. 中坪 18. 額賀	4. 荒井 17. 津賀・掛崎
17	津賀・掛崎	17. 津賀・掛崎 14. 棚木・立原 18. 額賀	15. 中坪 16. 塙
18	額賀	18. 額賀 17. 津賀・掛崎 19. 武井	16. 塙 20. 志崎
19	武井	19. 武井 18. 額賀 20. 志崎	1. 大小志崎 17. 津賀・掛崎
20	志崎	20. 志崎 18. 額賀 19. 武井	1. 大小志崎 17. 津賀・掛崎
21	大町	21. 大町 22. 桜町 23. 新町	24. 神野 27. 大船津 31. 沼尾
22	桜町	22. 桜町 21. 大町 23. 新町	24. 神野 27. 大船津 48. 木滝
23	新町	23. 新町 22. 桜町 24. 神野	24. 神野 27. 大船津 21. 大町
24	神野	24. 神野 23. 新町 25. 根三田	21. 大町 22. 桜町 27. 大船津
25	根三田	25. 根三田 24. 神野 26. 大船津新田	21. 大町 22. 桜町 23. 新町
26	大船津新田	26. 大船津新田 25. 根三田 27. 大船津	21. 大町 22. 桜町 23. 新町
27	大船津	27. 大船津 26. 大船津新田 28. 大船津	21. 大町 24. 神野 23. 新町
28	大船津	28. 大船津 27. 大船津 29. 爪木	21. 大町 24. 神野 23. 新町
29	爪木	29. 爪木 28. 大船津 30. 須賀	21. 大町 24. 神野 31. 沼尾
30	須賀	30. 須賀 29. 爪木 31. 沼尾	21. 大町 22. 桜町 27. 大船津
31	沼尾	31. 沼尾 30. 須賀 32. 田野辺 12. 奈良毛	21. 大町 22. 桜町 27. 大船津
32	田野辺	32. 田野辺 31. 沼尾 30. 須賀	21. 大町 22. 桜町 27. 大船津

33	山 之 上	33. 山之上 35. 田谷 34. 猿田	21. 大町 31. 沼尾 37. 明石
34	猿 田	34. 猿田 33. 山之上 35. 田谷	21. 大町 31. 沼尾 37. 明石
35	田 谷	35. 田谷 34. 猿田 36. 清水	21. 大町 31. 沼尾 37. 明石
36	清 水	36. 清水 35. 田谷 37. 明石 9. 小山	21. 大町 22. 桜町 23. 新町
37	明 石	37. 明石 36. 清水 38. 神向寺・宮津台	21. 大町 22. 桜町 42. 平井押合
38	神向寺・宮津台	38. 神向寺・宮津台 37. 明石 39. 仲作	21. 大町 22. 桜町 23. 新町
39	仲 作	39. 仲作 38. 神向寺・宮津台 40. 小宮作	22. 桜町 37. 明石 42. 平井押合
40	小 宮 作	40. 小宮作 39. 仲作 41. 下津	22. 桜町 37. 明石 42. 平井押合
41	下 津	41. 下津 40. 小宮作 42. 平井押合	22. 桜町 37. 明石 44. 平井
42	平 井 押 合	42. 平井押合 41. 下津 43. 港ヶ丘	22. 桜町 37. 明石 50. 国末
43	港 ヶ 丘	43. 港ヶ丘 42. 平井押合 44. 平井	22. 桜町 37. 明石 50. 国末
44	平 井	44. 平井 43. 港ヶ丘 45. 平井丘 42. 平井押合	22. 桜町 37. 明石 50. 国末
45	平 井 丘	45. 平井丘 44. 平井 47. 鉢形	48. 木滝 42. 平井押合 50. 国末
46	板 宮	46. 板宮 41. 下津 42. 平井押合	22. 桜町 44. 平井 21. 大町
47	鉢 形	47. 鉢形 45. 平井丘 49. 粟生	48. 木滝 44. 平井 50. 国末
48	木 滝	48. 木滝 47. 鉢形 49. 粟生	50. 国末 22. 桜町 44. 平井

49	粟 生	49. 粟生 48. 木滝 50. 国末	21. 大町 22. 桜町 44. 平井
50	国 末	50. 国末 49. 粟生 51. 泉川	48. 木滝 22. 桜町 44. 平井
51	泉 川	51. 泉川 50. 国末 52. 長栖	27. 大船津 44. 平井 48. 木滝
52	長 栖	52. 長栖 51. 泉川 53. 谷原	27. 大船津 48. 木滝 50. 国末
53	谷 原	53. 谷原 52. 長栖 54. 鰐川	27. 大船津 48. 木滝 50. 国末
54	鰐 川	54. 鰐川 53. 谷原 55. 下埜	27. 大船津 48. 木滝 50. 国末
55	下 埜	55. 下埜 25. 根三田 56. 佐田	27. 大船津 48. 木滝 50. 国末
56	佐 田	56. 佐田 55. 下埜 48. 木滝	24. 神野 22. 桜町 50. 国末

表 3.4.1 医療ボランティアの活動内容

活動団体	活動内容
医師	<p>a. 医療救護チームに加わり, 医療救護所で診療を行う。</p> <p>b. 被災地の医療機関において診療を行う。</p> <p>c. 後方医療施設において診療を行う。</p> <p>d. 避難所等を巡回し診察等を行う。</p> <p>e. 遺体の検案を行う。</p> <p>※精神科の医師については b, d の精神科領域を担当</p>
看護師	<p>a. 医療救護チームに加わり, 医療救護所で診療補助を行う。</p> <p>b. 被災地の医療機関において診療補助を行う。</p> <p>c. 後方医療施設において診療補助を行う。</p> <p>d. 避難所等を巡回し診察の補助等を行う。</p>
臨床検査技師	<p>a. 被災地の医療機関において臨床検査を行う。</p> <p>b. 後方医療施設において臨床検査を行う。</p> <p>c. 避難所等において避難者の血栓症検診等を行う。</p>
診療放射線技師	<p>a. 被災地の医療機関において放射線を用いた検査・治療を行う。</p> <p>b. 後方医療施設において放射線を用いた検査・治療を行う。</p>
理学療法士	<p>a. 被災地の医療機関等において理学療法を行う。</p> <p>b. 後方医療施設等において理学療法を行う。</p> <p>c. 避難所等において被災者の健康管理のための運動指導等を行う。</p>
作業療法士	<p>a. 被災地の医療機関等において作業療法を行う。</p> <p>b. 後方医療施設等において作業療法を行う。</p> <p>c. 避難所等において被災者の健康管理のための生活指導等を行う。</p>
薬剤師	<p>a. 医療救護チームに加わり, 医療救護所で調剤業務を行う。</p> <p>b. 被災患者の持参薬識別と必要に応じた医師への代替薬の提案を行う。</p> <p>なお, 薬を滅失した被災患者からは, 聞き取り情報等により, 服用薬の特定を行う。</p> <p>c. 医薬品集積センターにおいて, 医薬品の仕分け・在庫管理等の業務を行う。</p> <p>d. 避難者等の健康相談（一般用医薬品の服用に係る相談等）を行う。</p> <p>e. 避難所等において, 環境検査, 飲料水の検査等の衛生管理を行う。</p> <p>f. 被災地等において, 消毒方法等の防疫指導を行う。</p>
保健師	<p>避難所等を巡回し, 被災者の健康管理や栄養指導を行うとともに, 医療ニーズを把握し, 医療救護チームに連絡する。</p>
助産師	<p>避難所等において母子の健康指導・育児相談等を行う。</p>
栄養士	<p>避難所等を巡回し, 給食の管理や被災者の栄養指導を行う。</p>
歯科医師・歯科衛生士	<p>避難所等を巡回し, 被災者の歯科診療を行う。</p>
歯科技工士	<p>避難所等において歯科医師の指示を受け歯科技工物の簡易な修理等を行う。</p>
精神保健福祉士	<p>被災地の精神科病院, 精神障がい者福祉施設等において精神障がい者の相談・援助を行う。</p>
臨床心理士	<p>a. 避難所等を巡回し, 被災者の心の相談を行う。</p> <p>b. 県, 市が設置する心の相談窓口において相談を行う。</p> <p>c. 災害対策要員のメンタルケアを行う。</p>
あん摩マッサージ指圧師	<p>避難所等において, あん摩マッサージ指圧の施術を行う。</p>
はり師	<p>避難所等において, はりの施術を行う。</p>
きゅう師	<p>避難所等において, きゅうの施術を行う。</p>

表 3.5.6 衣料・生活必需品調達数量の目安

季節	品名	内訳	第1次災害罹災世帯数	第2次災害罹災世帯数
			(30世帯90人)	(300世帯900人)
夏期・冬季 (災害の種類によって異なる。)	毛布		90	900
	肌着上下		45	450
	ズボン		20	200
	スカート		20	200
	タオル		90	900
	鍋		30	300
	釜		30	300
	バケツ		30	300
	洗オケ		30	300
	洗面器		30	300
	石けん		60	600
	チリ紙		60	700
冬季	ジャンパー(大)		45	450
	ジャンパー(小)		60	450

表 3.6.5 茨城県災害救助法施行細則に定める救助の程度、方法及び期間早見表

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 330円以内 (加算額) 冬季 別に定める額 高齢者等の要援護者等に供与する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内 (ただし内閣総理大臣の同意を得た場合に限り期間延長あり)	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難にあたっての輸送費は別途計上 3 福祉避難所を設置した場合、当該地域の実費加算
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	1 規格 1戸当たり平均29.7㎡(9坪)を基準とする。 2 限度額 1戸当たり2,530,000円以内 3 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(規模、費用は別に定めるところによる)	災害発生の日から20日以内に着工	1 基準面積は平均1戸当たり29.7㎡, 2,530,000円以内であればよい。 2 高齢者等の要援護者等数人以上に供与する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 供与期間 最高2年以内 4 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 全半壊(焼), 流失, 床上浸水で炊事できない者	1人1日当たり 1,160円以内	災害発生の日から7日以内 (ただし内閣総理大臣の同意を得た場合に限り期間延長あり)	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内 (ただし内閣総理大臣の同意を得た場合に限り期間延長あり)	輸送費、人件費は別途計上
被服寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼), 流失, 床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月~9月)冬季(10月~3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内 (ただし内閣総理大臣の同意を得た場合に限り期間延長あり)	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること

区 分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を増すごとに加算する額
全壊 流失	夏季	円 18,800	円 24,200	円 35,800	円 42,800	円 54,200	円 7,900
	冬季	31,200	40,400	56,200	65,700	82,700	11,400
半壊 床上浸水	夏季	6,100	8,300	12,400	15,100	19,000	2,600
	冬季	10,000	13,000	18,400	21,900	27,600	3,600

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
医 療	医療の途を失った者 (応急的処置)	1 救護班…使用した薬剤, 治療材料, 医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所…国民健康保険の診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内 (ただし内閣総理大臣の同意を得た場合に限り期間延長あり)	患者等の移送費は別途計上
助 産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって, 災害のため助産の途を失った者(出産のみならず, 死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は, 使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は, 慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内 (ただし内閣総理大臣の同意を得た場合に限り期間延長あり)	妊婦等の移送費は別途計上
被災者の救出	1 現に生命, 身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内 (ただし内閣総理大臣の同意を得た場合に限り期間延長あり)	1 期間内に生死が明らかにならない場合は, 以後「死体の搜索」として取り扱う。 2 輸送費, 人件費は, 別途計上
被災した住宅の応急修理	1 住家が半壊(焼)し, 自らの資力では応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊(焼)した者	居室, 炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分一世帯当たり次に掲げる額以内とする。 1 2に掲げる世帯以外の世帯 520,000円以内 2 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 300,000円	災害発生の日から1月以内	
学用品の給与	住家の全壊(焼), 流失, 半壊(焼)又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損し, 就学上支障のある小学校児童, 中学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で, 教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材, 又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は, 1人当たり次の金額以内 小学校児童 4,500円 中学校生徒 4,800円 高等学校等生徒 5,200円	災害発生の日から (教科書) 1月以内, (文房具及び通学用品) 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋 葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人(12歳以上) 215,200円 小人(12歳未満) 172,000円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内 ただし内閣総理大臣の同意を得た場合に限り期間延長あり	1 輸送費、人件費は別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡したものと推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	(洗浄, 消毒, 縫合等) 1 体当たり 3,500 円以内 建物借上費 (二時保存) 通常の実費 既存建物以外 1 体当たり 5,400 円以内 (検索) 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検索は原則として救護班 2 輸送費、人件費は別途計上 3 死体の一時保存にドライアイス購入費等が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することができない者	1 世帯当たり 137,900 円以内	災害発生の日から10日以内 ただし内閣総理大臣の同意を得た場合に限り期間延長あり	
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救助用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
実費弁償	災害救助法施行令第10条第1号から第4号までに規定する者	1 人 1 日 当たり 医師及び歯科医師 23,300 円以内 薬剤師, 診療放射線技師, 臨床検査技師, 臨床工学技師及び歯科衛生士 16,200 円以内 保健師, 助産師, 看護師及び准看護師 16,600 円以内 救命救急士 16,300 円以内 土木技術者及び建築技術者 17,100 円以内 大工 17,100 円以内 左官 17,800 円以内 とび職 17,400 円以内	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

第 1 条 知事は、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号。以下「法」という。）による救助の実施を決定したときは、市町村別の適用地域を告示するものとする。

第 2 条 救助に関する組織は、別に定める。

第 3 条 災害救助法施行令（昭和 22 年政令第 225 号。以下「令」という。）第 3 条第 1 項の規定による救助の程度、方法及び期間は、別表第 1 に定める基準（以下「救助基準」という。）による。ただし、知事は、この救助基準により難い特別の事情があるときは、その都度、必要に応じて市町村長の意見を聞き、内閣総理大臣に協議し、特別基準を設定することができる。

2 前項に定めるものを除くほか、特別基準の設定に関し必要な事項は別に定める。

第 4 条 災害救助法施行規則（昭和 22 年総理庁令、厚生省令、内務省令、大蔵省令、運輸省令第 1 号。以下「規則」という。）第 1 条に規定する公用令書、公用変更令書及び公用取消令書の様式は、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 公用令書 様式第 1 号の 1 から様式第 1 号の 4 まで
- (2) 公用変更令書 様式第 2 号
- (3) 公用取消令書 様式第 3 号

2 前項第 1 号の公用令書を交付したときは、強制物件台帳（様式第 4 号）に登録するものとする。

3 第 1 項第 2 号の公用変更令書又は第 3 号の公用取消令書を交付したときは、強制物件台帳に、その理由を詳細に記録し、公用変更令書にあっては、変更事項を記録するものとする。

第 5 条 当該職員が規則第 2 条の規定により収用し、又は使用すべき物資の引渡しを受け、同条第 3 項の規定により受領調書（様式第 5 号）を作成する場合は、その物資の所有者又は権原に基づいてその物資を占有する者（以下「占有者」という。）を立ち合わせなければならない。ただし、やむを得ない場合は、この限りではない。

第 6 条 規則第 3 条の規定による損失補償請求書は、様式第 6 号による。

2 損失補償請求書の提出があったとき、及びこれに基づき損失の補償を行ったときは、所要の事項を強制物件台帳に記録しなければならない。

第 7 条 規則第 4 条の規定による公用令書及び公用取消令書の様式は、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 公用令書 様式第 7 号
- (2) 公用取消令書 様式第 8 号

2 前項第 1 号の公用令書を交付したときは、救助従事者台帳（様式第 9 号）に登録するものとする。

3 第 1 項第 2 号の公用取消令書を交付したときは、救助従事者台帳にその理由を詳細に記録してこれを抹消するものとする。

第 8 条 規則第 4 条第 2 項の規定による届出には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 負傷又は疾病により従事することができない場合においては、医師の診断書
- (2) 天災その他避けられない事故により従事することができない場合においては、市町村長、警察官又はその他適当な公務員の証明書

第 9 条 令第 5 条の規定による実費弁償に関して必要な事項は、別表第 2 による。

第 10 条 規則第 5 条の規定による実費弁償請求書は、様式第 10 号による。

第11条 法第10第3項において準用する法第6条第4項に規定する当該職員の身分を示す証票は、様式第11号による。

第12条 令第8条第2項第2号の規定により知事が定める額は、法第7条の規定により救助に関する業務に従事した者のうち、労働基準法(昭和22年法律第49号)に規定する労働者でない者については、同様の事業を営み、又は同様の業務に従事する者が通常得ている収入の額とする。

第13条 令第8条第2項第3号の規定により知事が定める額は、警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令(昭和27年政令第429号)第5条に規定する給付基礎額とする。

第14条 規則第6条に規定する扶助金支給申請書は、様式第12号による。扶助金支給申請書のうち、休業扶助金及び打切扶助金に係るものには、次の各号の区分による当該各号に規定する書類を添付しなければならない。

(1) 休業扶助金支給申請書については、負傷し、又は疾病にかかり、従前得ていた収入を得ることができず、かつ、他の収入のみちがない等特に給付を必要とする理由を詳細に記載した書類

(2) 打切扶助金支給申請書については、療養の経過、症状、治癒までの見込期間等に関する医師の意見書

2 救助に関する業務に協力した者が、これがため負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合において、規則第6条の規定に基づき扶助金を受けようとするときは、同条及び前項各号に定めるもののほか、協力命令をした旨の知事の証明書を添付しなければならない。

付 則 (平成21年規則第68号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1 (第3条)

令第9条第1項の規定による救助の程度、方法及び期間

1 避難所及び応急仮設住宅の供与

(1) 避難所

ア 「避難所」は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容するものとする。

イ 「避難所」は、学校、公民館等既存建物の利用を原則とするが、これら適当な建物を得難いときは、野外に仮小屋を設置し、天幕を設営し、又はその他の適切な方法により実施する。

ウ 「避難所」設置のため支出する費用は、「避難所」の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費とし、1人1日320円以内とする。

エ 福祉避難所(高齢者、障害者等(以下「高齢者等」という。)であって避難所での生活において特別な配慮を必要とするものに供与する避難所をいう。)を設置した場合、ウの金額に、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができる。

オ 「避難所」での生活が長期にわたる場合等においては、「避難所」に避難している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。

カ 「避難所」を開設できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。

(2) 応急仮設住宅

「応急仮設住宅」は、住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であつて、自らの資力では住宅を得ることができないものに対して、建設し、民間賃貸住宅を借り上げ、又はその他の適切な方法により供与するものとする。

ア 建設型仮設住宅

(ア) 建設型仮設住宅(建設して供与する「応急仮設住宅」をいう。以下同じ。)の設置に当たっては、原則として、公有地を利用する。ただし、これら適当な公有地を利用することが困難な場合は、民有地を利用することができる。

(イ) 建設型仮設住宅の1戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、知事が地域の実情、世帯構成等に応じて設定するものとし、その設置のために支出できる費用は、設置に係る原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費、建築事務費その他の一切の経費とし、5,610,000円以内とする。

(ウ) 建設型仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置することができる。ただし、50戸未満の場合であっても、その戸数に応じた小規模な居住者の集会等に利用するための施設を設置することができる。

(エ) 福祉仮設住宅(老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であつて日常生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設をいう。)を建設型仮設住宅として設置することができる。

(オ) 建設型仮設住宅は、災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに設置するものとする。

(カ) 建設型仮設住宅を供与できる期間は、完成の日から建築基準法(昭和25年法律第201号)第85条第3項又は第4項に規定する期限までとする。

(キ) 建設型仮設住宅の供与終了に伴う建設型仮設住宅の解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費とする。

イ 借上型仮設住宅

(ア) 借上型仮設住宅(借り上げて供与する「応急仮設住宅」をいう。以下同じ。)の1戸当たりの規模は、世帯の人数に応じてア(イ)の規模に準ずることとし、その借上げのために支出できる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険料その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とする。

(イ) 借上型仮設住宅は、災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借り上げ、提供しなければならない。

(ウ) 借上型仮設住宅を供与できる期間は、ア(カ)の期間と同様の期間とする。

2 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

(1) 炊出しその他による食品の給与

ア 「炊出しその他による食品の給与」は、避難所に収容された者又は住家に被害を受け、若しくは災害により炊事のできない者に対して行うものとする。

イ 「炊出しその他による食品の給与」は、被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。

ウ 「炊出しその他による食品の給与」を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費とし、1人1日当たり1,140円以内とする。

エ 「炊出しその他による食品の給与」を実施できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。

(2) 飲料水の供給

ア 「飲料水の供給」は、災害のため現に飲料水を得ることができない者に対して行うものとする。

イ 「飲料水の供給」を実施するため支出できる費用は、水の購入費のほか、給水及び浄水に必要な機械、器具の借上費、修繕費、燃料費並びに薬品及び資材費とし、当該地域における通常の実費とする。

ウ 「飲料水の供給」を実施する期間は、災害発生の日から7日以内とする。

3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

(1) 「被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与」は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水(土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。)若しくは船舶の遭難等により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものとする。

(2) 「被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与」は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うものとする。

ア 被服、寝具及び身のまわり品

イ 日用品

ウ 炊事用具及び食器

エ 光熱材料

(3) 「被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与」のため支出する費用は、季別(災害発生の日をもって決定する。)及び世帯区分により1世帯当たり次に掲げる金額の範囲内とする。

ア 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

季節	期 間	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人を増 すごとに 加算する 額
夏季	4月～9月	円 18,500	円 23,800	円 35,100	円 42,000	円 53,200	円 7,800
冬季	10月～3月	30,600	39,700	55,200	64,500	81,200	11,200

イ 住家の半壊、半焼又は床上浸水(土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。)により被害を受けた世帯

季節	期 間	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人を増 すごとに 加算する 額
夏季	4月～9月	円 6,000	円 8,100	円 12,200	円 14,800	円 18,700	円 2,600
冬季	10月～3月	9,800	12,800	18,100	21,500	27,100	3,500

(4) 「被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与」は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。

4 医療及び助産

(1) 医療

ア 「医療」は、災害のため医療のみちを失った者に対して、応急的に処置するものとする。

イ 「医療」は、救護班によって行うものとする。ただし、急迫した事情がありやむを得ない場合においては、病院又は診療所（「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）」及び「柔道整復師法」（昭和45年法律第19号）に規定するあん摩マッサージ指圧師又は柔道整復師（以下「施術者」という。）を含む。）において、「医療」（施術者が行うことの出来る範囲の施術を含む。）を行うことができるものとする。

ウ 「医療」は、次の範囲内において行うものとする。

(ア) 診療

(イ) 薬剤又は治療材料の支給

(ウ) 処置、手術その他の治療及び施術

(エ) 病院又は診療所への収容

(オ) 看護

エ 「医療」のため支出する費用は、救護班による場合は、使用した薬剤、治療材料及び破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は、国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者による場合は、協定料金の額以内とする。

オ 「医療」を実施できる期間は、災害発生の日から14日以内とする。

(2) 助産

ア 「助産」は、災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって、災害のため助産のみちを失った者に対して行うものとする。

イ 「助産」は、次の範囲内において行うものとする。

(ア) 分べんの介助

(イ) 分べん前及び分べん後の処置

(ウ) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

ウ 「助産」のため支出できる費用は救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費とし、助産婦による場合は、慣行料金の2割引以内の額とする。

エ 「助産」を実施できる期間は、分べんした日から7日以内とする。

5 被災者の救出

(1) 「被災者の救出」は、災害のため現に生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、救出するものとする。

(2) 「被災者の救出」のため支出する費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。

(3) 「被災者の救出」を実施する期間は、被害発生の日から3日以内とする。

6 被災した住宅の応急処理

(1) 「住宅の応急修理」は、災害のため住家が半壊し若しくは半焼し自らの資力では、応急修理することができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に半壊した者に対して行うものとする。

(2) 「住宅の応急修理」は、居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、

現物をもって行うものとし、その修理のため支出する費用は、一世帯当たり 584,000 円以内とする。

(3) 「住宅の応急修理」は、災害発生の日から 1 月以内に完了するもの。

7 生業に必要な資金の貸与

(1) 「生業に必要な資金の貸与」は、住家が全壊、全焼又は流出し、災害のため生業の手段を失った世帯に対して行うものとする。

(2) 「生業に必要な資金」は、生業を営むために必要な機械、器具又は資材等を購入するための費用に充てるものであって、生業の見込確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して貸与するものとする。

(3) 「生業に必要な資金の貸与」として貸与できる金額は、次の範囲内とする。

ア 生業費 1 件当たり 30,000 円以内

イ 就職支度費 1 件当たり 15,000 円以内

(4) 「生業に必要な資金の貸与」には次の条件を付するものとする。

ア 貸与期間 2 年以内

イ 利子 無利子

(5) 「生業に必要な資金の貸与」については、災害発生の日から 1 月以内に完了するものとする。

8 学用品の給与

(1) 「学用品の給与」は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水(土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となつたものを含む。)による喪失又は損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童(特別支援学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。以下同じ。)、中学校生徒(義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。)及び高等学校等生徒(高等学校(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、中等教育学校の後期課程(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。)に対して行うものとする。

(2) 「学用品の給与」は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うものとする。

ア 教科書

イ 文房具

ウ 通学用品

(3) 「学用品の給与」のため支出する費用は、次の額以内とする。

ア 教科書代

(ア) 小学校児童及び中学校生徒

「教科書の発行に関する臨時措置法(昭和 23 年法律第 132 号)第 2 条第 1 項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費

(イ) 高等学校等生徒

正規の授業で使用する教材を給与するための実費

イ 文房具及び通学用品費

小学校児童 1 人当たり 4,400 円

中学校生徒 1 人当たり 4,700 円

高等学校等生徒 1人当たり 5,100円

- (4) 「学用品の給与」は、災害発生の日から教科書については1月以内、その他の学用品については15日以内に完了するものとする。

9 埋葬

- (1) 「埋葬」は、災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行うものとする。
- (2) 「埋葬」は、次の範囲内において、原則として棺又は棺材の現物をもって実際に埋葬を実施するものに支給するものとする。
- ア 棺（付属品を含む。）
 - イ 埋葬又は火葬（賃金職員等雇用費を含む。）
 - ウ 骨つぼ及び骨箱
- (3) 「埋葬」のため支出できる費用は、1体当たり大人211,300円、小人168,900円以内とする。
- (4) 「埋葬」は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。

10 死体の捜索

- (1) 「死体の捜索」は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行うものとする。
- (2) 「死体の捜索」のため支出する費用は、舟艇その他捜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。
- (3) 「死体の捜索」は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。

11 死体の処理

- (1) 「死体の処理」は、災害の際死亡した者について死体に関する処理（埋葬を除く。）を行うものとする。
- (2) 「死体の処理」は、次の範囲内において行うものとする。
- ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置
 - イ 死体の一時保存
 - ウ 検案
- (3) 検案は、原則として救護班によって行う。
- (4) 「死体の処理」のため支出する費用は、次に掲げるところによる。
- ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用は、1体当たり3,400円以内とする。
 - イ 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するために既存建物を利用する場合は当該施設の借上費について通常の実費とし、既存建物を利用できない場合は、1体当たり5,300円以内とする。ただし、死体の一部保存にドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は、これらの費用に当該地域における通常の実費を加算することができる。
 - ウ 救護班による検案ができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とする。
- (5) 「死体の処理」は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。

12 障害物の除去

- (1) 「障害物の除去」は、居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分又は玄関等に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては当該障害物を除去することができない者に対して行うものとする。
- (2) 「障害物の除去」のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、市町村内において障害

物の除去を行った1世帯当たり135,400円以内とする。

(3) 「障害物の除去」は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。

1.3 応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費

(1) 応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出する範囲は、次に掲げる場合とする。

- ア 被災者の避難に係る支援
- イ 医療及び助産
- ウ 被災者の救出
- エ 飲料水の供給
- オ 死体の捜索
- カ 死体の処理
- キ 救助用物資の整理配分

(2) 応急救助のため支出する輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。

(3) 応急救助のための輸送及び賃金職員等の雇用期間は、当該救助の実施が認められる期間以内とする。

1.4 救助事務費

(1) 救助事務費(「救助の事務」を行うのに必要な費用をいう。以下同じ。)に支出できる範囲は、「救助の事務」を行うのに要した経費(救助の実施期間内のものに限る。)及び災害救助費の精算の事務を行うのに要した経費とし、次に掲げる費用とする。

- ア 時間外勤務手当
- イ 賃金職員等雇上費
- ウ 旅費
- エ 需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料をいう。)
- オ 使用料及び賃借料
- カ 通信運搬費
- キ 委託費

(2) 各年度において、救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度(以下「国庫負担対象年度」という。)における各災害に係る前号アからキまでに掲げる費用について、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める割合を乗じて得た額の合計額以内とする。

- ア 3,000万円以下の部分の金額 100分の10
- イ 3,000万円を超え6,000万円以下の部分の金額 100分の9
- ウ 6,000万円を超え1億円以下の部分の金額 100分の8
- エ 1億円を超え2億円以下の部分の金額 100分の7
- オ 2億円を超え3億円以下の部分の金額 100分の6
- カ 3億円を超え5億円以下の部分の金額 100分の5
- キ 5億円を超える部分の金額 100分の4

(3) 前号の「救助事務費以外の費用の額」とは、第1項から第13項までに規定する救助の実施のために支出した費用及び別表第2に規定する実費弁償のため支出した費用を合算した額、法

第9条第2項に規定する損失補償に要した費用の額、令第8条第2項に定めるところにより算定した法第12条の扶助金の支給基礎額を合算した額、法第19条に規定する委託費用の補償に要した費用の額並びに法第20条第1項に規定する求償に対する支払いに要した費用の額(救助事務費の額を除く。)の合計額をいう。

別表第2(第9条)

令第11条の規定による実費弁償

1 令第10条第1号から第4号までに規定する者

(1) 日当

ア 医師及び歯科医師

1人1日当たり 23,300円以内

イ 薬剤師, 診療放射線技師, 臨床検査技師, 臨床工学技士及び歯科衛生士

1人1日当たり 16,200円以内

ウ 保健師, 助産師, 看護師及び准看護師

1人1日当たり 16,600円以内

エ 救急救命士

1人1日当たり 16,300円以内

オ 土木技術者及び建築技術者

1人1日当たり 17,100円以内

カ 大工

1人1日当たり 17,100円以内

キ 左官

1人1日当たり 17,800円以内

ク とび職

1人1日当たり 17,400円以内

(2) 時間外勤務手当

職種ごとに前号アからクまでに定める日当額を基礎とし、常勤職員との均衡を考慮して算定した額以内とする。

(3) 旅費

職種ごとに第1号アからクまでに定める日当額を基礎とし、常勤職員との均衡を考慮して、職員の旅費に関する条例(昭和28年茨城県条例第56号)に定める額以内とする。

2 令第4条第5号から第10号までに規定する者

業者のその地域における慣行料金による支出実績に手数料としてその100分の3の額を加算した額以内とする。

昭和 46 年 6 月 15 日
〔 茨城県規則第 39 号 〕

茨城県罹災救助管理規則(昭和 37 年茨城県規則第 88 号)の全部を改正する。

(趣 旨)

第 1 条 この規則は、茨城県基金設置条例(昭和 39 年茨城県条例第 7 号。以下「条例」という。)

第 7 条の規定に基づき条例の施行に関して必要な事項を定めるものとする。

(救助の対象)

第 2 条 条例第 5 条の規定により、知事が罹災救助基金の全部又は一部を処分し、その財源で行う応急的な救助は、その区域内の人口に応じてそれぞれ次の表に定める数以上の世帯の住家が滅失した災害が発生した市町村(以下「災害地の市町村」という。)に対して行うものとする。

市町村の区域内の人口	住家が滅失した世帯数
5,000 人未満	5 世 帯
5,000 人以上 5 万人未満	7 世 帯
5 万人以上	10 世 帯

2 前項に規定する住家が滅失した世帯数の算定にあたっては、住家が半壊し、又は半焼する等著しく損傷した世帯は 2 世帯をもって、住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は 5 世帯をもってそれぞれ住家が滅失した世帯とみなす。

(救助の額)

第 3 条 知事は、災害地の市町村が次の救助をしたときは、それぞれ当該各号に定める額の範囲内で現に救助に要した額を補助するものとする。

(1) 被服、寝具等の生活必需品の給付(生活必需品購入のための金銭給付を含む。)

茨城県災害救助法施行細則(昭和 36 年茨城県規則第 83 号。以下「細則」という。)

別表第 1 第 3 項第 3 号ウ及びビイの表に定める額

(2) 災害による死亡者の埋葬

細則別表第 1 第 9 項第 3 号に定める額

(補助金交付申請)

第 4 条 災害地の市町村長は、前条の補助金の交付を受けようとするときは、前条の救助が完了した日から 1 ヶ月以内に小災害救助補助金交付申請書(様式第 1 号)を市にあっては直接に、町村にあっては当該区域を管轄する福祉事務所長を経由して知事に提出するものとする。

(交付決定通知)

第 5 条 知事は、前条の申請書が提出されたときは、すみやかに補助額を決定し、小災害救助補助金交付決定通知書(様式第 2 号)により当該市町村長に通知するものとする。

付 則

この規則は、昭和 46 年 7 月 1 日から施行する。

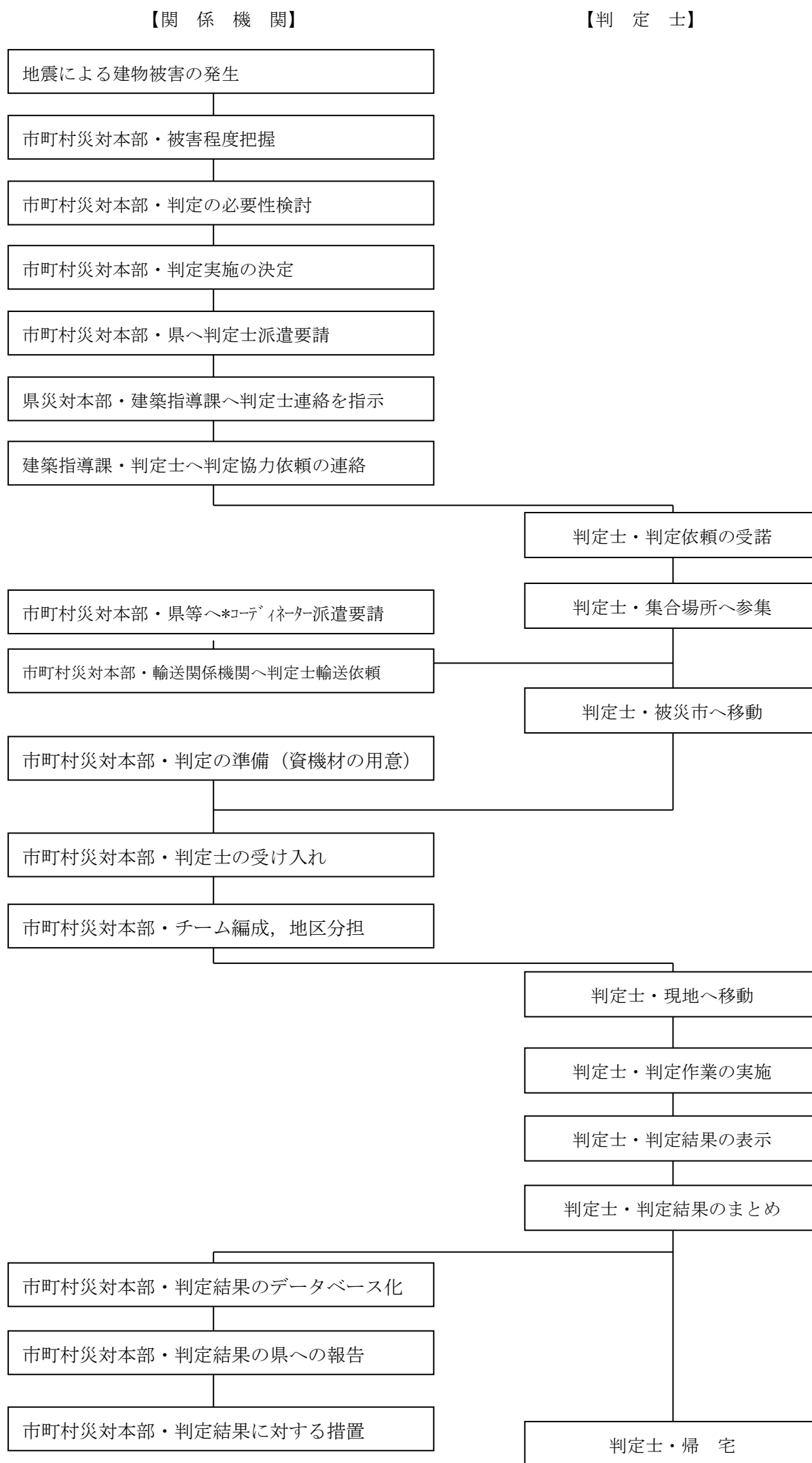
付 則 (昭和 47 年規則第 53 号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和 57 年規則第 26 号)

この規則は、公布の日から施行する。

図 3.7.1 応急危険度判定フローチャート



*コーディネーター：県・市町村職員による民間判定士の指導員

表 3.8.1 消毒の実施基準

浸水程度	クレゾール (家庭配布用, 室内)	生石灰 (家庭配布用, 便所等)	8%次亜塩素酸ナトリウム (家庭配布用)
床上	1戸当り 200グラム	1戸当り 6キログラム	1戸当り 200グラム
床下	1戸当り 100グラム	1戸当り 6キログラム	

【津波災害対策計画編】

(津波災害応急対策計画)

資料 3.1.1 津波警報発表時の避難勧告文の標準文例

鹿嶋市災害対策本部からお知らせします。
津波警報が発表され、〇時〇分、〇〇地区（避難対象地域）に対して避難勧告を発令しました。
ただちに海岸や河川からできるだけ離れ、高い場所に避難してください。

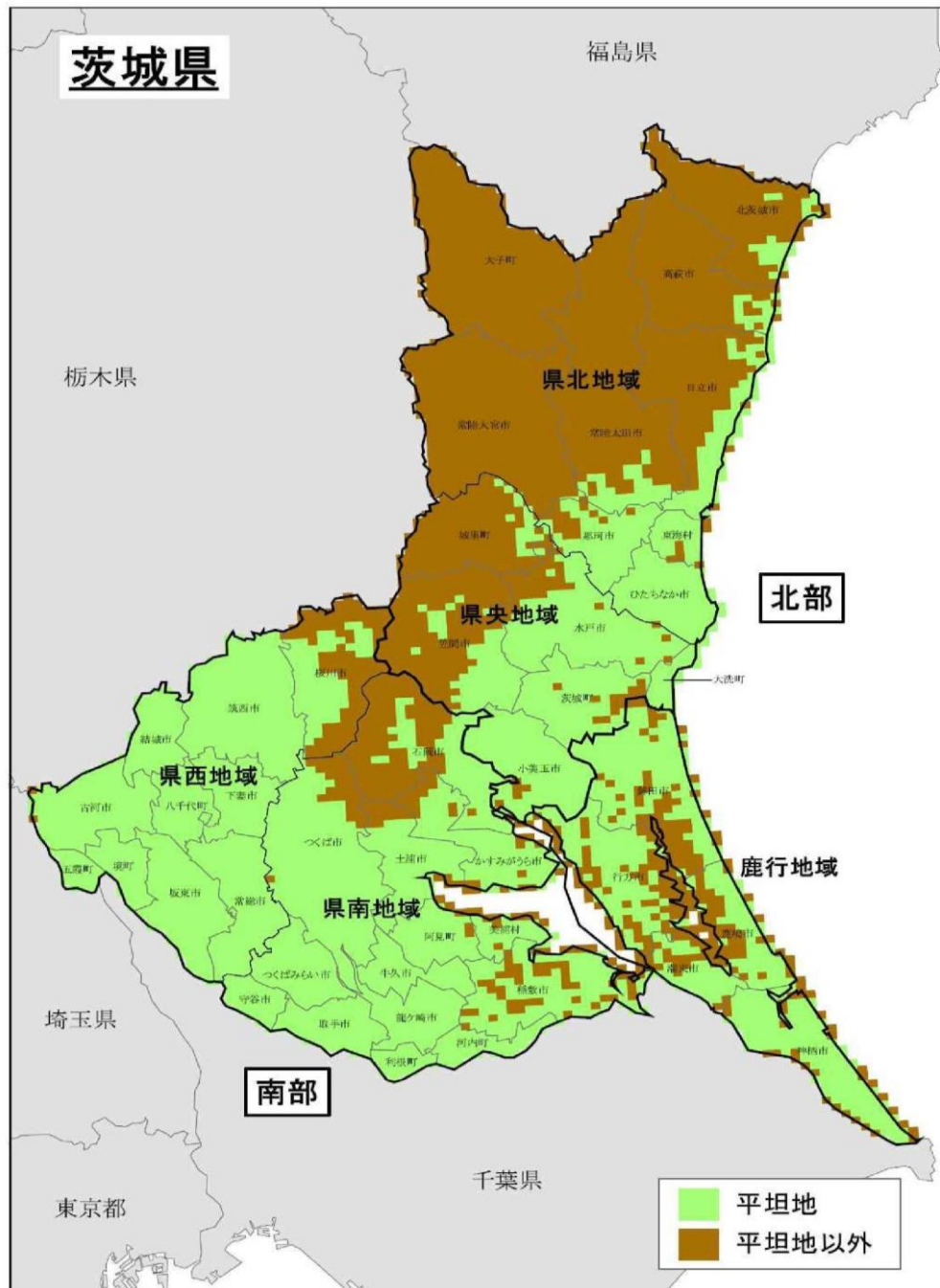
資料 3.1.2 大津波警報発表時の避難勧告文の標準文例

鹿嶋市災害対策本部からお知らせします。
大津波警報が発表され、〇時〇分、〇〇地区（避難対象地域）に対して避難指示を発令しました。
ただちに海岸や河川から遠く離れ、高い場所に避難してください。

【風水害等対策計画編】

(風水害等応急対策計画)

図 3.2.11 「平坦地，平坦地以外」の地域区分図



- : 平坦地 (概ね傾斜が30パーミル以下で都市化率が25パーセント以上の地域)
- : 平坦地以外 (上記以外の地域)

(出典) 茨城県地域防災計画 資料編，平成 29 年 3 月，茨城県防災会議

図 3. 2. 12 茨城県の細分区域

茨城県の細分区域



注) 大雨や洪水などの警報が発表された場合、テレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村等をまとめた地域の名称を用いられる場合がある。

(出典) 茨城県地域防災計画 資料編, 平成 29 年 3 月, 茨城県防災会議

資料 3.7.1 直轄河川重要水防箇所一覧表

(平成 30 年度)

番号	河川名	重要度		左右岸別	重要水防箇所		延長(m)	重要な理由	県及び市町村		国土交通省出張所	想定される水防工
		種別	階級		地先名	料抗位置(K,m)			担当水団	担当土木事務所		
1	北浦	堤防高水衝・洗掘(波浪)	B B	左	茨城県鹿嶋市志崎(境川～沼里川)	15.75K+247m ～ 15.75K-122m	369	計画高不足 波浪による洗掘対策が必要な箇所	鹿嶋市	潮来土木	鉾田	積み土のうシート張り
2	北浦	堤防高水衝・洗掘(波浪)	B B	左	茨城県鹿嶋市志崎(沼里川左岸)	15.50K+133m ～15.25K-19m	402	計画高不足 波浪による洗掘対策が必要な箇所	鹿嶋市	潮来土木	鉾田	積み土のうシート張り
3	北浦	水衝・洗掘(波浪)	B	左	茨城県鹿嶋市志崎	15.25K-19m ～ 14.75K-80m	561	波浪による洗掘対策が必要な箇所	鹿嶋市	潮来土木	鉾田	シート張り
4	北浦	堤防高水衝・洗掘(波浪)	B B	左	茨城県鹿嶋市志崎	14.75K-80m ～ 14.50K+100m	70	計画高不足 波浪による洗掘対策が必要な箇所	鹿嶋市	潮来土木	鉾田	積み土のうシート張り
5	北浦	水衝・洗掘(波浪)	B	左	茨城県鹿嶋市志崎	14.50K+100m ～14.50K+50m	50	波浪による洗掘対策が必要な箇所	鹿嶋市	潮来土木	鉾田	シート張り
6	北浦	堤防高水衝・洗掘(波浪)	B B	左	茨城県鹿嶋市志崎	14.50K+50m ～14.25K	300	計画高不足 波浪による洗掘対策が必要な箇所	鹿嶋市	潮来土木	鉾田	積み土のうシート張り
7	北浦	水衝・洗掘(波浪)	B	左	茨城県鹿嶋市志崎	14.25K ～ 14.00K+128m	122	波浪による洗掘対策が必要な箇所	鹿嶋市	潮来土木	鉾田	シート張り
8	北浦	堤防高水衝・洗掘(波浪)	B B	左	茨城県鹿嶋市志崎	14.00K+128m ～14.00K+58m	70	計画高不足 波浪による洗掘対策が必要な箇所	鹿嶋市	潮来土木	鉾田	積み土のうシート張り
9	北浦	水衝・洗掘(波浪)	B	左	茨城県鹿嶋市志崎	14.00K+58m ～ 14.00K-61m	119	波浪による洗掘対策が必要な箇所	鹿嶋市	潮来土木	鉾田	シート張り
10	北浦	堤防高水衝・洗掘(波浪)	B B	左	茨城県鹿嶋市志崎(武井川右岸)	14.00K-61m ～ 14.00K-193m	132	計画高不足 波浪による洗掘対策が必要な箇所	鹿嶋市	潮来土木	鉾田	積み土のうシート張り
11	北浦	堤防高水衝・洗掘(波浪)	B B	左	茨城県鹿嶋市武井(武井川左岸)	13.75K+51m ～13.50K+62m	239	計画高不足 波浪による洗掘対策が必要な箇所	鹿嶋市	潮来土木	鉾田	積み土のうシート張り
12	北浦	水衝・洗掘(波浪)	B	左	茨城県鹿嶋市	13.50K+62m ～13.25K+91m	36	波浪による洗掘対策が必要な箇所	鹿嶋市	潮来土木	鉾田	シート張り
13	北浦	堤防高水衝・洗掘(波浪)	B B	左	茨城県鹿嶋市武井	13.25K+91m ～ 12.50K+101m	740	計画高不足 波浪による洗掘対策が必要な箇所	鹿嶋市	潮来土木	鉾田	積み土のうシート張り
14	北浦	水衝・洗掘(波浪)	B	左	茨城県鹿嶋市武井	12.50K+101m ～12.50K+57m	44	波浪による洗掘対策が必要な箇所	鹿嶋市	潮来土木	鉾田	シート張り
15	北浦	堤防高水衝・洗掘(波浪)	B B	左	茨城県鹿嶋市武井	12.50K+57m ～12.50K	57	計画高不足 波浪による洗掘対策が必要な箇所	鹿嶋市	潮来土木	鉾田	積み土のうシート張り

番号	河川名	重要度		左右岸別	重要水防箇所		延長(m)	重要な理由	県及び市町村		国土交通省出張所	想定される水防工事
		種別	階級		地先名	料杭位置(K,m)			担当水団	担当土木事務所		
16	北浦	水衝・洗掘(波浪)	B	左	茨城県鹿嶋市武井	12.50K ~12.50K-80m	80	波浪による洗掘対策が必要な箇所	鹿嶋市	潮来土木	鉾田	シート張り
17	北浦	堤防高水衝・洗掘(波浪)	B B	左	茨城県鹿嶋市武井	12.50K-80m ~12.25K+38m	132	計画高不足 波浪による洗掘対策が必要な箇所	鹿嶋市	潮来土木	鉾田	積み土のう シート張り
18	北浦	水衝・洗掘(波浪)	B	左	茨城県鹿嶋市武井	12.25K+38m ~12.25K-104m	142	波浪による洗掘対策が必要な箇所	鹿嶋市	潮来土木	鉾田	シート張り
19	北浦	堤防高水衝・洗掘(波浪)	B B	左	茨城県鹿嶋市武井	12.25K-104m ~12.00K+30m	116	計画高不足 波浪による洗掘対策が必要な箇所	鹿嶋市	潮来土木	鉾田	積み土のう シート張り
20	北浦	水衝・洗掘(波浪)	B	左	茨城県鹿嶋市武井	12.00K+30m ~11.75K-20m	300	波浪による洗掘対策が必要な箇所	鹿嶋市	潮来土木	鉾田	シート張り
21	北浦	堤防高水衝・洗掘(波浪)	B B	左	茨城県鹿嶋市津賀	11.75K-20m ~11.25K-53m	533	計画高不足 波浪による洗掘対策が必要な箇所	鹿嶋市	潮来土木	鉾田	積み土のう シート張り
22	北浦	水衝・洗掘(波浪)	B	左	茨城県鹿嶋市津賀	11.25K-53m ~11.00K-71m	268	波浪による洗掘対策が必要な箇所	鹿嶋市	潮来土木	鉾田	シート張り
23	北浦	堤防高水衝・洗掘(波浪)	B B	左	茨城県鹿嶋市津賀	11.00K-71m ~10.75K+110m	69	計画高不足 波浪による洗掘対策が必要な箇所	鹿嶋市	潮来土木	鉾田	積み土のう シート張り
24	北浦	水衝・洗掘(波浪)	B	左	茨城県鹿嶋市津賀	10.75K+110m ~10.25K-41m	651	波浪による洗掘対策が必要な箇所	鹿嶋市	潮来土木	鉾田	シート張り
25	北浦	堤防高水衝・洗掘(波浪)	B B	左	茨城県鹿嶋市津賀	10.25K-41m ~10.00K-45m	254	計画高不足 波浪による洗掘対策が必要な箇所	鹿嶋市	潮来土木	鉾田	積み土のう シート張り
26	北浦	水衝・洗掘(波浪)	B	左	茨城県鹿嶋市和	10.00K-45m ~9.75K-48m	253	波浪による洗掘対策が必要な箇所	鹿嶋市	潮来土木	鉾田	シート張り
27	北浦	堤防高水衝・洗掘(波浪)	B B	左	茨城県鹿嶋市棚木	9.75K-48m ~9.50K-85m	287	計画高不足 波浪による洗掘対策が必要な箇所	鹿嶋市	潮来土木	鉾田	積み土のう シート張り
28	北浦	水衝・洗掘(波浪)	B	左	茨城県鹿嶋市中	9.50K-85m ~9.00K+41m	374	波浪による洗掘対策が必要な箇所	鹿嶋市	潮来土木	鉾田	シート張り
29	北浦	堤防高水衝・洗掘(波浪)	B B	左	茨城県鹿嶋市中	9.00K+41m ~8.25K+6m	785	計画高不足 波浪による洗掘対策が必要な箇所	鹿嶋市	潮来土木	鉾田	積み土のう シート張り
30	北浦	水衝・洗掘(波浪)	B	左	茨城県鹿嶋市中	8.25K+6m ~8.25K-73m	79	波浪による洗掘対策が必要な箇所	鹿嶋市	潮来土木	鉾田	シート張り
31	北浦	堤防高水衝・洗掘(波浪)	B B	左	茨城県鹿嶋市中	8.25K-73m ~8.00K+47m	130	計画高不足 波浪による洗掘対策が必要な箇所	鹿嶋市	潮来土木	鉾田	積み土のう シート張り
32	北浦	水衝・洗掘(波浪)	B	左	茨城県鹿嶋市中	8.00K+47m ~7.75K-20m	317	波浪による洗掘対策が必要な箇所	鹿嶋市	潮来土木	鉾田	シート張り

番号	河川名	重要度		左右岸別	重要水防箇所		延長(m)	重要な理由	県及び市町村		国土交通省出張所	想定される水防工
		種別	階級		地先名	料抗位置(K,m)			担当水団	担当土木事務所		
33	北浦	堤防高水衝・洗掘(波浪)	B B	左	茨城県鹿嶋市中	7.75K-20m ~7.50K-72m	302	計画高不足 波浪による洗掘対策が必要な箇所	鹿嶋市	潮来土木	鉾田	積み土のうシート張り
34	北浦	水衝・洗掘(波浪)	B	左	茨城県鹿嶋市中 ~奈良毛	7.50K-72m ~7.00K+130m	298	波浪による洗掘対策が必要な箇所	鹿嶋市	潮来土木	鉾田	シート張り
35	北浦	堤防高水衝・洗掘(波浪)	B B	左	茨城県鹿嶋市 奈良毛	7.00K+130m ~7.00K+50m	80	計画高不足 波浪による洗掘対策が必要な箇所	鹿嶋市	潮来土木	鉾田	積み土のうシート張り
36	北浦	水衝・洗掘(波浪)	B	左	茨城県鹿嶋市 奈良毛	7.00K+50m ~7.00K-39m	89	波浪による洗掘対策が必要な箇所	鹿嶋市	潮来土木	鉾田	シート張り
37	北浦	堤防高水衝・洗掘(波浪)	B B	左	茨城県鹿嶋市 奈良毛	7.00K-39m ~6.75K+30m	181	計画高不足 波浪による洗掘対策が必要な箇所	鹿嶋市	潮来土木	鉾田	積み土のうシート張り
38	北浦	水衝・洗掘(波浪)	B	左	茨城県鹿嶋市 奈良毛	6.75K+30m ~6.50K-30m	310	波浪による洗掘対策が必要な箇所	鹿嶋市	潮来土木	鉾田	シート張り
39	北浦	(重点)堤防高水衝・洗掘(波浪)	B B	左	茨城県鹿嶋市 奈良毛 (中里川右岸)	6.50K-30m ~6.25K-140m	360	危険箇所 計画高不足 波浪による洗掘対策が必要な箇所	鹿嶋市	潮来土木	鉾田	積み土のうシート張り
40	北浦	堤防高水衝・洗掘(波浪)	B B	左	茨城県鹿嶋市 沼尾 (中里川左岸)	6.00K+136m ~5.75K-30m	416	計画高不足 波浪による洗掘対策が必要な箇所	鹿嶋市	潮来土木	鉾田	積み土のうシート張り
41	北浦	水衝・洗掘(波浪)	B	左	茨城県鹿嶋市 沼尾	5.75K-30m ~5.50K-17m	237	波浪による洗掘対策が必要な箇所	鹿嶋市	潮来土木	鉾田	シート張り
42	北浦	堤防高水衝・洗掘(波浪)	B B	左	茨城県鹿嶋市 沼尾	5.50K-17m ~5.00K+52m	431	計画高不足 波浪による洗掘対策が必要な箇所	鹿嶋市	潮来土木	鉾田	積み土のうシート張り
43	北浦	水衝・洗掘(波浪)	B	左	茨城県鹿嶋市 沼尾	5.00K+52m ~5.00K+37m	15	波浪による洗掘対策が必要な箇所	鹿嶋市	潮来土木	鉾田	シート張り
44	北浦	堤防高水衝・洗掘(波浪)	B B	左	茨城県鹿嶋市 沼尾	5.00K+37m ~5.00K-105m	142	計画高不足 波浪による洗掘対策が必要な箇所	鹿嶋市	潮来土木	鉾田	積み土のうシート張り
45	北浦	水衝・洗掘(波浪)	B	左	茨城県鹿嶋市 沼尾 ~須賀~	5.00K-105m ~4.00K+88m	807	波浪による洗掘対策が必要な箇所	鹿嶋市	潮来土木	鉾田	シート張り
46	北浦	堤防高水衝・洗掘(波浪)	B B	左	茨城県鹿嶋市 須賀 (水神川右岸)	4.00K+88m ~3.75K-122m	460	計画高不足 波浪による洗掘対策が必要な箇所	鹿嶋市	潮来土木	鉾田	積み土のうシート張り
47	北浦	水衝・洗掘(波浪)	B	左	茨城県鹿嶋市 爪木 (水神川左岸)	3.50K+120m ~3.50K+67m	53	波浪による洗掘対策が必要な箇所	鹿嶋市	潮来土木	鉾田	シート張り
48	北浦	水衝・洗掘(波浪)	B	左	茨城県鹿嶋市 爪木 ~大船津	3.50K-44m ~1.50K-29m	1985	波浪による洗掘対策が必要な箇所	鹿嶋市	潮来土木	鉾田	シート張り

番号	河川名	重要度		左右岸別	重要水防箇所		延長(m)	重要な理由	県及び市町村		国土交通省出張所	想定される水防工
		種別	階級		地先名	料杭位置(K,m)			担当水団	担当土木事務所		
49	北浦	堤防高水衝・洗掘(波浪)	B B	左	茨城県鹿嶋市 大船津	1.50K-29m ~1.25K	221	計画高不足 波浪による洗掘対策が必要な箇所	鹿嶋市	潮来土木	鉾田	積み土のう シート張り
50	北浦	堤防高	B	左	茨城県鹿嶋市 大船津	1.25K ~1.00K+83m	167	計画高不足	鹿嶋市	潮来土木	鉾田	積み土のう
51	北浦	堤防高	B	左	茨城県鹿嶋市 大船津	0.75K-33m ~0.00K+25m	692	計画高不足	鹿嶋市	潮来土木	鉾田	積み土のう
52	鰐川	堤防高	B	左	茨城県鹿嶋市 大船津	5.00K+227m ~4.50K+117m	610	計画高不足	鹿嶋市	潮来土木	鉾田	積み土のう
53	鰐川 (重点)	堤防高	B	左	茨城県鹿嶋市 大船津 ~根三田	4.25K-9m ~3.00K+50m	1191	危険箇所 計画高不足	鹿嶋市	潮来土木	鉾田	積み土のう
54	鰐川	堤防高	B	左	茨城県鹿嶋市 根三田	2.75K+125m ~2.75K+83m	42	計画高不足	鹿嶋市	潮来土木	鉾田	積み土のう
55	鰐川	堤防高	B	左	茨城県鹿嶋市 根三田	2.75K+30m ~2.75K	30	計画高不足	鹿嶋市	潮来土木	鉾田	積み土のう
56	鰐川	漏水 堤防高	A B	左	茨城県鹿嶋市 根三田	2.75K ~2.75K-42m	42	重点監視区間 (漏水) 計画高不足	鹿嶋市	潮来土木	鉾田	月の輪 積み土のう
57	鰐川	漏水	A	左	茨城県鹿嶋市 根三田	2.75K-42m ~2.75K-134m	92	重点監視区間 (漏水)	鹿嶋市	潮来土木	鉾田	月の輪
58	鰐川	漏水 堤防高	A B	左	茨城県鹿嶋市 根三田 (堀割川右岸)	2.75K-134m ~2.25K-272m	638	重点監視区間 (漏水) 計画高不足	鹿嶋市	潮来土木	鉾田	月の輪 積み土のう
59	鰐川	漏水 旧川跡	A 要	左	茨城県鹿嶋市 鰐川 (堀割川左岸)	2.00K+650m ~2.00K+295m	355	重点監視区間 (漏水) 干拓堤	鹿嶋市	潮来土木	鉾田	月の輪 月の輪
60	鰐川	漏水 堤防高 旧川跡	A B 要	左	茨城県鹿嶋市 鰐川	2.00K+295m ~2.00K+75m	220	重点監視区間 (漏水) 計画高不足 干拓堤	鹿嶋市	潮来土木	鉾田	月の輪 積み土のう 月の輪
61	鰐川	漏水 旧川跡	A 要	左	茨城県鹿嶋市 鰐川	2.00K+75m ~2.00K-18m	93	重点監視区間 (漏水) 干拓堤	鹿嶋市	潮来土木	鉾田	月の輪 月の輪
62	鰐川	漏水 堤防高 旧川跡	A B 要	左	茨城県鹿嶋市 鰐川	2.00K-18m ~1.75K+102m	130	重点監視区間 (漏水) 計画高不足 干拓堤	鹿嶋市	潮来土木	鉾田	月の輪 積み土のう 月の輪
63	鰐川	漏水 旧川跡	A 要	左	茨城県鹿嶋市 鰐川	1.75K+102m ~1.75K-7m	109	重点監視区間 (漏水) 干拓堤	鹿嶋市	潮来土木	鉾田	月の輪 月の輪
64	鰐川	堤防高 旧川跡	B 要	左	茨城県鹿嶋市 鰐川	2.00K-18m ~2.00K-60m	42	計画高不足 干拓堤	鹿嶋市	潮来土木	鉾田	積み土のう 月の輪
65	鰐川	堤防高 旧川跡 新堤防	B 要 要	左	茨城県鹿嶋市 鰐川	2.00K-60m ~1.75K+100m	90	計画高不足 干拓堤 災害復旧工事箇所 施工後3年以内 (H25,3月)	鹿嶋市	潮来土木	鉾田	積み土のう 月の輪 シート張り
66	鰐川	旧川跡	要	左	茨城県鹿嶋市 鰐川	1.75K+100m ~1.75K-7m	107	干拓堤	鹿嶋市	潮来土木	鉾田	月の輪

【危険物等対策計画編】

(危険物等災害応急対策計画)

資料 3.2.1 毒性ガス施設事故通報・記録用紙

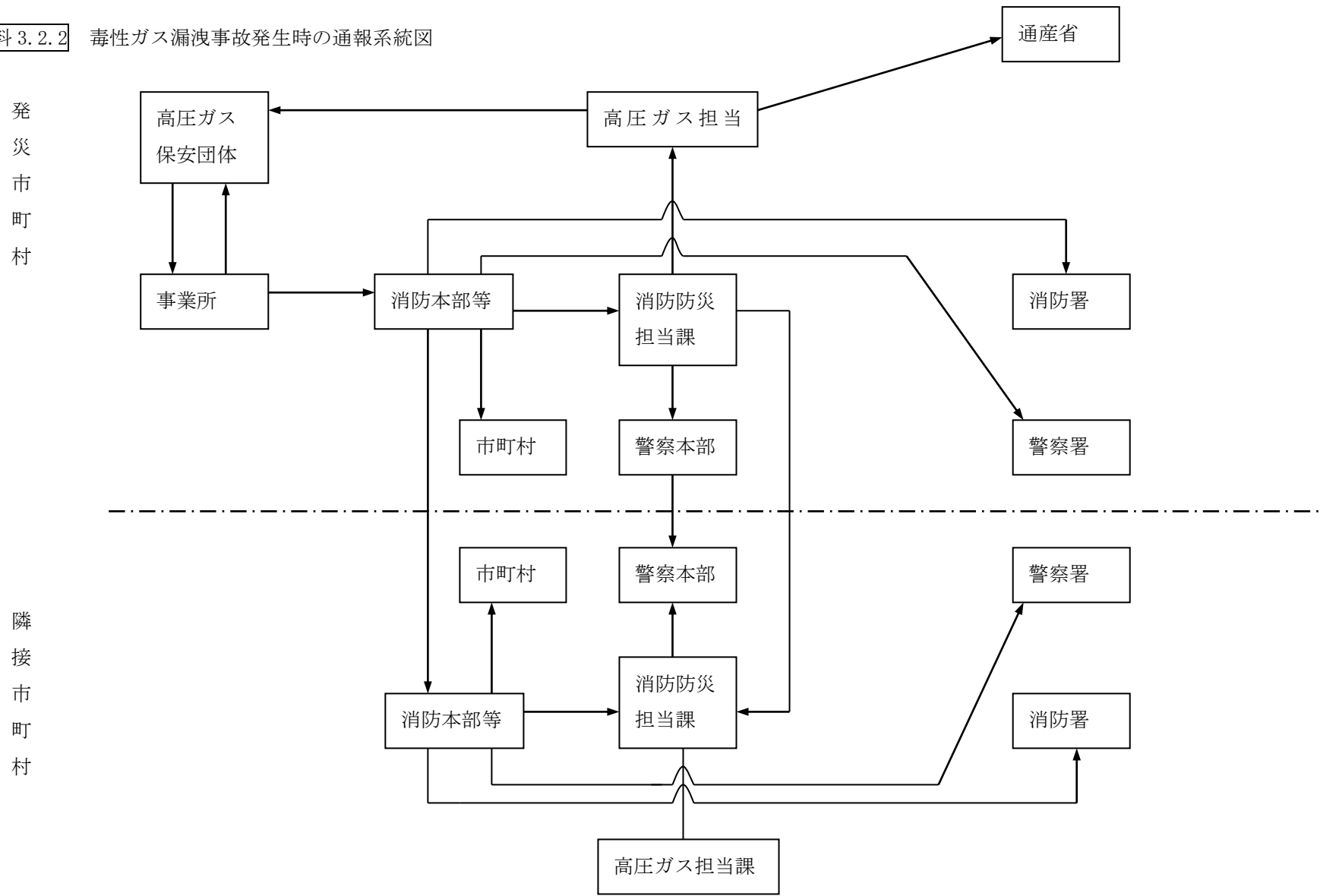
連絡チェック				
連絡先	消 防	警 察	高圧ガス担当課	保 安 団 体
電 話	119	110	(昼)	
			(夜)	

毒性ガス施設事故通報（発信・受信用）

1	事故発生年月日	年 月 日 午前 時 分 午後
2	発 信 者	
3	発生事業所名	会社 事業所 (電話)
4	発生事業所所在地	県 市 町 丁目 番 号 郡 村
5	毒性ガス保有量	ガス名 トン kg
6	被 害 状 況	
7	風 向	の風：風下 方向
8	事 故 状 況	1. 噴出漏洩（ガス・液体） 2. 破裂・破壊・破損 3. 爆発 4. 火災 5. その他（ ）
9	事 故 個 所	1. 配管 2. 容器 kg× 本 3. 貯槽 トン 4. 設備全部 5. その他
10	拡 散 予 測	1. 事業所内にとどまる 2. 事業所外に 風上最大 m拡散 風下最大 m拡散
11	事業所の対応策	1. 事業所員応急措置 2. 事業所員避難 3. 付近住民に避難警告
12	応援等の必要性	
13	備 考	
14	発信・受信日時	年 月 日 午前 時 分 午後
15	受 信 者	

(仕様はB4版)

資料 3. 2. 2 毒性ガス漏洩事故発生時の通報系統図



資料 3.2.3 災害応急措置の概要等の報告様式（様式1）

様式1

第2号様式（特定の事故）

第 報

事故名	1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故 2 危険物等に係る事故 3 原子力災害 4 その他特定の事故	報告日時	年 月 日 時 分
		都道府県	
		市 町 村 (消防本部名)	
		報告者名	

消防庁受信者氏名

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他 ()			
発生場所				
事業所名	特別防災区域	〔レイアウト第一種, 第一種, 第二種, その他〕		
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分	発見日時	月 日 時 分	
	(月 日 時 分)	鎮火日時 (処理完了)	月 日 時 分	
消防覚知方法	気象状況			
物質の区分	1.危険物 2.指定可燃物 3.高圧ガス 4.可燃性ガス 5.毒劇物 6.RI等 7.その他 ()		物質名	
施設の区分	1.危険物施設 2.高圧混在施設 3.高圧ガス施設 4.その他 ()			
施設の概要	危険物施設の区分			
事故の概要				
死 傷 者	死者 (性別・年齢) 人		負傷者等 人 (人)	
			重症 人 (人)	
			中等症 人 (人)	
			軽症 人 (人)	
消 防 防 災 活 動 状 況 及 び 救 急 ・ 救 助 活 動 状 況	警戒区域の設定 月 日 時 分		出場機関	出場人員
	使用停止命令 月 日 時 分		事業所	出場資機材
			自衛防災組織	人
			共同防災組織	人
			その他	人
			消防本部 (署)	台 人
			消防団	台 人
			消防防災ヘリコプター	機 人
		海上保安庁	人	
		自衛隊	人	
		その他	人	
災害対策本部等の設置状況				
その他参考事項				

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。

資料 3.2.4 災害応急措置の概要等の報告様式（様式2）

様式2

災害応急措置の概況（第 報）

発信	機関名 (会社名)	受信	日時	月	日
	職氏名		氏名	時	分

1	災害の現状	
2	応急措置の 実施状況	
3	今後予想さ れる災害の 態様	
4	今後必要と される措置	
5	その他特記 すべき事項	

資料 3.2.5 毒性ガス漏洩事故時の避難勧告文の標準文例

(塩素ガス漏洩の場合)

こちらは鹿嶋市広報車です。

本日、〇〇時〇〇分頃、〇〇町〇〇番地にある〇〇工場で塩素ガス漏洩事故が発生しました。

塩素ガスは、毒性ガスですので、目がチカチカし、のどが痛くなります。塩素ガスを多量に吸うと危険ですので、〇〇町〇〇丁目、〇〇町〇〇丁目の住民の皆さんは、直ちに〇〇町にある〇〇公園（小学校）へ避難して下さい。

避難にあたっては、ガス等の元栓を閉め、窓・出入口の戸締まりを行い、避難袋以外の荷物を持たないで歩いて〇〇町にある〇〇公園（小学校）へ警察官、消防吏員、市職員の指示に従い、迅速に避難して下さい。

資料 3.2.6 可燃性ガス漏洩事故時の避難勧告文の標準文例

鹿嶋市災害対策本部からお知らせします。

本日、〇時〇分、〇〇市〇〇番地にある〇〇工場で〇〇ガス漏洩事故が発生しました。

〇〇ガスは、可燃性ガスですので、火災、爆発の危険があります。〇〇町の皆さんは直ちに〇〇まちづくりセンターへ避難してください。

■危険物等災害対策編用語集

	用語	説明
あ	暗渠	地下に埋設された、あるいは地表にあっても蓋(ふた)をした導水路。閉水路ともいい、排水、下水、用水などに利用される。
え	S波速度 Vs (km/s)	地震波のS波の速度のこと。進行方向と直角に振動する弾性波。
か	gal	ガル (Gal) は地震の揺れの強さを表すのに用いる加速度の単位のこと。
け	啓開作業	災害時等において、道路上の障害物を除いて、車両等が通行できるように行う作業のこと
	間知石積	大小二つの面(つら)をもった四角錐状の石材を用い、石垣などに、広いほうの面を外側に連ねて用いたもの。
し	実効線量	放射線の種類と性質、人体の組織や臓器の種類によって、人体が放射線を受けた時の影響を考慮して算出する放射線量を実効線量という。
	縦断線形	道路計画においての表現を例にすると、線形とは、路線に沿った道路の形であり、空から見た場合の平面線形と側面から見た場合の縦断線形に分けられる。
	人孔	マンホールのこと。
そ	走向 ϕ (°)	断層面を地表面(水平面)まで延長したとき、2つの面が交わる直線の方角のこと。
た	湛水	水が溜まること。
ち	地表加速度	地震時の地表における揺れの伝わる速さのこと。ガル (gal) で表される。
と	等価線量	人体の各組織・臓器が放射線を受けた場合、組織・臓器に対する被ばく影響を考慮した吸収線量を等価線量という。
	頭首工	河川等から農業用水を用水路へ引き入れるための、取水堰、取水口、付帯設備等施設の総称。
	特定事業者	設置しているすべての工場・事業場の年間のエネルギー使用量の合計が1,500k l (原油換算)以上である事業者のこと。
	特別防災区域	石油コンビナート等特別防災区域とは、多量の石油(貯蔵・取扱量が10万キロリットル以上)又は高圧ガス(処理量が2千万立方メートル以上)が集積している区域のこと。
は	破壊伝播速度 Vr (km/s)	断層面上の破壊開始点から断層面全体に破壊が波及する速さのこと。
ひ	樋門	農業用水等の取り入れや、逆に堤内から堤外への排水のために、堤防を横切って設置される暗渠で、水門をつけ、水位調整を行う。規模の小さいものを「樋管」と呼ぶことがある。

ふ	輻輳	災害時においては、安否確認のための電話等により、一部の地域の通信回線が一時的に混み合うこと。輻輳が限界に達すると、通信システムがダウンしてしまうため、その前に通信規制が実施され、電話はつながりにくくなることが多い。
へ	平面線形	道路計画においての表現を例にすると、線形とは、路線に沿った道路の形であり、空から見た場合の平面線形と側面から見た場合の縦断線形に分けられる。
ま	マグニチュード	地震が発するエネルギーの大きさを表した指標値のこと。
や	要配慮者	①自分の身に危険が差し迫った場合、それを察知する能力が無い、又は困難な者、若しくはそれを察知しても適切な行動をとることができない、又は困難な者。 ②危険を知らせる情報を受け取ることができない、又は困難な者、若しくはそれを受け取っても、それに対して適切な行動をとることができない、又は困難な者。 以上のような状態により、災害時等の避難に際して、他者の援助が必要な者をいい、高齢者、障害者、難病患者、乳幼児、妊産婦、外国人、傷病者（普段は健常であっても、被災により負傷した者も含む。）等が考えられる。
ら	ライズタイム τ (秒)	断層面のある場所で滑りが継続する時間のこと。